

第 3 期

岩手県地域福祉支援計画 (中間案)

～ 互いに認め合い、共に支え合いながら、

誰もが安心して暮らし、幸福を実感できる地域社会の実現（仮）～

岩 手 県

ごあいさつ

※最終版に知事のあいさつ文と写真を挿入します。

平成 31 年 3 月

岩手県知事 達 増 拓 也

目 次

I	計画の概要	
1	計画改定の趣旨	4
2	計画の位置付け	4
3	計画期間	5
4	計画の推進	5
II	地域福祉を取り巻く状況	7
1	法改正等の動向	7
2	データで見た本県の地域福祉を取り巻く状況	9
III	計画の基本的考え方	
1	基本理念	18
2	基本方針	18
3	施策の基本方向	18
IV	施策の基本方向	
1	市町村の体制づくり	
(1)	地域福祉計画の推進	23
(2)	包括的な支援体制の整備への支援	25
2	福祉を支える人づくり	
(1)	地域福祉を担う人材の育成	26
(2)	地域福祉の意識の醸成	31
3	福祉サービス提供の仕組みづくり	
(1)	地域トータルケアシステムの構築	33
(2)	高齢者・障がい者への福祉サービスの推進	36
(3)	子どもの健全育成と子育て家庭への支援	38
(4)	誰もが安心して生活できる地域づくり	40
(5)	権利擁護の推進	45
(6)	総合的な福祉サービス情報の提供とサービスの質の向上	49
4	福祉でまちづくり	
(1)	住民参画と住民主体による生活支援の仕組みづくり	52
(2)	多様な主体による地域福祉の取組	56
(3)	地域の福祉活動の財源の創出	59
5	被災地の福祉コミュニティの構築と生活支援	
(1)	被災者の安心の確保と生活支援	61
(2)	新たな福祉コミュニティの形成支援	63
(3)	人材の確保・育成	64
V	計画推進の評価・検証	66
	《参考資料》	
	市町村地域福祉計画策定ガイドライン	67
	用語解説	72
	岩手県地域福祉支援計画《第3期：平成31年度～平成35年度》策定経緯	75
	岩手県地域福祉推進協議会委員名簿	76
	岩手県地域福祉推進協議会設置要綱	77
	社会福祉法（抄）	78
	《希望郷いわてモニターアンケート》	80

I 計画の概要

1 計画改定の趣旨

- 平成 12 年に社会福祉事業法が改正・改称された社会福祉法は、その目的に「地域福祉の推進」を明記し、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、(中略) 地域福祉の推進に努めなければならない」と規定しています。また、県及び市町村が、地域住民の合意を形成し、地域の実情に応じて地域福祉の推進に自主的かつ積極的に取り組む方策として、「都道府県地域福祉支援計画」及び「市町村地域福祉計画」の策定が規定され、平成 15 年 4 月に施行されました。
- 本県では、平成 21 年 3 月、第 1 期岩手県地域福祉支援計画を策定し、「互いに認め合い、共に支え合いながら、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現」を基本理念に掲げ、「ソーシャル・インクルージョン」の考え方を基本方針に、地域福祉の推進に取り組んできたところであり、平成 26 年 3 月には、社会福祉制度の動向や東日本大震災津波による地域の状況変化を踏まえ、第 2 期計画を策定し、引き続き取組を進めてきたところです。
- 計画策定以後においても、本県の少子化等の影響による人口減少及び高齢化の進行等により、地域の住民同士による支え合いや助け合いなどの相互扶助機能は弱体化するとともに、子どもの貧困やダブルケア、生活困窮者への支援など、地域住民が抱える課題や福祉ニーズは増加するとともに多様化・複合化しています。
- 東日本大震災津波による被災地では、応急仮設住宅から災害公営住宅など恒久的な住宅への移行が進んでいますが、人口の減少、高齢化による要援護者の増加、住民の生活環境の変化など様々な生活・福祉課題を抱えており、中長期的な見守り支援体制の充実が必要であり、新たな「福祉コミュニティ」づくりが求められています。
- 国では、地域や個人の抱える課題を多様な主体が『我が事』として受け止め、『丸ごと』支えていく『地域共生社会』の実現を今後の福祉改革の基本コンセプトに位置づけ、社会福祉法を改正(平成 30 年 4 月施行)し、住民主体による地域づくりや市町村による包括的な支援体制の整備など、『地域共生社会』の実現に向けた取組を進めています。
- 本県では、平成 30 年 3 月末現在で 28 市町村が地域福祉計画を策定し、地域福祉の推進に取り組んでいますが、高齢者、障がい者、児童など要援護者への福祉サービス提供の実施者であり、地域福祉推進の中核である市町村の役割はますます重要となっています。
- こうしたことを踏まえ、県計画に基づくこれまでの取組状況を評価・検証するとともに、国が進めている『地域共生社会』の実現に向けた取組や東日本大震災津波の被災地を含め地域の状況の変化等を勘案して計画改定を行い、「ソーシャル・インクルージョン」の考え方に基づいた地域社会の実現を目指し、県民の幸福を守り育てる、「他人とのかかわり」や「つながり」を大切にする岩手らしい地域福祉を推進するため、「岩手県地域福祉支援計画《第 3 期：平成 31 年度～平成 35 年度》」を策定するものです。

2 計画の位置付け

- この計画は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 108 条の規定に基づく都道府県地域福祉支援計画として策定するものです。
- この計画は、県の地域福祉推進の理念、基本方針を定めるとともに、市町村地域福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の推進を支援するための計画です。
- この計画は、県民、地域団体、福祉事業者、市町村等が、それぞれの役割に基づいて取り組むべき地域福祉分野に関する活動の基本的方向を示すものです。
- この計画は、平成 30 年度に策定された「いわて県民計画」(第 1 期アクションプラン)の下、「いわていきいきプラン 2020」、「岩手県障がい者プラン」、「いわて子どもプラン」等の福祉の他の領域別計画や、岩手県社会福祉協議会が策定する「岩手県社会福祉協議会活動計画」と連携しながら、本県の地域福祉の総合的な推進を図る計画です。

3 計画期間

計画期間は、平成 31 年度から平成 35 年度の 5 か年とします。

4 計画の推進

本計画に掲げる施策の推進状況を把握・評価するため、評価の目安とする項目の現状値の比較や施策、各事業の取組状況等を基に県において自己評価するとともに、評価結果について、岩手県地域福祉推進協議会において検証し、地域福祉推進に向けた施策等へ反映します。

計画の概念図

市町村地域福祉計画

- ◇市町村の地域福祉の推進に関する事項
 - 高齢者、障がい者、児童等の福祉の取組
 - 福祉サービスの適切な利用の推進
 - 社会福祉を目的とする事業の健全な発達
 - 地域福祉活動への住民参加の促進
 - 包括的な支援体制の整備

他の福祉計画

次世代育成支援対策推進法による行動計画

障害者計画
障害福祉計画

高齢者福祉計画
介護保険事業計画

協働

地域住民

地域福祉活動団体

事業者

学校

企業

協働

市町村社会福祉協議会

支援

連携

岩手県次期総合計画

県高齢者福祉計画・県介護保険事業支援計画（いわていきいきプラン）

県障害者計画・県障害福祉計画（岩手県障がい者プラン）

次世代育成支援対策推進法による県後期行動計画（いわて子どもプラン）

岩手県地域福祉支援計画

- ◇市町村の地域福祉推進の支援に関する事項
 - 高齢者、障がい者、児童等の福祉の取組
 - 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針
 - 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保、資質の向上
 - 福祉サービスの適切な利用促進及び社会福祉事業の健全な発達の基盤
 - 市町村における包括的な支援体制の整備への支援

連携

岩手県社会福祉協議会

II 地域福祉を取り巻く状況

1 法改正等の動向

(1) 地域福祉の推進

- 平成2年のいわゆる「福祉関係8法改正」により、①ホームヘルプ、ショートステイ等在宅福祉サービスの法定化、②在宅福祉サービス及び施設福祉サービス提供の市町村への一元化（老人ホーム等の入所決定権限の県から町村への移譲）、③市町村への老人保健福祉計画の策定の義務化、④社会福祉事業法に「地域住民の理解と協力」の必要性などが明記され、市町村社会福祉協議会の目的に「地域福祉を目的とする事業の企画及び実施」が追加されました。
- 平成4年の社会福祉事業法の改正により、福祉人材確保に関して規定され、市町村社会福祉協議会の目的に「社会福祉に関する住民の参加のための援助」が追加されました。
- 平成5年には、「国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」（厚生省告示）が示されました。
- 平成10年には、特定非営利活動促進法（いわゆる「NPO法」）が成立しました。
- 平成12年には、社会福祉事業法が「社会福祉法」に改正・改称され、福祉サービスの基本理念等として、「個人の尊厳の保持を旨とし」、「自立した日常生活を営むことができるように支援」し、「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営」めるよう、「多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供すること」が明記されました。また、市町村社会福祉協議会が「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されました。
同年には、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）」が施行されました。

(2) 第1期計画策定後の動向

- 平成21年
 - ・ニートやひきこもりの若者が円滑に社会生活を送れるよう、関係機関が連携して支援する「子ども・若者育成支援推進法」が成立しました。
- 平成22年
 - ・「改正障害者自立支援法」が成立し、障がい者の地域生活支援のため、市町村への基幹相談支援センターの設置や自立支援協議会が法定化されました。
 - ・岩手県では、障がいについての理解の促進と不利益な取扱いの解消について定めた「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」が制定されました。
- 平成23年
 - ・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立しました。
 - ・「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、社会福祉法人の所轄庁権限が県から一般市へ移譲されました。
- 平成24年
 - ・社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す社会保障制度改革推進法ほかのいわゆる「社会保障と税の一体改革関連8法」が成立しました。
 - ・「改正介護保険法」により地域包括ケアの理念規定が設けられました。
 - ・幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の総合的な推進を図るためのいわゆる「子ども・子育て関連3法」が成立しました。
 - ・障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に題名改正されたほか、「障害者」の範囲に難病患者等を追加するなどの改正が行われました。

- 平成 25 年
 - ・社会保障制度改革推進法に基づく社会保障改革の手順を定めた「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（社会保障制度改革プログラム法）」が成立しました。
 - ・貧困家庭の子どもへの教育支援などを国の責務とする「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立しました。
 - ・生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るための「生活困窮者自立支援法」（平成 27 年度施行）が保護受給者の就労による自立の促進等を図る「改正生活保護法」とともに成立しました。
 - ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、障害者権利条約の批准が国会で承認されました。
 - ・災害時に自ら避難できない避難行動要支援者の名簿の作成を市町村に義務付ける「改正災害対策基本法」が成立しました。
 - ・精神障がい者の地域移行を促進するため、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が一部改正され、保護者制度の廃止や医療保護入院における入院手続き等の見直し等が定められました（平成 26 年 4 月施行）。

(3) 最近の動向（前計画策定以降）

- 平成 26 年
 - ・地域における医療と介護の総合的な確保を推進するため、「医療介護総合確保推進法」（平成 27 年 4 月施行）が成立しました。
- 平成 27 年
 - ・福祉ニーズの多様化・複雑化、人口減少などの課題に対応するため、厚生労働省から「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」が示されました。
- 平成 28 年
 - ・「母子保健法」が改正され（平成 29 年 4 月施行）、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」が法定化されました。
 - ・障がい者が望む地域生活を支援するため、「障害者総合支援法」が改正されました（平成 30 年 4 月施行）。
 - ・「社会福祉法」が改正され（平成 29 年 4 月施行）、社会福祉法人の地域における公益的な取組を実施する責務が規定されました。
 - ・成年後見制度の利用促進に向け、国による基本計画の策定などを定めた「成年後見制度利用促進法」（平成 29 年 5 月施行）が成立しました。
 - ・「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、「地域共生社会」の実現に向け、厚生労働省に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」が設置され、包括的相談支援体制の構築や共生型サービスの創設などの「当面の改革工程」が決定されました。
- 平成 29 年
 - ・市町村によるネットワーク構築や県による広域的支援などを定めた「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。
 - ・地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、「社会福祉法」において、市町村による地域住民等との協働による包括的支援体制づくり、地域福祉（支援）計画の策定が努力義務化されました。
- 平成 30 年

今後調整

2 データで見た本県の地域福祉を取り巻く状況

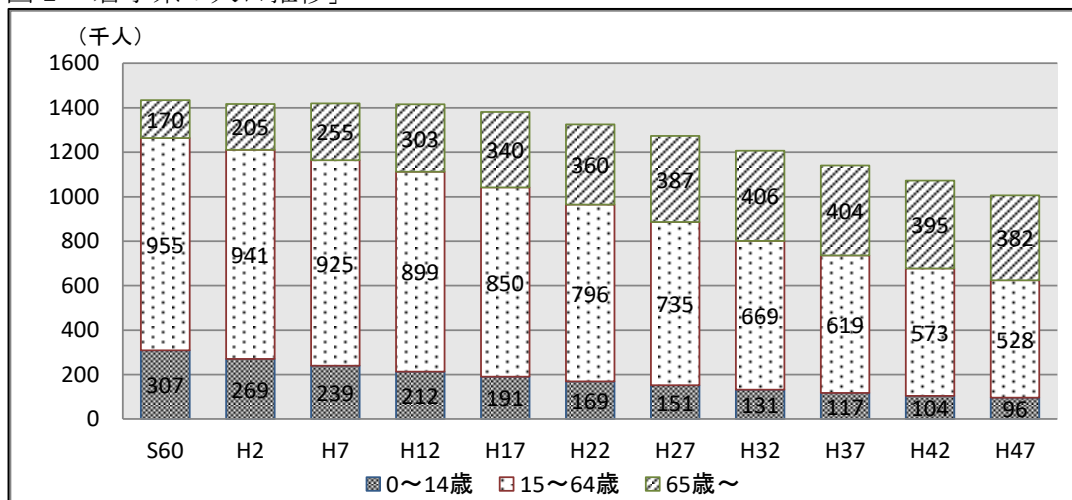
(1) 人口減少と少子・高齢化の進展

ア 人口減少

本県の総人口は、「岩手県人口移動報告年報」（県政策地域部）によると平成29年10月1日現在、1,254,807人となっており、昭和60年の1,433,611人をピークに減少に転じ、今後の推計では、平成37年には114万人まで減少すると見込まれています。

なお、国の総人口は、平成20年の1億2,808万人をピークに減少に転じており（出典：「人口推計」総務省統計局）、本県では、国より約20年以上早く人口減少が始まっていることになります。

図1 「岩手県の人口推移」

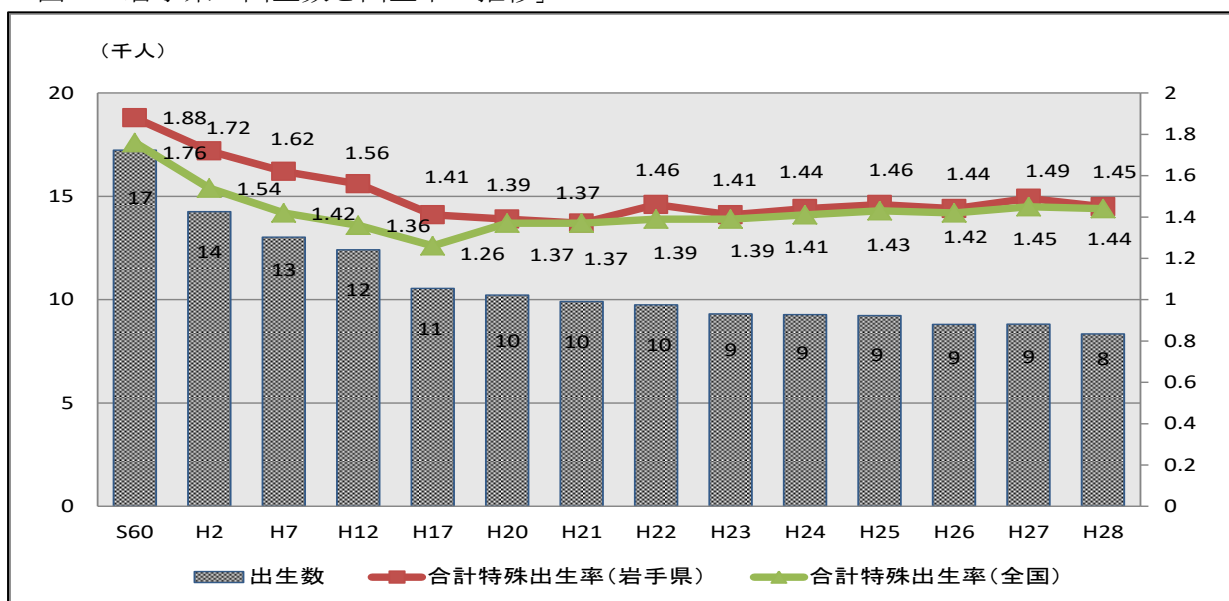


【資料】「国勢調査」（総務省）「都道府県別将来推計人口（平成25年3月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

イ 少子化

平成28年の出生数は8,341人、女性が一生に生む平均の子供の数を表す合計特殊出生率は1.45となっており、昭和60年と比較すると、出生数は8,891人、合計特殊出生率は0.43ポイント下がっています。

図2 「岩手県の出生数と出生率の推移」



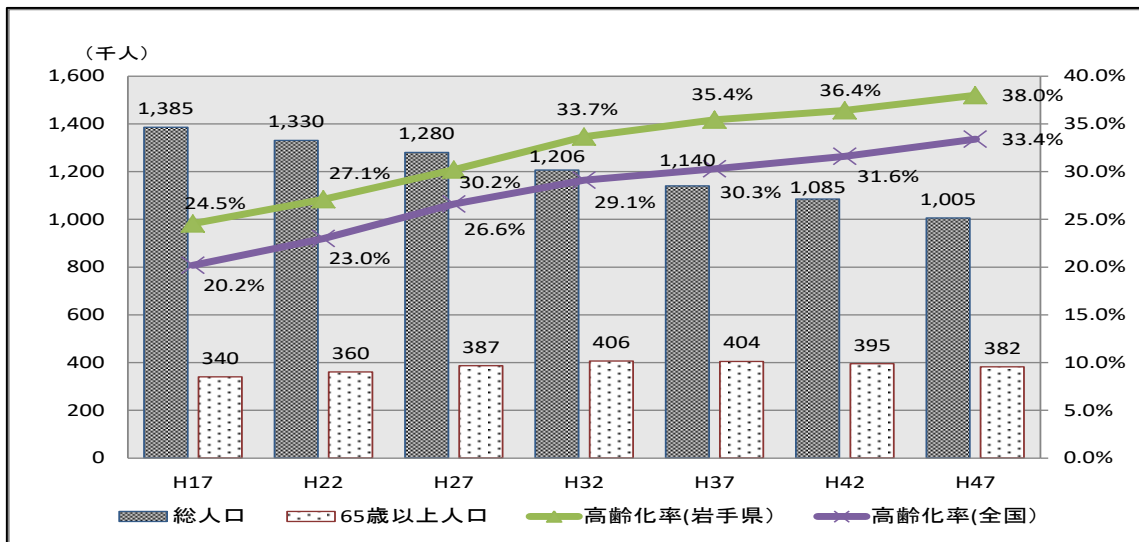
【資料】人口動態調査（厚生労働省）

ウ 高齢化

人口に占める 65 歳以上の割合を示す高齢化率は、平成 27 年 10 月 1 日現在、30.2%（全国 26.6%）と県民の約 3 人に 1 人が高齢者となっています。今後の推計では、平成 47 年には 38.0%まで上昇すると見込まれています。

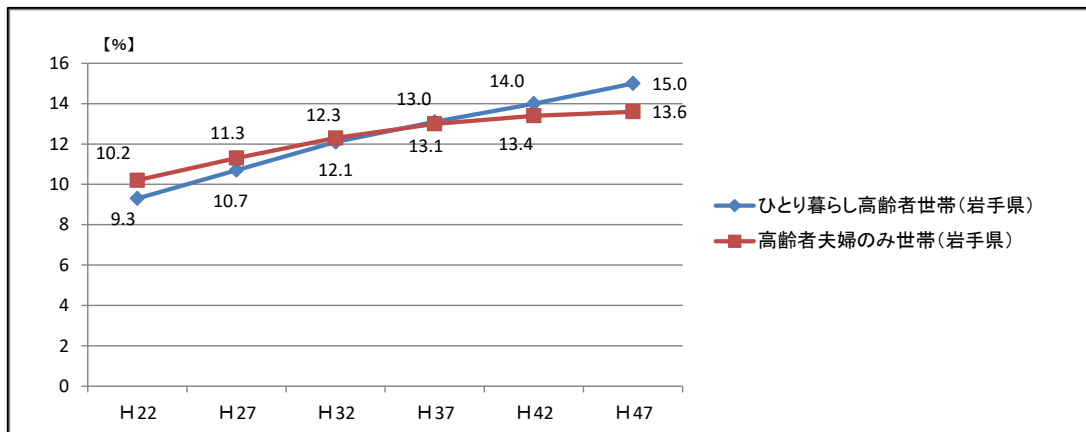
また、高齢化の進展に伴い、一人暮らし高齢者や高齢者だけの世帯も増えており、一人暮らし高齢者世帯と高齢者夫婦のみの世帯を合わせると、全世帯に占める割合は平成 22 年の 19.5%から平成 32 年には 24.4%にと上昇し、約 4 世帯に 1 世帯が高齢者のみの世帯になると見込まれます。

図 3 「岩手県の高齢者数と高齢化率の推移」



【資料】「国勢調査」（総務省）「都道府県別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

図 4 「高齢者世帯等の状況」



【資料】「日本の世帯数の将来推計」（平成 26 年 4 月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

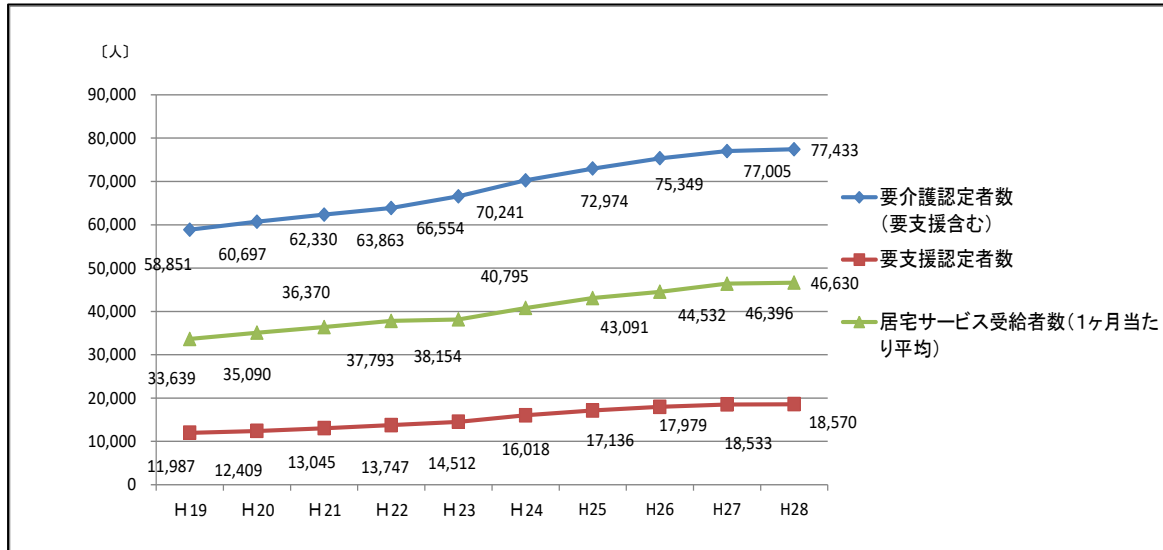
(2) 高齢者・障がい者等の福祉サービス利用状況

ア 要介護認定者等の状況

高齢化の進展に伴い、要介護認定者数は年々増加し、平成 28 年には 77,433 人となっています。

また、介護保険居宅サービス受給者数は、1 か月当たり平均の総数で見ると、平成 19 年の 33,639 人から平成 28 年には 46,630 人となり、大きく増加しています。

図5 「要介護認定者と居宅サービス受給者の推移」



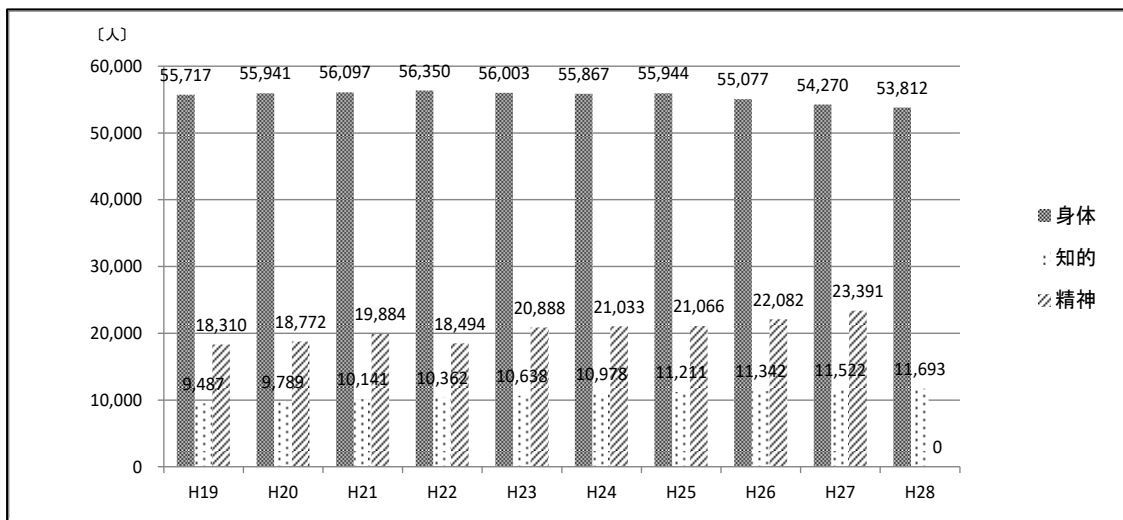
【資料】「介護保険事業報告」(年報) ※平成 28 年度は暫定値

イ 障がい者の状況

障がい者数は、平成 19 年には身体障がい者(身体障害者手帳交付者数) 55,717 人、知的障がい者(療育手帳交付者数) 9,487 人、精神障がい者(医療を受けている精神障がい者数) 18,310 人でしたが、平成 28 年の身体障がい者数は 53,812 人と減少傾向、知的障がい者数(療育手帳交付者数)は 11,693 人と増加傾向、平成 27 年の精神障がい者数は 23,391 人と増加傾向にあります。

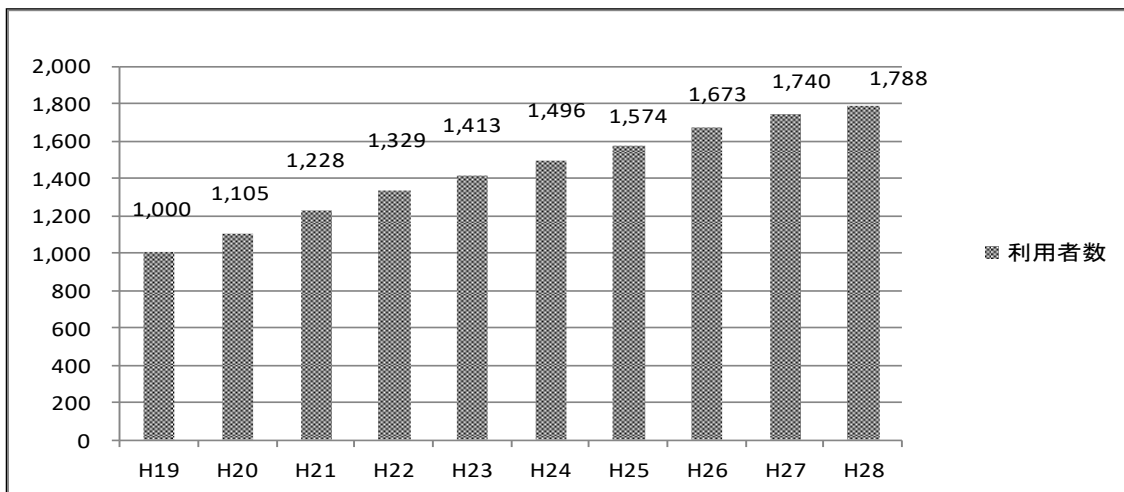
また、障がい者の地域移行に伴い、グループホームの利用者数は年々増加しています。なお、判断能力が十分ではない方が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用支援等を行う日常生活自立支援事業の利用者も増加しています。

図6 「障がいのある人の推移」



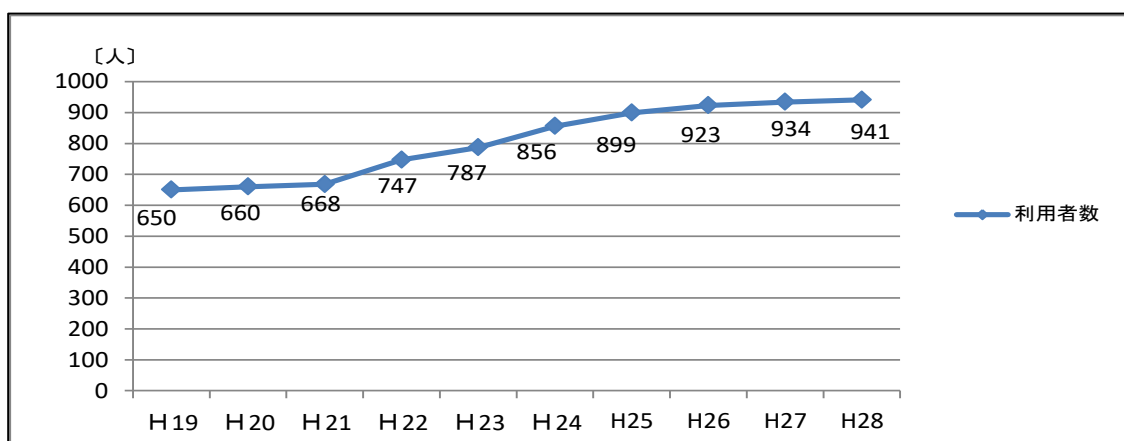
【資料】身体障がい者数、知的障がい者数：県障がい保健福祉課調べ
精神障がい者数「精神保健福祉資料」、「福祉行政報告例」(厚生労働省)
※H28 年度の「精神保健福祉資料」は未公表であることから、数値を掲載していません。

図7 「障がい者のグループホームの利用者数の推移」



【資料】 県障がい保健福祉課調べ

図8 「日常生活自立支援事業のサービス利用者数の推移」



【資料】 岩手県社会福祉協議会調べ

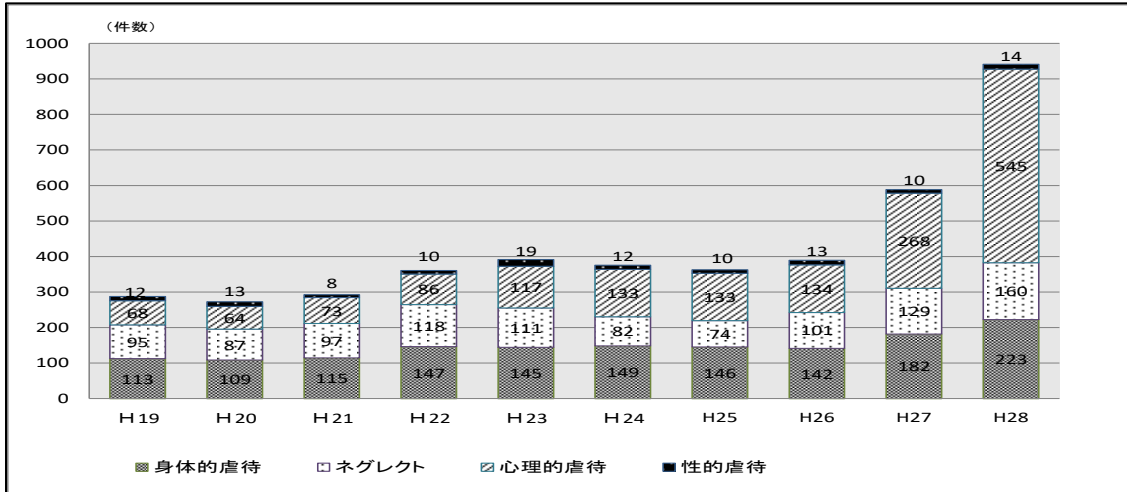
(3) 地域の深刻な福祉課題

児童虐待は平成 26 年度以降大きく増加しており、中でも心理的虐待が大きな割合を占めています。

高齢者虐待は、200 件台で推移しており、平成 28 年度は 274 件で、前年度から 64 件増加しました。

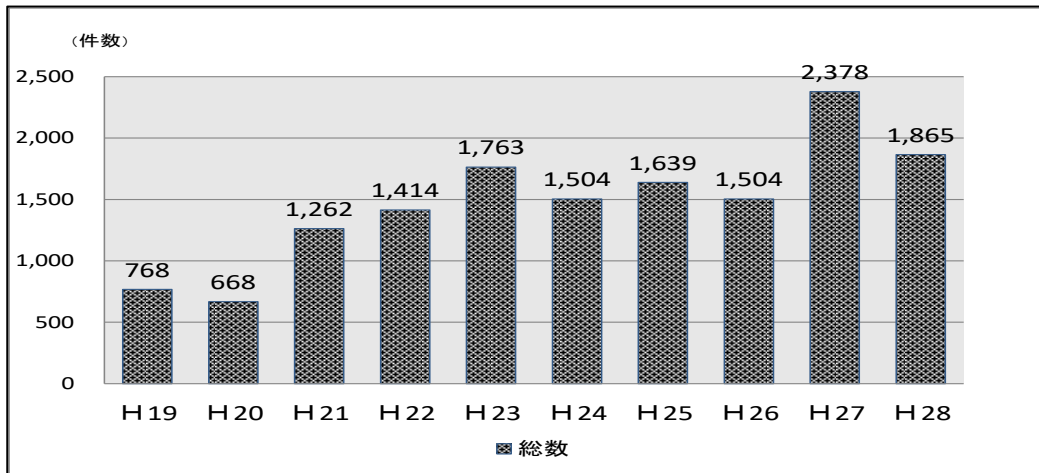
本県の自殺者は減少傾向にありますが、自殺死亡率（人口 10 万人対）では、全国と比較すると高い状況が続いています。

図9 「児童虐待処理件数の推移」



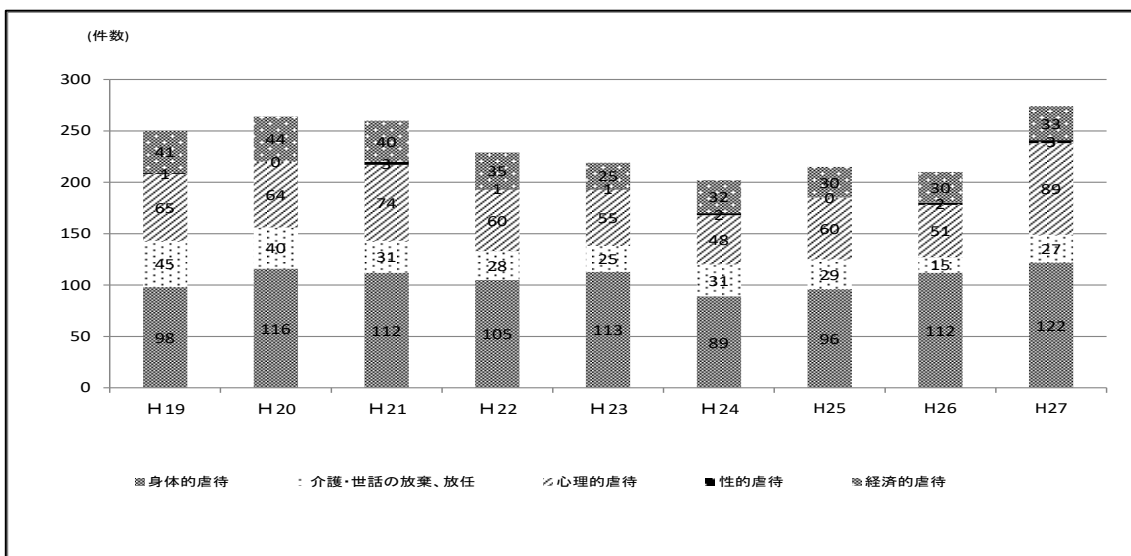
【資料】「福祉行政報告例」(厚生労働省)

図10 「ドメスティック・バイオレンス(DV)」相談件数



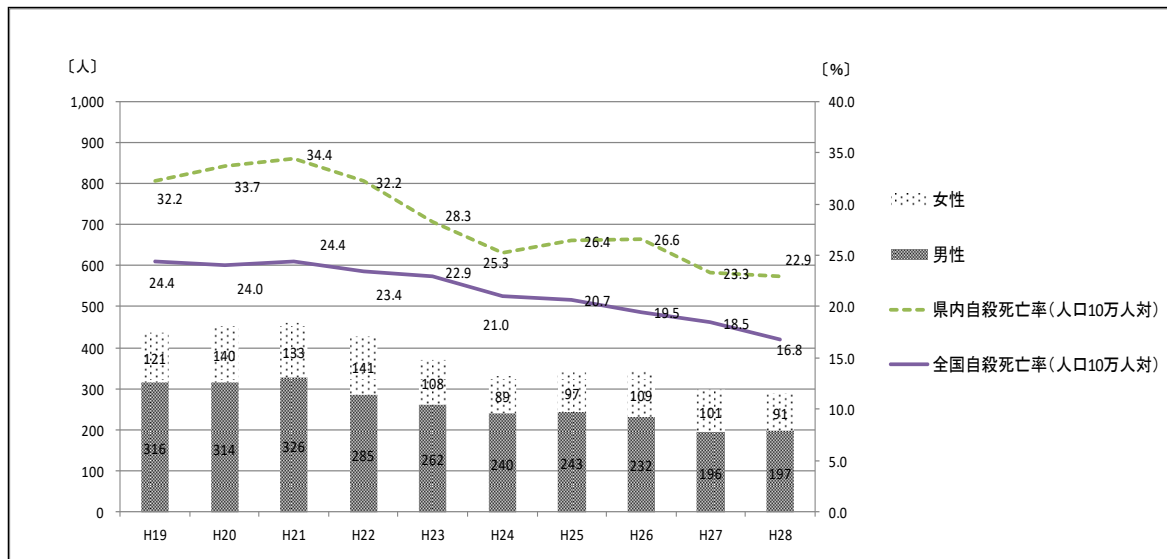
【資料】県若者女性協働推進室調べ

図11 「高齢者虐待判断事例件数の推移」



【資料】県長寿社会課調べ

図 12 「県内の自殺者の推移」



【資料】 県障がい保健福祉課調べ

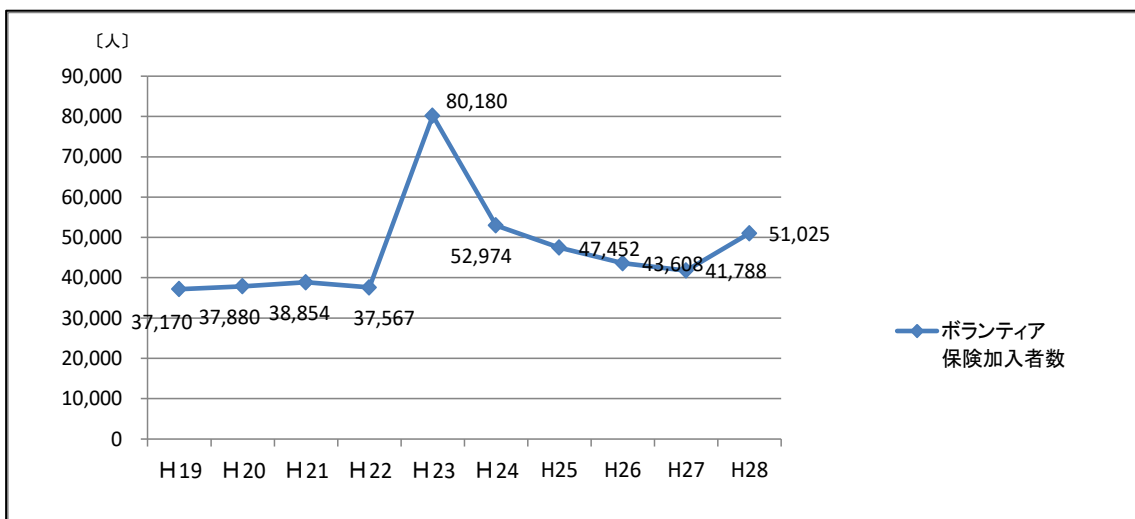
(4) 地域福祉の多様な担い手

県内の福祉活動ボランティアは、平成 22 年まで横ばいで推移してきましたが、東日本大震災津波の発生により平成 23 年は急増しました。平成 24 年以降は減少傾向にありましたが、平成 28 年は、平成 28 年台風第 10 号の発生や希望郷いわて国体・大会の開催により増加しています。

保健・医療・福祉分野の NPO 法人設立認証数は、平成 23 年度から 25 年度にかけて大きく増加しています。

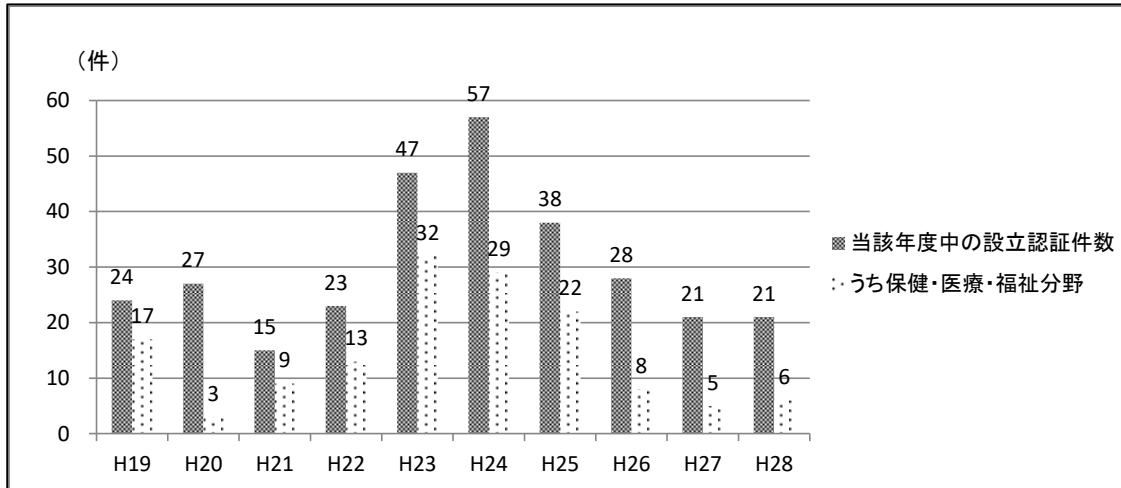
社会貢献活動を行っている事業所は 5 割弱であり、平成 24 年度時点からあまり変化が見られませんが、活動の中で地域づくり活動が占める割合が高くなっています。

図 13 「ボランティアの推移」



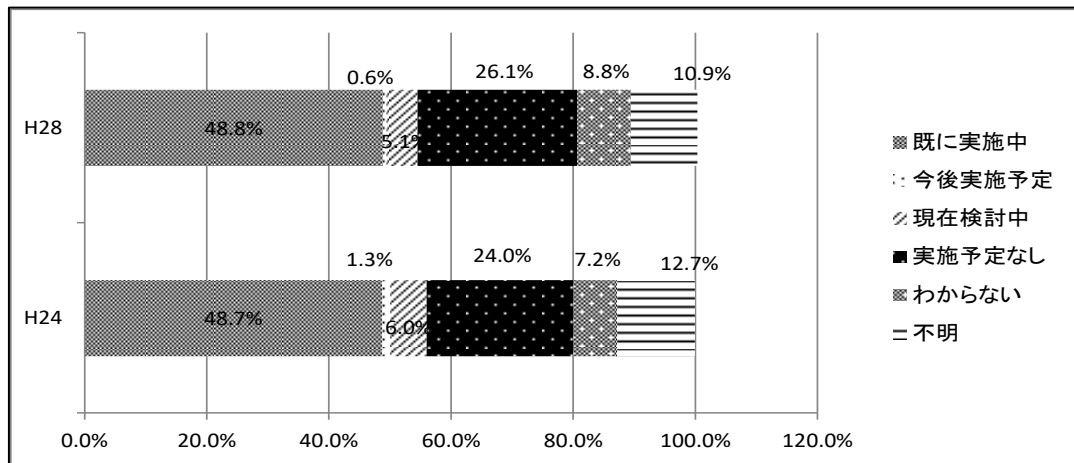
【資料】 岩手県社会福祉協議会調べ

図 14 「NPO法人認証の推移」



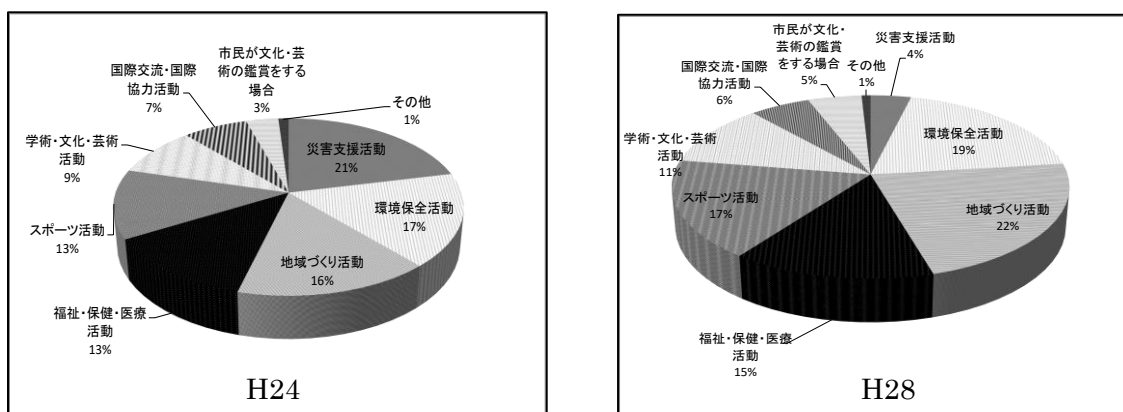
【資料】 県若者女性協働推進室調べ

図 15 「企業・事業所の社会貢献活動の状況」



【資料】 「企業・事業所行動調査（平成 24 年度、28 年度）」（県調査統計課）

図 16 「既に実施中の企業・事業所の社会貢献活動の内容（人の派遣などの人的貢献）」



【資料】 「企業・事業所行動調査（平成 24 年度、28 年度）」（県調査統計課）

(5) 被災者の状況（平成28年度東日本大震災被災者実態調査（岩手県社会福祉協議会））

ア 重点見守り世帯の姿

独居高齢者が多く、何らかの理由で応急仮設住宅に残るか、転居先に災害公営住宅を選ぶことが多い状況にあります。

イ 災害公営住宅入居者の姿

60代以上が76.9%で、そのうち1人世帯が43.4%、2人世帯が44.2%を占め、独居高齢者が多く、2人世帯でもどちらか一方の入院入所、死亡等による環境変化で独居高齢になるリスクが高い状況にあります。

ウ 今の家計と将来の家計の見通し

今の家計を「厳しい」「少し厳しい」とした世帯は、ひとり親世帯5割程度、子育て世代、要介護包含世帯が4割程度で、これら世帯が生活困窮に至らないよう注視が必要です。

エ 近隣との関係性と地域の暮らしやすさ

助け合いの機会が少なく孤立傾向にある人は地域での暮らしの満足度が低い状況にあります。

オ 住まいや年代による孤立の可能性

重点見守り世帯や80代以上の人で生活支援相談員等の支援者とのつながりに依存している場合、近所など周囲との関わりの頻度が低い可能性があり、孤立や孤独死など日常生活の中での安否確認漏れが懸念されます。

表1 「沿岸12市町村人口の推移」

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口(10/1現在)	285,236	280,707	276,813	274,086	260,012	256,164	252,780	249,633	251,465	247,912	243,459
総人口増減		△ 4,529	△ 3,894	△ 2,727	△ 14,074	△ 3,848	△ 3,384	△ 3,147	1,832	△ 3,553	△ 4,453
うち社会増減(10~9月)		△ 2,788	△ 1,978	△ 1,385	△ 5,689	△ 1,734	△ 1,362	△ 1,174	△ 1,474	△ 1,255	△ 2,025
うち自然増減(10~9月)		△ 1,768	△ 1,975	△ 2,116	△ 7,809	△ 2,235	△ 2,125	△ 2,148	△ 2,212	△ 2,380	△ 2,547

【資料】「岩手県人口移動報告年報」（県調査統計課）

※平成22年及び平成27年の人口「国勢調査」

表2 「沿岸12市町村の社会増減（転出超過の状況）」

区分	年	社会増減	内 訳	
			内陸市町村	県 外
震災前	平成20年	△ 2,788	△ 1,104	△ 1,684
	平成21年	△ 1,978	△ 743	△ 1,235
	平成22年	△ 1,385	△ 592	△ 793
震災後	平成23年	△ 5,689	△ 3,327	△ 2,362
	平成24年	△ 1,734	△ 1,341	△ 393
	平成25年	△ 1,362	△ 1,197	△ 165
	平成26年	△ 1,174	△ 937	△ 237
	平成27年	△ 1,474	△ 838	△ 636
	平成28年	△ 1,255	△ 802	△ 453
	平成29年	△ 2,025	△ 1,001	△ 1,024

【資料】「岩手県人口移動報告年報」（県調査統計課）

(6) 地域福祉に関する住民の意識（地域福祉に関するアンケート）

今後の地域福祉に関する施策の参考とするとともに、「岩手県地域福祉支援計画」見直しの際の参考とするため、平成30年2月に希望郷いわてモニター（276名）を対象とした「地域福祉に関する意識調査」を実施しました。

調査の主な結果は、次のとおりです。

質問1 「地域福祉」のイメージ

- | | |
|------------------------------------|---------|
| ① 誰にとっても暮らしやすい社会をつくること | : 34.8% |
| ② 日常生活において困ったときにお互いに助け合うこと | : 26.7% |
| ③ お年寄りや障がいのある人、子育て中の人などを周りの人が支えること | : 25.7% |
| ④ お年寄りや障がいのある人のための施設や制度を整えること | : 8.6% |

質問2 ふだんの近所付き合い

- | | |
|------------------------|---------|
| ① 顔が合えば立ち話をする程度 | : 31.3% |
| ② あいさつを交わす程度 | : 28.9% |
| ③ 家を行き来するほど親しく付き合っている | : 22.8% |
| ④ 困った時に何でも相談し助け合える人がいる | : 12.8% |

質問3 近所づきあいの必要性

- | | |
|---|---------|
| ① わずらわしいと感じることもあるが、万一の際は、互いに助け合えるよう日頃から大切にしている。 | : 59.3% |
| ② 相談したり助け合うことは、当然である | : 21.8% |
| ③ わずらわしいことが多いので、あまり関わらないようにしている | : 13.9% |
| ④ なくても困らない | : 3.8% |

質問4 住んでいる地域の福祉課題

- | | |
|--|---------|
| ① お年寄りや障がいのある人など、地域で支援を必要としている人が増えていること | : 64.5% |
| ② 人と人との繋がりが希薄になり、隣近所で支え合う関係が少なくなっていること | : 55.5% |
| ③ 福祉課題を抱える人が安心して生活できるサービスや施設が整っていないこと | : 25.1% |
| ④ 災害などが起こったときに、地域の人々の助け合いの体制づくりができていないこと | : 19.0% |
| ⑤ ひきこもりや孤立している人が増えていること | : 16.6% |

質問5 地域福祉推進のため行政が取り組むべきこと

- | | |
|-----------------------------|---------|
| ① 身近なところで何でも相談できるような相談体制の整備 | : 50.2% |
| ② 地域福祉を担う人材の育成 | : 40.3% |
| ③ 総合的な福祉サービス情報の提供の充実 | : 31.8% |
| ④ 住民による身近な支え合い活動への支援 | : 26.5% |
| ⑤ 地域住民等に対する福祉の意識の醸成 | : 18.5% |

Ⅲ 計画の基本的考え方

1 基本理念

～「互いに認め合い、共に支え合いながら、
誰もが安心して暮らし、幸福を実感できる地域社会の実現(仮)」～

2 基本方針

県民誰もが、住み慣れた地域社会で、年齢や性別、心身の障がいの有無に関わりなく、お互いの個性や尊厳を認め合い、共に生活するという考え方（ソーシャルインクルージョン）に基づいた地域社会を実現するためには、住民相互が理解し合い、共に支え合っていくことが重要です。

そのため、地域福祉を推進する中核である市町村の体制づくりを支援し、福祉サービスや多様な福祉活動の担い手となる人材の育成を進め、そうした人々の参加を得ながら、地域で効果的な福祉サービスが提供できる仕組みづくりに取り組むとともに、住民が主体となった「福祉でまちづくり」と「被災地の福祉コミュニティの構築と生活支援」を進め、誰もが安心して暮らせる、幸福を実感できる地域社会の実現を目指します。

本計画では、本県の地域の特性や実情に即しながら、高齢者、児童、障がい者などの分野を越え、市町村域や市町村内の一定の区域（中学校区、小学校区、町内会・自治会など）での自立した生活を支援する横断的なサービス提供のあり方についても示しています。

3 施策の基本方向

(1) 市町村の体制づくり

- 地域福祉推進の中核である市町村が、地域福祉の主体である住民の主体的な参画を得ながら、社会福祉協議会や民生委員・児童委員をはじめ、地域の社会福祉事業者等の多職種・多機関と連携し、地域福祉計画に基づいて住民や関係の多職種・多機関と連携して地域の生活・福祉課題を解決できるような体制づくりを支援します。
- 市町村が、保健・福祉・医療の各関係団体をはじめ、NPOやボランティア、地域住民等との連携体制を構築し、地域の特性等に応じた地域福祉を推進できるよう支援します。
- 多様化・複雑化する地域住民の福祉ニーズに的確に対応していくため、多機関、多職種と連携した総合相談窓口の各地域への設置や、課題を抱えた住民に対し各相談機関等が協働してアウトリーチにより支援を行うなどの取組ができるよう、市町村における包括的な支援体制づくりを支援します。

(2) 福祉を支える人づくり

- 地域福祉を担う人材として、専門的能力を備えた社会福祉事業従事者をはじめ、率先して地域の福祉課題に取り組むボランティアなどの人材の確保・育成を図るとともに、多様な担い手や社会資源をネットワークで結びながら、協働による取組を進める地域福祉活動コーディネーター、福祉行政職員の育成を進めます。
- 子ども達を含め住民一人ひとりが、地域福祉推進の主体として、高齢や障がいなどで生活上の困難を抱える人を理解し、お互いに支え合いながら、共に生きるという考えを各ライフステージで学習できるよう、地域活動のなかに学習機会を取り入れ、社会福祉協議会活動や学校教育、生涯学習の中で実践し、住民主体の地域づくりや福祉の意識の醸成を図ります。

(3) 福祉サービス提供の仕組みづくり

- 高齢者、児童、障がい者、生活困窮者などに対する福祉サービスが、インフォーマルな支援を含めて総合的に提供される「地域トータルケアシステムの構築」を促進します。
- 誰もが地域で安心した生活を送ることができるよう、ワンストップでいろいろな相談ができ、その内容に応じてアウトリーチによる必要な支援や地域ケア会議などを活用した的確なケアマネジメントが提供されるよう、市町村の体制づくりを支援します。
- 高齢者や障がい者が、介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括ケアのまちづくりや障がい福祉サービスの整備を推進します。
- 安心して子どもを生み育てられる環境をつくるため、妊娠、出産、子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築を進めるとともに、子どもが生まれ育った環境に左右されず、成長していけるよう、子どもの貧困対策など、子どもが健やかに成長できる環境を整備します。
- 地域で支援を必要としている人を孤立させないよう、住民が最も身近で相談しやすい支援者である民生委員・児童委員の活動の充実・強化や、地域の住民による見守りや声かけ、生活困窮者への支援、自殺対策の取組などを行い、適時、適切に必要な支援が提供される地域づくりを目指します。
- 高齢者や障がい者が地域において安心して生活できるよう、権利擁護や虐待防止に向けた取組を推進します。
- 児童虐待のない地域づくりに向け、発生予防、早期発見、相談・対応機能の充実及び再発防止のため、市町村の児童家庭相談体制の充実や要保護児童対策地域協議会の機能強化に向けた取組を支援するとともに、児童相談所の体制強化や関係機関との連携に努めます。
- 県、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会が連携し、住民一人ひとりに総合的に福祉サービス情報を提供できる体制づくりを進めるとともに、質の高い利用者本位の福祉サービスが提供されるよう、サービスに対する苦情を受け付ける制度の周知や福祉サービスの第三者評価を促進します。

(4) 福祉でまちづくり

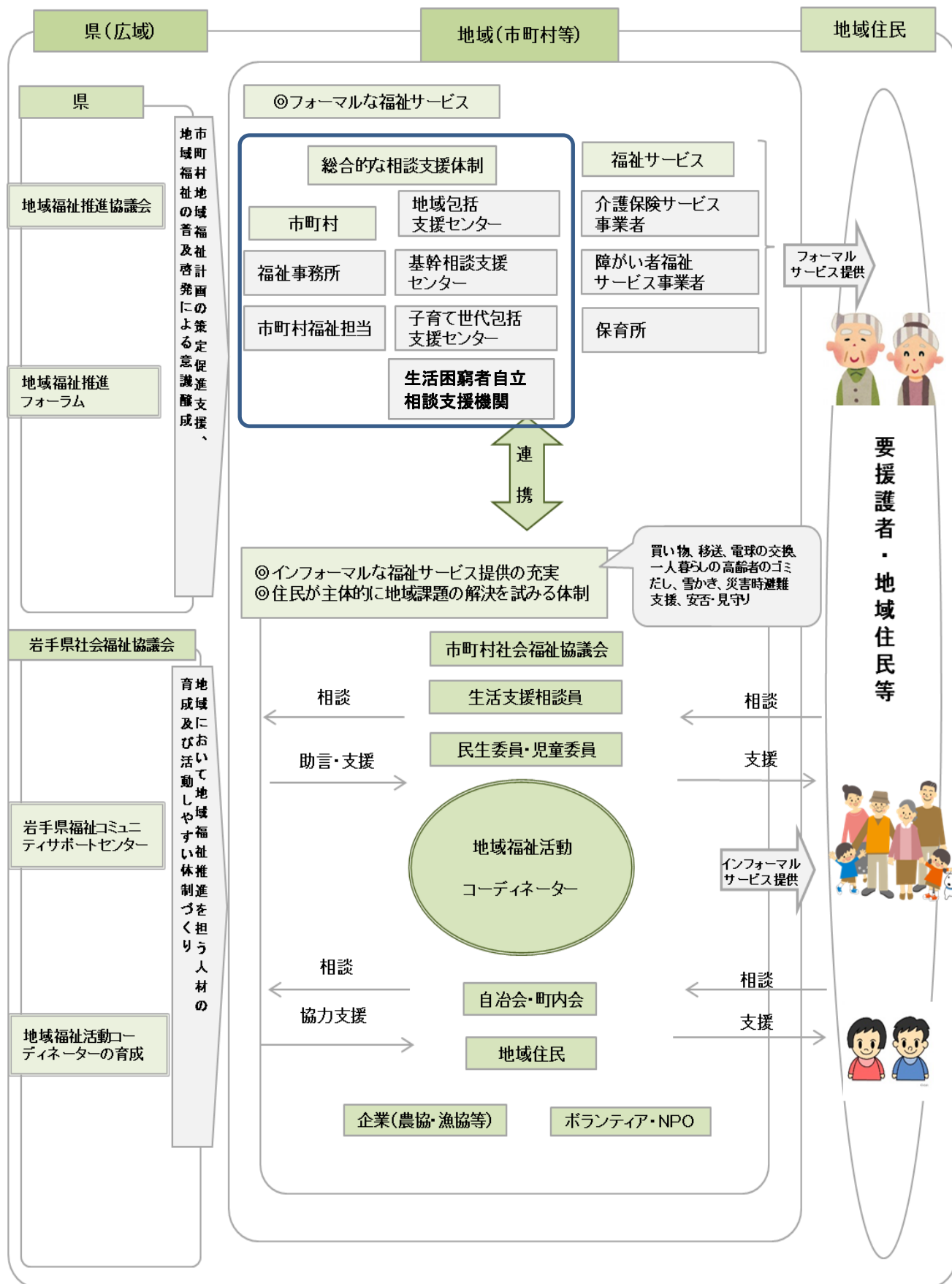
- 誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、住民参加による生活支援の仕組みづくりや多様な福祉活動を展開するボランティア・NPOの支援、社会福祉法人などの民間団体・企業等による地域貢献活動の促進などを通じて、ニーズに対応した新たな福祉サービスの創出や提供など、住民が主体となった「福祉でまちづくり」を進めます。
- 住民が主体となった地域福祉の取組を促進するため、社会福祉行政分野に住民が参画しやすい仕組みづくりや、高齢者や障がい者、子育て家庭などの日常生活を住民参加により支援する仕組みづくりを進めます。
- 災害時に要援護者への支援を迅速かつ的確にできるよう、避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の策定や福祉避難所の充実など市町村の取組を促進するとともに、災害派遣福祉チームの派遣体制強化や防災ボランティアの受入体制の構築を進めます。
- ユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰もが安心して生活できる「ひとにやさしいまちづくり」を進めます。
- 多様な地域福祉活動の担い手となるボランティアや福祉活動NPOを育成・支援するとともに、継続した福祉活動に取り組むことができるようにコミュニティビジネスの創出等を支援します。
- 社会福祉法人による地域公益事業の取組を推進するほか、福祉活動など地域貢献活動に対する企業の理解を高め、福祉活動等への活動資金の提供や人的な貢献、資材の提供などを通じて、ボランティアやNPOが活動しやすい仕組みづくりを進めます。

(5) 被災地の福祉コミュニティの構築と生活支援

- 東日本大震災津波の発生により、人口の減少や高齢化が急激に進行した地域の住民や、転居を余儀なくされ住み慣れた地域を離れた住民などが、新たな生活環境において、住民相互の支え合いや見守りなどにより、一人ひとりが被災前と同様に安心して豊かに暮らせる福祉コミュニティを構築するため、市町村や市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、町内会・自治会、ボランティア、NPOなど多様な主体の参画と連携によって、被災者を含めた地域住民が主体となった地域福祉活動が展開できる環境づくりを支援します。
- 被災者が安心して生活できる環境づくりのため、被災者の福祉的ニーズと関係機関・団体間のコーディネーター役となる人材の確保・育成を図るとともに、多職種連携の取組や関係機関・団体等の横断的なネットワークの強化を進め、被災者の生活再建のステージに応じた見守り支援や新たなコミュニティ形成など、中長期的な見守り支援体制の充実を促進します。
- 被災地の新たな福祉コミュニティの構築の向け、被災者の実情に応じた生活支援サービスの創出と提供が行われるよう、専門的能力を備えた福祉・介護従事者や、施策を立案する福祉行政職員、地域活動の担い手や地域福祉活動を率先して行うボランティアなど、被災者支援に従事する人材の確保・育成を支援します。

基本方針		施策の基本方向	
1	市町村の体制づくり	(1) 地域福祉計画の推進	ア 市町村の計画策定のための支援 イ 市町村の計画推進のための支援
		(2) 包括的な支援体制の整備への支援	・ 市町村における包括的支援体制整備に向けた支援
2	福祉を支える人づくり	(1) 地域福祉を担う人材の育成	ア 社会福祉事業従事者の確保・育成 イ 福祉ボランティア・福祉活動NPOの人材養成 ウ 地域福祉活動コーディネーターの育成 エ 福祉行政職員の育成
		(2) 地域福祉の意識の醸成	ア 地域に根ざした福祉の学び イ 子どもの福祉のこころの醸成
3	福祉サービス提供の仕組みづくり	(1) 地域トータルケアシステムの構築	ア 相談・支援のワンストップ体制の整備促進 イ 市町村の相談支援機能の充実 ウ ケアマネジメント機能の充実・強化
		(2) 高齢者・障がい者への福祉サービスの推進	ア 高齢者福祉の推進 イ 障がい者福祉の推進
		(3) 子どもの健全育成と子育て家庭への支援	ア 子育て家庭への支援 イ 子どもの健全育成
		(4) 誰もが安心して生活できる地域づくり	ア 民生委員・児童委員活動の充実・強化 イ 見守り体制の充実・強化 ウ 社会的孤立の防止 エ 生活困窮者の自立支援の推進 オ 自殺対策の推進
		(5) 権利擁護の推進	ア 虐待への対応と養護者等への支援による予防 イ 日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進 ウ 障がい者に対する不利益な取扱いの解消
		(6) 総合的な福祉サービス情報の提供とサービスの質の向上	ア 福祉サービス情報提供の充実 イ 苦情解決制度の利用促進 ウ 福祉サービス評価の推進
4	福祉でまちづくり	(1) 住民参画と住民主体による生活支援の仕組みづくり	ア 社会福祉行政分野への住民参画の促進 イ 住民参加による生活支援サービスの提供 ウ 避難行動要支援者の支援及び被災者の生活支援 エ ユニバーサルデザインの普及・促進
		(2) 多様な主体による地域福祉の取組	ア 福祉ボランティアと福祉活動NPOの活動支援 イ 社会福祉法人・福祉サービス事業者の地域貢献活動の推進 ウ 企業の社会貢献活動の促進
		(3) 地域の福祉活動の財源の創出	ア 各種基金及び民間資金の活用 イ 赤い羽根共同募金と歳末たすけあい運動の推進
5	被災地の福祉コミュニティの構築と生活支援	(1) 被災者の安心の確保と生活支援	ア 被災者が安心して生活できる環境づくり イ 被災者のふれあいの場づくり
		(2) 新たな福祉コミュニティの形成支援	・ 新たな福祉コミュニティの構築
		(3) 人材の確保・育成	ア 被災者支援に従事する者の育成 イ 地域づくり活動の担い手やボランティアの確保・育成

地域福祉推進体系図



IV 施策の基本方向

1 市町村の体制づくり

地域福祉推進の中核である市町村は、地域福祉の主体である住民の主体的な参画を得ながら、市町村社会福祉協議会や民生委員・児童委員をはじめ、地域の社会福祉事業者等の多職種・多機関と連携し、「地域共生社会」の実現を目指し、地域の生活・福祉課題の解決に向けた取組を進める必要があります。

このため、県では、市町村において、社会福祉法の改正に基づき国が示しているガイドラインを踏まえ、地域福祉計画を策定し、計画に基づいて住民や関係の多職種・多機関と連携して地域の生活・福祉課題を解決できるような体制づくりを支援します。

(1) 地域福祉計画の推進体制

地域福祉計画は、住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民や市町村社会福祉協議会、関係団体等と協働し、要支援者の生活上の課題解決に向けた福祉サービスや地域の福祉活動などの支援体制を総合的かつ計画的に整備するとともに、地域における今後の福祉コミュニティづくりの方針、方向性を住民に示す、大変重要な計画です。

県では、市町村が、保健・福祉・医療の各関係団体をはじめ、NPOやボランティア、地域住民等との連携体制を構築し、地域の特性等に応じた地域福祉を推進できるよう支援します。

ア 市町村の計画策定のための支援

【目指す姿】

全ての市町村において、住民や関係機関・団体との連携の下で地域福祉計画が策定され、計画に基づいて地域福祉を推進することの重要性が理解されています。

【課題等】

地域福祉計画は、高齢者、障がい者、児童などの各分野ごとの縦割りではなく、住み慣れた地域で誰もが安心して生活できるように、行政と住民が一体となって包括的に取り組む方針を示すものであり、地域住民と行政が協働で計画を策定し、推進していくことの意義について地域住民に十分理解してもらう必要があります。

【施策の方向】

- ① 岩手県地域福祉推進協議会において、社会福祉協議会や関係団体等と地域福祉推進に向けた連携を図り、市町村において、関係団体と連携した推進体制が構築されるよう支援します。
- ② 県は、「地域共生社会」の実現に向けた社会福祉法の改正を踏まえた市町村計画が策定されるよう、地域福祉計画策定に資する情報を市町村及び関係機関・団体に提供します。
- ③ 学識経験者等による専門的な支援を行うなど、市町村における地域福祉計画の策定を支援します。
- ④ 地域福祉推進フォーラムや福祉に関する各種セミナー等を開催し、県民の地域福祉に関する意識啓発を進めます。

◆取組事例◆ **市町村地域福祉計画の策定事例**
(最終版には具体的な取組事例を掲載します)

イ 市町村の計画推進のための支援

【目指す姿】

市町村の地域福祉計画が適切に進捗管理され、誰もが安心して生活できる地域の実現に向け、住民や関係機関・団体と行政が協働で地域福祉の向上に取り組んでいます。

【課題等】

多くの市町村で地域福祉計画を策定し、同計画に基づき地域福祉を推進しているところですが、策定後の計画の進捗管理や評価、見直しなどの取組を行っている市町村は一部に留まっており、計画に基づき地域福祉が推進されるよう各市町村の取組を支援する必要があります。

【施策の方向】

- ① 県計画の進捗状況に関する情報を提供するほか、市町村計画の進捗状況調査を実施し、その結果等を情報提供するなどして、市町村における計画推進の取組を促進します。
- ② 県社会福祉協議会と連携して、市町村や市町村社会福祉協議会、関係機関・団体等の情報交換の機会を設定するなどして、計画推進に向けた関係機関の連携体制を強化します。

◆取組事例◆ **市町村地域福祉計画推進の取組事例**
(最終版には具体的な取組事例を掲載します)

(2) 包括的な支援体制の整備に向けた支援

多様化・複雑化する地域住民の福祉ニーズに的確に対応していくため、市町村において、こうしたニーズに包括的に対応できる体制が必要です。併せて相談支援につながりやすい体制も必要です。

このため、多機関、多職種と連携した総合相談窓口の各地域への設置や、課題を抱えた住民に対し各相談機関等が協働してアウトリーチにより支援を行うなどの取組ができるよう、市町村における包括的な支援体制づくりを支援します。

・ 市町村における包括的な支援体制の整備に向けた支援

【目指す姿】

全ての市町村で、各関係機関・団体との協働により、支援を必要とする住民へ包括的な支援体制が整備されています。

【課題等】

多くの市町村で、総合相談窓口の設置など地域住民の相談を包括的に受け止めるための取組が行われていますが、住民が身近なところで相談をはじめ包括的な支援を受けられるよう、地域への拠点の整備のほか、課題を抱えながら相談支援につながっていない住民を把握し、アウトリーチ等により支援する体制の整備を進め、個別課題の解決を積み重ねていくことにより、様々なニーズを抱える住民を支えることができる地域づくりを進めていく必要があります。

【施策の方向】

- ① 地域包括支援センターなど地域に配置されている既存の社会資源を活用しながら、市町村社会福祉協議会や生活困窮者自立相談支援機関など多機関と連携し、住民の身近なところで、生活上の困難を抱えるすべての人を対象とした包括的な支援が行える体制が構築されるよう、市町村を支援します。
- ② 市町村社会福祉協議会の地域福祉活動コーディネーターや、生活困窮者自立相談支援機関など各相談支援機関の相談支援員等が、市町村や民生委員等と情報共有し、アウトリーチにより、住民の身近なところで、相談支援につながっていない住民への支援が行える体制が構築されるよう、市町村を支援します。
- ③ 国が進めているモデル事業「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」について、事業概要や取組事例などの情報提供を行うなど、市町村における事業の活用を促進します。
- ④ 包括的支援体制の整備に向けた市町村での関係課・関係機関との連携体制の強化のため、地域福祉支援計画の推進に向けた県における全庁的な連携体制の取組や各市町村における関係課・関係機関との連携体制に係る取組事例などを情報提供し、各市町村における取組を促します。
- ⑤ 計画推進のため県庁内関係部局により設置した「岩手県地域福祉推進連絡会議」において、各福祉分野や地域づくりに関する横断的な取組など、市町村における包括的支援体制整備に向けた協議・検討を行い、市町村に対する必要な支援に取り組みます。

◆取組事例◆ **市町村における包括的支援体制構築の取組事例**
(最終版には具体的な取組事例を掲載します)

2 福祉を支える人づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、良質な福祉サービスが提供できる人材やニーズに対応した多様な地域福祉活動の担い手の確保・育成を図るとともに、住民や子どもたちの福祉の意識の醸成を通じて福祉を支える人づくりを推進します。

(1) 地域福祉を担う人材の育成

地域福祉を担う人材としては、専門的能力を備えた社会福祉事業従事者をはじめ、地域の福祉課題に日常的に取り組むボランティアなどが必要であり、これらの人材の確保・育成を図るとともに、多様な担い手や社会資源をネットワークで結びながら、協働による取組を進める地域福祉活動コーディネーター、福祉行政職員の育成を進めます

ア 社会福祉事業従事者の確保・育成

【目指す姿】

資質の高い社会福祉事業に従事する人材が十分に確保され、習得した専門的な知識や技術を活かし、一人ひとりの心身の状態や生活環境に応じた質の高い福祉サービスが提供されています。

【課題等】

質の高い福祉サービスを提供するためには、社会福祉事業従事者を対象にした、より実践的な知識・技術の研修を実施し、その普及を図っていく必要があります。

また、社会福祉事業の場においては、福祉サービスのニーズの多様化に対応できる高い資質を備えた人材を確保していく必要がありますが、若年者などへの福祉・介護サービスの意義や重要性の周知が十分とはいえないことや、福祉関係の専門資格を有していても待遇や勤務形態などの労働環境の問題から福祉分野に就業しない人がいる、などの課題があります。

【施策の方向】

県、福祉人材センター、岩手県立大学等が連携し、次のような取組を進めます。

- ① 社会福祉従事者の資質向上及び人材確保を図るため、福祉人材のキャリアアップを支援する仕組みの構築に取り組みます。
- ② 社会福祉事業従事者の資質を高めるため、地域の福祉ニーズや対象者の特性に対応した研修の実施や研修情報の提供に取り組みます。
- ③ ハローワーク等の関係機関・団体等と連携し、福祉サービスの意義や重要性についての理解の促進、求人情報の提供などの職業紹介、福祉の就職説明会の開催などを通じて若者や異業種就労者へ働きかけるなど、福祉人材の確保・育成に取り組みます。
- ④ 社会福祉法人や福祉サービス事業者等の経営層を対象とした研修の実施等を通じて、社会福祉事業従事者の待遇、労働環境及び研修機会の改善に向けた啓発・指導に取り組みます。
- ⑤ 地域に潜在している福祉・介護等の有資格者の掘り起しによる人材確保や、外国人介護人材に関する各制度の適切な活用を支援します。
- ⑥ 介護職員の負担軽減のため、介護ロボットや情報通信技術（ICT）の活用の普及を図ります。

イ 福祉ボランティア・福祉活動NPOの人材養成

【目指す姿】

地域の福祉ニーズに対応して、主体的に福祉ボランティア活動を担う人材が多数養成され、活動しています。

【課題等】

ボランティアやNPOが継続性を持ちながら活動していくためには、主体的に福祉活動を担う人材の養成が必要です。

しかしながら、ボランティアの意欲はあるものの、実際の福祉ニーズに対応して活動できる人材が少ない、ボランティア活動にスムーズに参加できる知識や技能の習得が十分でない、ボランティアが高齢化している、などの課題があります。

【施策の方向】

子どもから高齢者まで幅広い世代を対象に、多様な福祉ニーズにきめ細かく対応できるボランティアを養成するため、県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会が連携して進める次のような取組を支援します。

- ① 福祉ボランティア活動を希望する人と地域の福祉ボランティアニーズとのマッチングなどをコーディネートできる仕組みづくりや人材の養成を促進します。
- ② 様々な福祉ボランティア活動を周知しながら、子どもや若者から高齢者まで幅広い年齢層を対象にしたボランティアの養成を促進します。
- ③ 福祉ボランティア活動に必要な知識・技能の習得のための研修や活動団体のリーダーの育成研修の充実を促進します。
- ④ 働く意欲のある高齢者が培った能力や経験を生かし、いつまでも健康で活躍し続けられる社会環境を整えていくため、生涯を通じたボランティア活動の推進を図ります。

◆取組事例◆ 福祉ボランティア育成の取組事例

(最終版には具体的な取組事例を掲載します)

ウ 地域福祉活動コーディネーターの育成

【目指す姿】

地域の社会資源を活かし、地域の福祉ニーズに対応した地域福祉活動をコーディネートできる人材が育成され、それぞれの地域で積極的に活動しています。

【課題等】

福祉ニーズに対応した地域福祉活動を効果的に行うためには、地域の生活・福祉課題を把握し、その個別課題について、市町村や社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO、町内会・自治会、民生委員・児童委員などの関係機関・団体等のネットワークにより、支援の内容や方法などを検討するとともに、フォーマルなサービスとインフォーマルな福祉活動をつなぎ、具体的な支援に結びつける「コミュニティソーシャルワーク機能」を担うことができる地域福祉活動コーディネーターを育成することが必要です。

これまで、市町村社会福祉協議会職員や地域包括支援センター職員などを対象に地域福祉活動コーディネーターを育成してきましたが、組織や地域の中での位置付けや役割が明確になっておらず、地域において研修の成果を十分に活かすきれていない、あるいは実践力の強化など継続的な育成・支援の体系・体制を整える必要がある、などの課題があります。

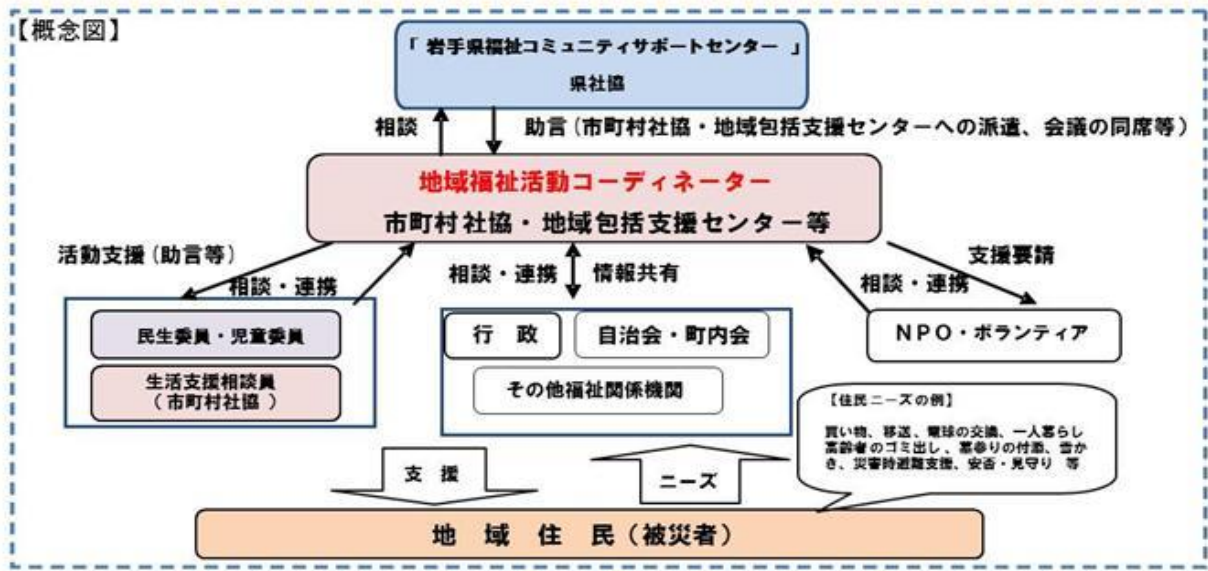
【施策の方向】

地域福祉活動コーディネーターを育成するため、県、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会が連携し、岩手県立大学等の協力を得ながら、次のような取組を進めます。

- ① 市町村社会福祉協議会の地域福祉活動コーディネーターや、生活困窮者自立相談支援機関の相談支援員、生活支援コーディネーターなどが、地域住民の身近なところで、地域福祉推進の専門職として活動できるよう、地域の福祉活動団体や自治会・町内会等への周知を図るとともに、地域のネットワークを活かした効果的な連携を図られるよう支援します。
- ② 地域福祉活動コーディネーターが住民の個別課題に対する支援を行うとともに、同様の課題が発生した際の解決システムづくりや政策形成につなげられるよう、実践的な活動としてモデル的に取り組みます。
- ③ 市町村職員や市町村社会福祉協議会福祉活動専門員、地域包括支援センター職員、相談支援専門員などを対象として、地域福祉活動コーディネーター育成のための研修を行い、地域福祉活動を担う専門的な人材を確保するとともに、その研修修了者がそれぞれの分野で相談支援を行うにあたり、個別支援と地域支援を一体的に展開できるよう支援します。
- ④ 地域福祉活動コーディネーターの育成にあたり、住民支え合いマップを始めとする地域アセスメントや地域支援の専門的・系統的な研修等による支援を進めるため、県福祉コミュニティサポートセンターの充実・強化を図ります。

地域福祉活動コーディネーター

◆地域の生活・福祉課題や支援が必要な人の福祉ニーズなどに対応して、地域の社会資源（地域住民、サービス、情報、施設など）を活用・調整し、必要な支援を構築する活動を行います。



地域福祉活動コーディネーター研修

- 養成研修
 - ・コミュニティソーシャルワークに関する基本的な知識の習得
 - ・自主学習（事例検討）
- 実践力強化研修
 - 《技術編》支え合いマップづくり
 - 《応用編》事例検討
- 研修修了者の情報交換会

岩手県福祉コミュニティサポートセンター

- 運営支援チーム会議の開催
- 事業所訪問支援
 - 主な訪問先：市町村社協
 - 地域包括支援センター
 - 相談支援事業所

◆取組事例◆ 地域福祉活動コーディネーターの取組事例
(最終版には具体的な取組事例を掲載します)

エ 福祉行政職員の育成

【目指す姿】

社会福祉に携わる行政職員が、地域福祉の重要性を認識し、社会資源や地域力を活かした地域福祉の行政施策をコーディネートできる人材として育成され、配置されています。

【課題等】

地域福祉は、高齢者、障がい者、児童などの縦割りの視点ではなく、同居する家族、隣近所の住民など、地域で暮らすすべての住民を対象とした視点で進めるものです。

また、地域福祉施策の企画立案や取組は、制度的な福祉サービスに加えて、インフォーマルなサービスとしての住民参加による地域協働の取組をコーディネートしながら進める必要があります。

福祉行政に携わる職員には、社会福祉に関する諸制度の理解を深めるとともに、地域の生活・福祉課題を把握して、地域福祉の視点に立って施策を立案し、具体的に展開する能力が求められます。

【施策の方向】

地域福祉の視点に立って行政施策を推進できる人材を育成するため、岩手県立大学等の協力を得ながら、次のような取組を進めます。

- ① 県は、福祉行政職員を対象とした研修カリキュラムに、地域福祉に関する研修項目を組み入れて研修内容の充実を図ります。
- ② 県、市町村は、高齢者、障がい者、児童などの個別の制度の運用に当たり、地域福祉の視点に基づいた運用や施策の立案が行われるよう職員の意識啓発を図ります。
- ③ 福祉マップづくりなど地域福祉活動の実務的な経験を通じた市町村の福祉行政職員育成の取組を支援します。

(2) 福祉の意識の醸成

子ども達を含め住民一人ひとりが、地域福祉推進の主体として地域の生活課題の解決に取り組む住民主体の地域づくりや、高齢や障がいなどで生活上の困難を抱える人を理解し、お互いに支え合いながら、共に生きるという考えを各ライフステージで学習できるよう、地域活動のなかに学習機会を取り入れ、社会福祉協議会活動や学校教育、生涯学習の中で実践し、住民主体の地域づくりや福祉の意識の醸成を図ります。

ア 地域に根ざした福祉の学び

【目指す姿】

地域住民が、地域の生活課題を自らの課題として主体的に捉え、心身の障がいや年齢、性別等に関わりなく、お互いに個性を認め合い、共に支え合うことの重要性を理解し、実践しようとする気持ちが育まれています。

【課題等】

住民一人ひとりが、「我が事」として地域社会へ主体的に参画し、高齢者や障がい者、子育て中の親子など様々な事情を抱えた方々の生活上の困難を理解し、お互いに支え合って生活することが大切です。

また、年齢に関わりなく、いつまでも健康で生きがいを持って、それまで培った知識や経験を活かした様々な地域福祉活動への参加が大切です。

しかしながら、その実現のためには、住民主体の地域づくりの意識や、地域で生活上の困難を抱える人を理解し、支え合い、共に生きるという福祉の意識のさらなる醸成が必要であるなどの課題があります。

【施策の方向】

地域で福祉的な支援を必要としている人たちへの理解や関心を高め、地域住民の主体による地域づくりの意識や、支え合いや助け合いなどの福祉の意識や人を思いやる心の醸成を図るため、次のような取組を進めます。

- ① 市町村、市町村社会福祉協議会、町内会・自治会、公民館等が連携し、地域座談会や研修会・学習会等を通じて、地域福祉活動への関心を高め、参加を促し、地域住民が抱える生活・福祉課題や地域にある福祉サービス、地域の社会資源の活用などを理解し合う学習の場づくりを促進します。
- ② 地域住民、町内会・自治会、民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会、市町村が協力し、地域で支援を必要とする高齢者や障がい者などの要援護者の情報や社会資源などの情報を盛り込んだ「福祉マップ」作成及びその定期的な見直し作業等の取組を促進します。
- ③ 個々の住民が培ってきた知識・技術を活かした地域福祉活動ができるよう支援します。

◆取組事例◆ 住民の意識醸成に係る取組事例

(最終版には具体的な取組事例を掲載します)

イ 子どもの福祉のこころの醸成

【目指す姿】

次代を担う子どもたちが、「障がいがあること」や「老いること」など地域で暮らしている様々な方々の課題や困難を理解し、交流や体験活動等を通じて思いやりやいたわりの気持ちが育まれています。

【課題等】

子どもたちが、障がいの有無や年齢等に関わりなく、命の大切さや人への思いやり、いたわりの気持ちを持ち、社会の中で共に支え合って生きるという「福祉のこころ」や「人権の大切さ」を育むことが重要です。

小・中学校では、体験学習やボランティア教育として、福祉ボランティアや施設訪問などの体験活動を取り入れています。

また、「地域で育む福祉教育推進モデル事業」の推進を通じて、福祉体験学習のメニューづくりや地域の福祉活動と一緒に取組を進めてきています。

しかしながら、子どもたちの「福祉のこころ」の醸成には、多様な体験学習の機会が必要ですが、体験学習のメニューが、キャップハンディ体験や施設訪問などに限られる傾向にあること、社会福祉協議会などの地域活動と連携した福祉教育を進めるための橋渡しとなるコーディネート機能をより充実させる必要がある、などの課題があります。

【施策の方向】

次代を担う子どもたちが、人権の大切さを学び、家族や地域住民への思いやりやいたわりの気持ちを育み、心豊かな大人へと成長していくよう、次のような取組を進めます。

- ① 地域を主体とした福祉教育の取組を進めるため、地域の関係機関・団体が連携し、福祉体験学習メニューづくりを進めるとともに、地域の福祉活動と一緒に実践活動の取組を促進します。
- ② 地域に根ざした活動を通じて、子どもの福祉のこころの醸成が、効果的・実践的に推進・実施できるよう、コーディネート機能の充実を図ります。
- ③ 市町村や人権擁護委員等による「人権の花運動」や「人権教室」の開催など、子どもたちの人権意識を高める活動を支援します。

◆取組事例◆ 子どもの福祉学習に係る取組事例

(最終版には具体的な取組事例を掲載します)

3 福祉サービス提供の仕組みづくり

誰もが地域で安心した生活を送ることができるよう、身近なところで気軽に相談ができる体制の整備や、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者などの領域別のフォーマルな福祉サービスのみならずインフォーマルな支援も含めた福祉サービス提供の仕組みづくりを促進します。

(1) 地域トータルケアシステムの構築

身近なところでワンストップでいろいろな相談ができ、その相談内容に応じてコーディネーター等による、アウトリーチによる必要な支援や的確なケアマネジメントが受けられる体制づくりを進めるとともに、県、市町村の相談支援機関等とのネットワークを充実させながら、地域でのトータルなケアシステムの構築を図ります。

ア 相談・支援のワンストップ体制の整備促進

【目指す姿】

身近な所に、いつでも様々な生活・福祉の相談を包括的に受け止め、必要な支援を一体的に提供できる、総合的な相談・支援窓口が配置されています。

【課題等】

地域住民が抱える生活・福祉課題などの早期発見・解決のためには、年齢や障がいの有無によらず、身近なところで生活福祉に関する相談から支援まで、ワンストップで受けられる総合相談窓口が必要です。

また、各種福祉サービスや、日常生活支援サービス、成年後見制度などの様々なサービスを一体的に提供するため、コミュニティ・ソーシャルワーカーなどの専門職が、アウトリーチなどにより、地域の社会資源を活用・調整し、必要な支援をコーディネートする、包括的な支援体制を確保する必要があります。

市町村の生活福祉の相談体制は、県の専門相談機関や高齢者、障がい者、児童、生活困窮者などの領域別の相談支援体制の整備、地域の相談支援機関等のネットワーク化の取組などにより充実してきていますが、生活・福祉の様々な相談にワンストップで対応できるさらなる体制の充実や、困っているのに自分からは相談しない人がいる、市町村規模等により相談・支援のワンストップ体制の整備が難しいなどの課題があります。

【施策の方向】

身近なところで相談・支援のワンストップのサービスが受けられるよう、次のような取組を進める市町村を支援します。

- ① 保健センターや地域包括支援センター、障がい者の基幹相談支援センター、子育て世代包括支援センター、生活困窮者自立相談支援機関などの各相談支援機関の機能の統合化やネットワーク化を進めるため、国のモデル事業である「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」の活用を促すほか、その取組事例や先進事例を情報提供するなどして、市町村における体制整備を促進します。
- ② 市町村規模により必要な相談支援サービスの確保が難しい市町村における相談・支援のワンストップ体制を整備するため、広域圏域を単位とした相談・支援機関による連携体制の構築による支援体制の整備を支援します。
- ③ 高齢者や障がい者、重症心身障がい児・者などが地域で安心して生活できるよう、医療・介護の連携による支援体制の構築を促進します。

◆取組事例◆ **ワンストップによる総合相談支援の取組事例**
(最終版には具体的な取組事例を掲載します)

イ 市町村の相談支援機能の充実

【目指す姿】

市町村において、福祉サービスの利用から生活支援まで様々な相談に対応できるよう、相談支援機関のネットワークが形成され、支援関係機関による支援チームを編成するなど、相談事案に応じて、各機関がそれぞれの機能を活かし、協働して迅速・適切に支援を行っています。

【課題等】

ダブルケアや 8050 問題など地域の多様な福祉ニーズや福祉問題を抱える住民への迅速かつ適切な相談支援を行うためには、地域の相談機関、窓口等と県設置の専門相談機関との情報共有や各相談機関の機能を活かした相談支援ネットワークの構築など、多機関の協働による支援体制が必要です。

このため、県では、高齢者、障がい者、児童、女性などのそれぞれの福祉分野における専門相談機関を設置し、市町村の相談支援機関等と連携しながら多様な福祉ニーズに対応した相談支援を行っていますが、領域ごとのさらなるネットワークの構築に加え、領域を越えたネットワークの構築が必要であり、また、それぞれの相談機関の専門性に応じた役割を明確にししながら、各機関の相談・支援機能を総合的に発揮するためのコーディネート機能を強化し、支援関係機関の協働による支援体制を確保していく必要があります。

- 県の専門相談機関
福祉総合相談センター、児童相談所、精神保健福祉センター、高齢者総合支援センター、療育センター、保健所、広域振興局 等
- 市町村の相談支援機関等
福祉事務所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、相談支援事業所、子育て世代包括支援センター、地域子育て支援センター、生活困窮者自立相談支援機関、市町村社会福祉協議会、民生委員・児童委員、知的・身体障がい者相談員 等

【施策の方向】

各相談機関等がネットワークを構築し、住民の相談に迅速・的確に対応するため、県と市町村が連携し、次のような取組を進めます。

- ① 複合した問題を抱える相談等があった場合でも、各相談機関等の役割や支援機能を活かした包括的な相談支援が行われるよう、相談支援機関によるチーム支援など市町村における多機関の協働による相談支援体制の整備を促進します。
- ② 高齢者、障がい者、児童、女性などの専門領域ごとの相談機関のネットワークの構築や各相談機関等相互の認識の共有化を進めます。
- ③ 地域福祉活動コーディネーター研修などを通じて、分野毎の相談支援担当職員の役割や担当領域ごとに有している支援技術等の共有化を図り、各相談機関等の役割や支援機能を理解し相応しい相談機関につなぐなど適切な対応ができる人材の育成を促進します。

◆取組事例◆ **多機関の協働による包括的支援体制の構築事例**
(最終版には具体的な取組事例を掲載します)

ウ ケアマネジメント機能の充実・強化

【目指す姿】

保健・医療・福祉などの多職種連携により、支援を必要とする住民が、一人ひとりの心身の状態や生活環境に応じた適切なケアマネジメントを受けながら、住み慣れた地域で安心して自立して生活しています。

【課題等】

高齢者や障がい者などが、住み慣れた地域で安心して生活するためには、相談から保健・医療・福祉サービスの利用まで、生活環境や心身の状態に応じて地域生活を支援する総合的なケアマネジメントが行われなければなりません。

そのため、保健・医療・福祉などの多職種連携により、公的サービスとインフォーマルなサービス等を組み合わせた総合的なケアマネジメント機能をさらに充実させる必要があります。

【施策の方向】

多職種連携による総合的なケアマネジメント機能の充実・強化のため、次のような取組を進めます。

- ① 多職種・多機関の協働による包括的支援体制の構築など、保健・医療・福祉の連携による総合的なケアマネジメントシステムの構築を進めます。
- ② 市町村、市町村社会福祉協議会が連携して、保健・医療・福祉などとのネットワークを拡充し、専門多職種研修による連携など、地域の生活・福祉課題などの早期解決に向けたコミュニティソーシャルワーク機能の強化を図ることを支援します。
- ③ コミュニティソーシャルワークの視点を持つ市町村社会福祉協議会や地域包括支援センター、相談支援事業所の職員等による地域ケア会議などの活用により、多問題や複合的課題を抱える要援護家庭の支援体制の強化を促進します。
- ④ 専門職と地域住民との連携によるインフォーマルサービスを含めたケアマネジメントの仕組みづくりを促進します。

(2) 高齢者・障がい者への福祉サービスの推進

高齢者が、介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる環境をつくれます。

また、障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域をつくれます。

ア 高齢者福祉の推進

【目指す姿】

高齢者が、住み慣れた地域で安心して幸福に生活し続けることができる地域包括ケアのまちづくりが進んでいます。

【課題等】

高齢化等の人口動態、医療・介護ニーズの程度、医療・介護資源等は地域によって大きく異なることから、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて、地域包括ケアシステムの構築を推進することが必要です。

また、市町村等介護保険の保険者と連携し、不足する介護サービス等地域の実情を考慮しながら、サービス提供体制の充実を図ることや、サービスの担い手となる介護人材の確保を図ること、高齢者のニーズに応じて住まいを選択できる環境の整備を図ることなどが必要です。

【施策の方向】

- ① 介護予防に資する住民主体による通いの場の創出や、リハビリテーション専門職の参画による介護予防の機能強化を支援し、高齢者の自発的な参加意欲に基づく、継続性のある、効果的な介護予防の取組を促進して、健康寿命の延伸を図ります。
- ② 地域包括ケアのまちづくりに取り組む必要性について、県民や関係機関等への啓発と、まちづくりへの参加促進を図るとともに、地域包括ケアシステムの構築に資する専門的な役割を担う人材の養成や人材のネットワーク構築を促進する会議の開催などを通じて、市町村が行う各種事業の推進に必要とされる人材の確保を支援します。
- ③ 地域包括支援センターにおいて、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントの4つの機能が十分に発揮されるよう、体制の整備や機能強化を支援します。
- ④ 自宅や介護施設において必要な医療が受けられ、希望に応じて自宅などで最期を迎えることができるよう、在宅医療を推進します。
また、医療と介護が一体的に切れ目なく提供されるよう、在宅医療・介護連携推進事業の受け皿として期待される在宅医療連携拠点の整備に対する支援など、広域的な連携体制の構築も含め、市町村の取組を支援します。
- ⑤ 居宅サービスや地域密着型サービスの提供体制の充実を支援するとともに、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の計画的な整備を促進します。
- ⑥ 高齢者の住まいの安心を確保するため、高齢者の多様なニーズに応えることのできる住まいの拡充や、住宅のバリアフリー化を促進します。
- ⑦ 認知症に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、認知症の人や家族への支援を行います。
また、認知症疾患医療センターを中心とする専門的な医療体制の強化や、必要な介護サービス基盤の充実などに取り組めます。

◆取組事例◆ **地域包括ケアシステムの構築に向けた取組事例**
(最終版には具体的な取組事例を掲載します)

イ 障がい者福祉の推進

【目指す姿】

障がい者が、自らが選択した地域において必要な支援を受けながら安心して生活できるよう、障害福祉サービスや相談支援体制が整備されています。

【課題等】

障がい者が希望する地域において必要なサービスを利用できるよう、障がい福祉サービス基盤の整備及び相談支援体制の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

- ① 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の受入れ・対応等の機能を備えた地域生活支援拠点の整備に向けた市町村等の取組を支援します。
- ② 障がい者がニーズに応じた適切なサービスを利用できるよう、相談支援体制の充実を図ります。また、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、「基幹相談支援センター」の速やかな設置を促進します。
- ③ 相談支援事業を始めとする地域の障害福祉に関する仕組みづくりなどを協議する「地域自立支援協議会」の充実が図られるよう、広域振興局等を通じて支援します。
- ④ 障がい者が希望する地域で必要なサービスを利用しながら安心して生活できるよう、市町村や障害福祉サービス事業所と連携し、グループホーム等の住まいの場を確保するとともに、訪問系サービスや日中活動系サービスの基盤整備を進めます。
- ⑤ 障がい者が地域で自立した生活ができるよう、就労継続支援事業所の整備や工賃向上に向けた取組を支援します。

◆取組事例◆ **障がい者の地域生活支援体制の整備に向けた取組事例**
(最終版には具体的な取組事例を掲載します)

(3) 子どもの健全育成と子育て家庭への支援

安心して子どもを生み育てられる環境をつくるため、妊娠、出産、子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築を進めます。

また、子どもが生まれ育った環境に左右されず、成長していけるよう、子どもが健やかに成長できる環境を整備します。

ア 子育て家庭への支援

【目指す姿】

若者や子育て中の親が、安心して家庭を持ち、子どもを生み育てることができる、家庭や子育てに希望を持てる環境づくりが進んでいます。

また、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、周産期医療提供体制の整備や妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援体制の構築などにより、安全・安心な出産環境を整備されています。

【課題等】

子どもの出生数は長期的減少傾向にあり、合計特殊出生率は横ばいの状況となっています。また、保育所の利用を希望しても入所できない、待機児童が発生しています。

【施策の方向】

- ① 家庭や子育てに希望を持てる環境づくりを進めるため、家庭や子育ての大切さについての意識啓発や情報提供を行うとともに、子育てを応援する企業の取組を推進するなど、社会全体で子育てを支援する機運の醸成を図ります。
- ② 安心して子どもを生み育てることができるよう、妊娠、出産、育児などについて総合的な支援を行う子育て世代包括支援センターの設置を促進するとともに、産後ケア事業、産前・産後サポート事業などの取組を促進します。
- ③ 「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、市町村と連携し、保育所等の利用定員の拡大や、放課後児童クラブをはじめとする地域子ども・子育て支援事業を支援するほか、保育士や放課後児童支援員等の人材確保に努めるなど、子ども・子育て支援の充実を図ります。
- ④ 子ども食堂や学習支援など地域において子どもの支援に取り組んでいる団体の活動を支援し、官民一体となって地域における子どもの居場所づくりを推進します。

◆取組事例◆ 子育て家庭支援の取組事例

(最終版には具体的な取組事例を掲載します)

イ 子どもの健全育成の支援

【目指す姿】

生まれ育った環境に左右されることなく、子どもが成長していけるよう、子どもの貧困対策や児童虐待の防止対策などにより、子どもが健やかに成長できる環境が整備されています。

【課題等】

児童虐待相談の対応件数が増加しています。

また、子どもの居場所づくりに対するニーズが高まっています。

【施策の方向】

- ① 児童虐待のない地域づくりに向け、発生予防、早期発見、相談・対応機能の充実及び再発防止のため、市町村の児童家庭相談体制の充実や要保護児童対策地域協議会の機能強化に向けた取組を支援するとともに、児童相談所の体制強化や関係機関との連携に努めます。
- ② 「いわての子どもの貧困対策推進計画」に基づき、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、子どもたちが自分の将来に希望を持てるよう、子どもの貧困対策に向けて、学習環境の整備や福祉部門との連携強化などの教育の支援、相談事業の充実などの生活の支援、金銭の給付や奨学金の貸与などの経済的支援、保護者に対する就労支援等に取り組みます。
- ③ 平成 30 年度に実施した「岩手県子どもの生活実態調査」結果の実態を踏まえた子どもの貧困対策施策については、平成 31 年度を最終年度とする現行の「いわての子どもの貧困対策推進計画」の見直しに反映させることとしています。
- ④ 家庭環境に恵まれず社会的養護を必要とする子どもたちに対して、家庭的環境での養育を促進するため、「岩手県家庭的養護推進計画」に基づき、里親委託等の推進や児童養護施設等の環境改善・ケア体制の充実を図るとともに、施設を退所した子ども等への相談援助や就労支援などの充実を図ります。

◆取組事例◆ 子どもの健全育成に係る取組事例

(最終版には具体的な取組事例を掲載します)

(4) 誰もが安心して生活できる地域づくり

地域で支援を必要としている人を孤立させないよう、住民が最も身近で相談しやすい支援者である民生委員・児童委員の活動の充実・強化や、地域の住民による見守りや声かけ、生活困窮者への支援、自殺対策の取組などを行い、適時、適切に必要な支援が提供される地域づくりを目指します。

ア 民生委員・児童委員活動の充実・強化

【目指す姿】

民生委員・児童委員が市町村等と必要な情報を共有し、相談支援機関や地域住民と協力しながら、地域住民の生活上の課題などに応じて適切な相談・支援を行っています。

【課題等】

民生委員・児童委員は、住民の生活状態の把握や相談支援、福祉サービスの利用援助など様々な活動を行っており、生活・福祉課題を抱える地域住民にとって、最も身近な相談相手です。

このため、訪問活動や関係機関等との連携強化など民生委員・児童委員活動の充実・強化に取り組んでいますが、民生委員・児童委員に対して市町村から地域住民の基本的な情報が提供されにくくなっている、民生委員・児童委員に期待される役割が増大し負担が大きくなってきている、担い手が不足している、家族や個人が抱える生活・福祉課題が複雑・多様化し、民生委員・児童委員のみでは対応しにくくなっている、などが課題となっています。

また、民生委員・児童委員が、自治会・町内会等地域団体と連携して要援護者に支援を行う際、個人情報保護の観点から要援護者情報の取扱いについての問題が指摘されています。

【施策の方向】

住民が抱える生活・福祉課題などの早期発見や迅速かつ適切な相談支援などの民生委員・児童委員活動の充実・強化を図るため、次のような取組を進めます。

- ① 市町村と民生委員・児童委員協議会が連携し、地域で支援を必要としている住民が民生委員・児童委員の援助を適切に受けられることができるよう、民生委員・児童委員への要援護者情報等の適切な提供を進めます。
- ② 県、市町村、民生委員・児童委員協議会が連携し、事例を取り入れたワークショップ方式の研修などを通じて、住民の福祉ニーズに対応した実践的相談援助技術の習得等を進めます。
- ③ 個人情報保護の観点を踏まえながら、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」による民生委員・児童委員と自治会・町内会等との避難行動要支援者に係る情報共有が図られるよう支援します。
- ④ 民生委員・児童委員と町内会・自治会等が連携し、地域住民の生活課題の早期発見や相談支援活動などの充実・強化を図ります。
- ⑤ 市町村、市町村社会福祉協議会が民生委員児童委員協議会と連携し、民生委員・児童委員の活動を地域でサポートする仕組みづくりの取組を支援します。
- ⑥ 市町村、市町村社会福祉協議会が民生委員児童委員協議会と連携し、民生委員・児童委員の役割や社会的な重要性についての啓発活動を促進します。

◆取組事例◆ **民生委員・児童委員による地域福祉活動の取組事例**
(最終版には具体的な取組事例を掲載します)

イ 見守り体制の充実・強化

【目指す姿】

地域住民が、近所で生活上の支援を必要としている個人や家族を知っており、民生委員・児童委員などと協力して、見守りや声かけなどを日常的に行っています。

【課題等】

一人暮らしの高齢者や障がい者・高齢者だけの世帯、ひとり親世帯の親子、ひきこもり、生活困窮者など様々な状況にある方々が抱える生活・福祉課題の早期発見や解決に向け、近隣住民や民生委員・児童委員等が協力して日常的な見守りや声かけなどを行う体制づくりが必要です。

しかしながら、地域で見守りが必要な人などの情報の十分な把握が難しい、近隣住民等との関わりを拒絶する家族等がある、住民が近所で暮らす人の異変や福祉ニーズに気づいても、どこに相談すればよいか分からない、などの課題があります。

【施策の方向】

近隣住民等による普段からの見守りや声かけなど地域での支援体制づくりのため、市町村が市町村社会福祉協議会や民生委員・児童委員、自治会・町内会等と協働して次のような取組を進めることを支援します。

- ① 見守りが必要な要援護者等を調査・把握し、関係者間で情報共有を図ります。
- ② 普段から見守りや声かけなどを行い、要援護者が相談しやすい地域の支援体制づくりを促進します。
- ③ 見守りによる問題発見時の連絡体制や、地域住民が把握した地域生活課題等を包括的に受け止め、必要な支援を行う相談支援体制の整備を進めます。
- ④ 見守りなどの支援が必要な要援護者や地域の福祉資源などの情報を盛り込んだ「福祉マップ」づくりや小地域福祉ネットワークづくりなど地域福祉活動への地域住民の参加を促す取組を促進します。
- ⑤ 継続的かつきめ細やかな活動を展開するため、地域住民を主体とする取組に加えて、宅配や新聞配達など民間事業者の協力を得ながら多彩な見守り体制の整備を促進します。
- ⑥ 「いわて“おげんき”みまもりシステム」をはじめ、民間事業者など多様な主体によるICT(情報通信技術)を活用した高齢者安否確認見守りシステムの普及促進を図ります。

◆取組事例◆ 地域における見守り活動の取組事例

(最終版には具体的な取組事例を掲載します)

ウ 社会的孤立の防止

【目指す姿】

誰もが、地域住民の一員として社会的に孤立することなく、行政や社会福祉協議会、民生委員・児童委員をはじめ民間のサービス事業者、自治会・町内会等地域団体などから、必要な支援や情報等が提供されています。

【課題等】

近年、ひきこもりの状態にある人や職を失った中高年の単身者、生活困難を抱える一人暮らし高齢者やひとり親世帯の親子などが、福祉的支援を必要とする状況になっていても、地域や関係機関から把握されずにいる「社会的孤立」という問題が生じています。

このような社会的孤立の状態にある人々の中には、自ら積極的に社会と関わりを持たない、近隣住民等との関わりを拒絶する、などの問題があります。

【施策の方向】

地域での孤立防止のため、近隣住民等による普段からの見守りや声かけなどの支援体制づくりに向けて、市町村が、市町村社会福祉協議会や民生委員・児童委員、各福祉事業者や日常生活に密着したサービス事業者、町内会・自治会等と協働して次のような取組を進めることを支援します。

- ① 生活困難を抱える要援護者の早期把握や各相談支援機関による専門的支援により、要援護者の社会的孤立の防止に取り組みます。
- ② 民生委員・児童委員による訪問相談活動や安否確認などにより、専門的な支援が必要と判断される場合には、専門機関等へ適切な橋渡しを行います。
- ③ 地域住民やボランティアにより、行政や民間サービス事業者のみではカバーしきれないニーズに対応する生活支援サービスが実施されるよう促進します。
- ④ ひきこもり状態にある人の高齢化やひきこもり期間の長期化を防ぎ、早期に支援に繋がるよう、ひきこもりに対する理解促進や相談支援体制の充実・強化に取り組みます。
- ⑤ 地域生活定着支援センターを設置し、高齢又は障がいをもつ矯正施設出所者の社会復帰や地域生活への定着支援を行うほか、再犯防止推進法に基づき、矯正施設退所者の社会復帰支援に取り組みます。

◆取組事例◆ 社会的孤立の防止に係る取組事例

(最終版には具体的な取組事例を掲載します)

エ 生活困窮者の自立支援の推進

【目指す姿】

就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援が行われるとともに、関係機関等との連携強化により、自立相談支援窓口につながっていない生活困窮者が確実につながり、適切な支援が実施されています。

【課題等】

平成 27 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、本県では県内 23 の自立相談支援機関において生活困窮者に対する相談支援（自立相談支援事業）を行っていますが、自立生活のためのプランの作成件数は全国平均をやや下回っています。

包括的な支援を実施するために、自立相談支援事業と併せて就労準備支援事業や家計改善支援事業を一体的に実施することが必要ですが、県内の実施率は 5～6 割程度に留まっています。

【施策の方向】

生活保護受給者や生活困窮者がその状態から早期に脱却し、自立した生活を送れるよう、福祉事務所等が関係機関とのネットワークによる相談支援体制を充実し、生活保護受給者や生活困窮者一人ひとりの状況に応じた自立・就労支援を行うため、次のような取組を進めます。

- ① 生活保護制度と生活困窮者自立支援制度間の一層の連携強化を図り、生活保護を必要とする人には確実に保護を実施するとともに、保護から脱却する際、生活困窮者に該当する場合には、生活困窮者自立支援制度についての情報提供や助言等を行う等、切れ目のない、一体的な支援を目指します。
- ② 生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度による相談支援が機能するためには、適切な人員配置とあわせて相談対応を行う職員への支援が必要であることから、従事者研修の充実、市域を越えたネットワークづくりを進めます。
- ③ 生活困窮者に対する包括的な支援体制を強化するため、就労準備支援事業と家計改善支援事業について、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進するとともに、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援とあわせて親への養育支援を通じた家庭全体への支援に取り組んでいきます。
- ④ 自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅等の関係部局において生活困窮者を把握した場合、生活困窮者本人に対し、生活困窮者自立支援制度の利用勧奨を行う等、関係部局との連携強化により、自立相談支援窓口につながっていない生活困窮者を確実につなげ、適切な支援を展開します。
- ⑤ 福祉事務所を設置していない町村が、生活困窮者に対する相談対応を行うことを自発的に希望する場合、その取組を支援します。

オ 自殺対策の推進

【目指す姿】

1人でも多くの自殺を防ぎます。

【課題等】

本県の自殺者数は中長期的には減少傾向にあるものの、平成29年の自殺者数は262人で、自殺死亡率21.0は全国2位となっています。

【施策の方向】

- ① 自殺対策推進協議会等を通じて多様な関係者と連携・協力を図りながら、人材育成をはじめとする包括的な自殺対策プログラムを推進するとともに、各地域の特性を勘案し、高齢者、生活困窮者、働き盛り世代等、それぞれの対象に応じた対策や相談支援体制の充実に重点的に取り組みます。
- ② 県内全ての地域において、人材育成や普及啓発などの包括的な自殺対策プログラムを各地域の特性を踏まえて実践します。
- ③ 悩みを抱える人が確実に必要な支援につながるよう、各種相談窓口の周知を図るとともに、関係機関のネットワーク強化による相談事業のワンストップ化を図ります。
- ④ 市町村や民間団体における地域の実情に応じた相談支援や普及啓発等の自殺対策の取組を支援します。
- ⑤ 自殺のハイリスク者の早期発見・早期対応を図るため、ゲートキーパーや傾聴ボランティア等、自殺対策の担い手となる人材を養成します。
- ⑥ 県民一人ひとりが自殺の問題について正しい知識を持ち、身近な人の心の変化に気づき、声をかけ、見守っていくことができるよう、広報活動等を通じて広く普及啓発を行います。
- ⑦ 保健医療関係者を対象とした専門研修等を通じて、精神疾患が重症化する前に適切な支援や治療につながるための取組を行います。
- ⑧ 民間団体による相談支援や普及啓発等の取組に支援・協力し、官民一体となった自殺対策を推進します。

◆取組事例◆ 自殺予防に係る取組事例

(最終版には具体的な取組事例を掲載します)

(5) 権利擁護の推進

高齢者や障がい者が地域において安心して生活できるよう、市町村や社会福祉協議会等と連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業など権利擁護の取組を推進します。

また、高齢者や障がい者、児童などへの虐待や配偶者等からの暴力に対して適切な対応ができる相談体制づくりを促進するとともに、虐待のない地域づくりに向け、発生予防、早期発見、相談・対応機能の充実及び再発防止の取組を進めます。

ア 虐待への対応と養護者等への支援による予防

(ア) 高齢者虐待の防止

【目指す姿】

高齢者が要介護状態や認知症になっても、虐待や権利侵害を受けることなく、尊厳をもって安心して生活ができる地域社会の実現を目指します。

【課題等】

高齢者虐待の早期発見、実態把握のため、関係機関等によるネットワークの構築やアドバイザーの配置、研修の充実等、市町村の体制整備を一層進めていく必要があります。

また、高齢者虐待防止に向け、養護者及び養介護施設従事者に限らず、広く県民に対し普及啓発を行う必要があります。

【施策の方向】

- ① 養護者及び養介護施設従事者に限らず、広く県民に対し高齢者虐待防止に関する理解の促進・普及啓発を図るため、広報・研修等の充実を図ります。
- ② 市町村や地域包括支援センター職員を対象とする、高齢者虐待への対応力向上に向けた研修の充実を図るとともに、処遇困難事例等にも適切に対応できるようにするため、岩手県高齢者総合支援センターに、弁護士等の専門家による相談窓口を設置し、市町村等を支援します。
- ③ 養護者の介護疲れ等による高齢者虐待を防止するため、地域包括支援センターや介護支援専門員による相談や働きかけを通じて、必要な介護保険サービスや市町村が実施する家族介護支援事業の利用を円滑に行うことができるよう制度の周知を図ります。
また、事実確認の結果、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合は、市町村が適切に養護老人ホーム等への入所措置を講じるよう支援します。

(イ) 障がい者虐待の防止

【目指す姿】

障がい者が家庭、福祉施設、職場等において虐待を受けることがなく、権利が擁護されています。

【課題等】

障害者虐待の未然防止や早期発見及び発見時の適切な対応を図るため、県、市町村及び労働局において設置している相談窓口の周知や、県民等への意識啓発や関係機関の職員を対象とした研修に、継続して取り組む必要があります。

【施策の方向】

- ① 障害者虐待防止法に基づく「障害者権利擁護センター」としての窓口を設置し、利用者による虐待の通報・届出の受理や、養護者又は障がい者福祉施設従事者による虐待に対応する市町村への情報提供、市町村相互の連絡調整等を行います。また、24時間365日対応

の障がい者虐待相談窓口として「障がい者 110 番」を設置し、虐待の早期発見と発見時の適切な対応を図ります。

- ② 障がい福祉サービス事業所等の従事者や管理者を対象とした研修を実施するとともに、県民を対象とした障害者虐待防止法に関する普及啓発を行うことにより、障がい者虐待の未然防止と早期発見を図ります。
- ③ 市町村や相談支援事業所等を対象とした研修を行うことにより、障がい者虐待に関する相談や通報・届出があった際に迅速・適切な対応ができるよう、相談窓口職員の対応力の強化を図ります。
- ④ 市町村は養護者の負担を軽減するため、養護者に対する相談、指導、助言等を行うほか、必要があるときは障がい者に対し短期入所できる居室の確保を行うこととされており、県では市町村に対する情報提供や市町村相互間の連絡調整等を行います。(障害者虐待防止法)

(ウ) 児童虐待の防止

【目指す姿】

児童虐待のない地域づくりに向け、発生予防、早期発見、相談・対応機能の充実及び再発防止のための関係機関の連携体制が整っています。

【課題等】

児童虐待相談の対応件数が増加しています。

【施策の方向】

- ① 「児童虐待防止アクションプラン」に基づき、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、相談・対応機能の充実、再発防止に至るまで、関係機関と連携して取組みます。
- ② 児童相談所の児童福祉司等専門職員の適正な配置等、必要な体制整備を図るとともに、研修などによる専門性の向上に努め迅速、適切な対応に努めます。また、児童相談所において、市町村への巡回訪問や、個別ケース検討会議に参加するほか、要保護児童対策地域協議会の運営を支援するとともに、実践的な研修を実施するなど、市町村職員の対応力の強化に努め、市町村等関係機関とより一層連携して児童虐待防止に取り組んでいきます。
- ③ 家庭支援機能を強化するため、児童相談所が市町村や児童家庭支援センター等関係機関の役割分担及び連携を推進するとともに、虐待の再発防止や虐待を受けた子どもと親との関係再構築（家族再統合）に向けた保護者への指導・支援を推進します。

イ 日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進

【目指す姿】

判断能力の低下などにより、福祉サービスの利用や金銭・財産管理ができにくくなっている住民であっても、日常生活自立支援事業や成年後見制度を利用しながら、住み慣れた地域で安心して暮らしています。

【課題等】

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人が安心して生活していけるよう、福祉サービスの利用手続きの代行や相談、助言などの援助とともに、本人が有する財産や様々な権利を保護する必要があります。

社会福祉協議会では、日常の金銭管理や福祉サービスの利用に必要な契約手続を援助するために、日常生活自立支援事業を行っていますが、利用者の増加に十分対応しきれない状況にあります。

また、本人の判断能力の程度に応じて、財産管理や権利行使を代行するため、家庭裁判所が後見人を選任する成年後見制度がありますが、身上監護に応じられる成年後見人が少ない、成年後見が必要でも手続きが複雑で利用されにくい、日常生活自立支援事業サービス利用から成年後見制度への適切な移行がなされていない、などの課題があります。

【施策の方向】

成年後見制度の利用促進に向け、国による基本計画の策定などを定めた「成年後見制度利用促進法」が施行され、国の「成年後見制度利用促進基本計画」により、市町村によるネットワーク構築や県による広域的支援などが定められたところです。

判断能力が十分でない人でも地域で自立した生活を送ることができるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度などの権利擁護制度の利用を促進するため、次のような取組を進めます。

- ① 高齢者や障がい者等の判断能力や生活状況を踏まえた権利擁護を行うため、市町村や社会福祉協議会等と連携し、「岩手県成年後見制度利用促進ネットワーク会議」の開催や人材育成などを通じ、成年後見制度や日常生活自立支援事業など各地域における支援の枠組みを総合的に整備します。
- ② 日常生活自立支援事業の適切な運用に努めます。
- ③ 県及び県社会福祉協議会は、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、市町村社会福祉協議会、裁判所等と連携し、成年後見人の養成研修を実施するとともに、市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、NPOなどを対象として法人後見活動を行う団体の育成支援を進めます。
- ④ 市民後見人養成の取組への支援や先進事例紹介等の情報提供に努めます。
- ⑤ 県、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、家庭裁判所等が連携し、成年後見制度の周知や利用促進を図るとともに、利用者の判断能力の状況に応じて、日常生活自立支援事業から成年後見制度へつなぐ仕組みづくりを進めます。
- ⑥ 首長による成年後見人の選任申立て制度を活用することにより、市町村が成年後見制度の利用促進を図ることを支援します。

◆取組事例◆ **成年後見制度の利用促進に向けた取組事例**
(最終版には具体的な取組事例を掲載します)

ウ 障がい者に対する不利益な取扱いの解消

【目指す姿】

障がい者が不利益な取扱いを受けることがなく、一個人として尊重される社会を目指します。

【課題等】

障がい者への不利益な取扱いの解消や合理的配慮の提供について県民や事業者に対する普及啓発を図るとともに、相談に迅速かつ適切に対応できるよう相談支援体制を強化する必要があります。

【施策の方向】

- ① パンフレットの作成配付や広報媒体の活用、各種研修会の開催等を通じて、県民や事業者に対し、障害者差別解消法や『障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例』の普及啓発を進めます。
- ② 市町村ごとに相談窓口を設置し、市町村や関係団体、支援者等と連携を図りながら、個別事案の解決に向けた助言・調整を行います。
- ③ 相談窓口職員に対する研修の実施により、相談窓口職員の対応力の強化を図ります。

◆取組事例◆ **障がい者に対する不利益な取扱いの解消に係る取組事例**
(最終版には具体的な取組事例を掲載します)

(6) 総合的な福祉サービス情報の提供とサービスの質の向上

県、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会が連携し、住民一人ひとりに総合的に福祉サービス情報を提供できる体制づくりを進めるとともに、質の高い利用者本位の福祉サービスが提供されるよう、サービスに対する苦情を受け付ける制度の周知や福祉サービスの第三者評価を促進します。

ア 福祉サービス情報提供の充実

【目指す姿】

住民に様々な福祉サービスの情報が的確に提供され、利用したいサービス情報を容易に知ることができ、また、サービスの詳しい内容や利用方法などを知りたいときにいつでも相談できる総合窓口が設置されています。

【課題等】

住民が利用したい福祉サービスの情報を、いつでも、簡単に取得できるよう、公的な福祉サービスや地域で提供されるインフォーマルな福祉サービスの情報も含めて、総合的に情報提供できる手段や仕組みづくりが必要です。

【施策の方向】

総合的な福祉サービス情報の提供や住民の特性に配慮した情報伝達手段の活用などを推進するため、次のような取組を進めます。

- ① 市町村が市町村社会福祉協議会と連携し、総合的な福祉サービスの情報を提供できる窓口の設置を促進します。
- ② 県、市町村、県・市町村社会福祉協議会が連携し、難聴者や視覚障がい者など、サービス利用者の特性に配慮した情報提供手段の活用を進めます。
- ③ 県、市町村、県・市町村社会福祉協議会が連携し、それぞれが開設するホームページのリンク機能の活用等により、行政、社会福祉協議会、地域福祉活動団体等の福祉サービスの情報取得を支援します。

イ 苦情解決制度の利用促進

【目指す姿】

福祉サービスの利用に当たって、サービスの質や内容、提供の仕方等に不満を感じた利用者からの苦情を受け付けるシステムが整備されており、誰もが安心して福祉サービスを選択し、利用できるようになっています。

【課題等】

福祉サービス利用者等が、サービスの内容、提供方法などに不満などがあるときは、利用者が福祉サービス事業者と対等の立場に立って解決されることが重要です。

このため、県社会福祉協議会では、福祉サービス運営適正化委員会を設置し、福祉サービス利用者からの苦情の適切な解決に取り組んでいますが、苦情の申立方法や相談窓口が知られていない、苦情申立による効果（福祉サービス等の改善事例）について十分情報提供されていない、福祉サービス事業者において苦情解決のための第三者委員の設置が進んでいない、などの課題があります。

【施策の方向】

福祉サービスの利用に関する苦情を適切に解決するため、次のような取組を進めます。

- ① 国民健康保険団体連合会や福祉サービスを提供する社会福祉法人、民間企業、NPO法人などの福祉サービス事業者と連携し、市町村、県社会福祉協議会が行う福祉サービス利用者等への苦情申立制度や苦情解決相談窓口の周知、苦情に応じた迅速な調査、苦情解決に向けた福祉サービス事業者への指導等の促進を図ることを支援します。
- ② 県社会福祉協議会が国民健康保険団体連合会や福祉サービスを提供する社会福祉法人、民間企業、NPO法人などの福祉サービス事業者と連携し、サービス利用者からの苦情受付後の対応結果や再発防止のための事例等の積極的な公表に取り組むことを支援します。
- ③ 苦情解決のため、福祉サービス事業者が県社会福祉協議会や国民健康保険団体連合会と連携し、第三者委員の設置や活用に取り組むことを支援します。

ウ 福祉サービス評価の推進

【目指す姿】

福祉サービス事業者自らがサービスの質の評価を行うほか積極的に第三者評価を受け、質の向上に努めているとともに、受審結果が公表されて、利用者が安心して福祉サービスを利用できるようになっています。

【課題等】

福祉サービスの利用者が、安心して生活していけるよう、サービス事業者は質の高い利用者本位の福祉サービスを提供することが求められています。

そのため、福祉サービス事業者は、自ら福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上に努めることとされているとともに、福祉サービス事業者の取組を支援するため、第三者評価制度があり、県内では県社会福祉協議会をはじめとして二つの評価機関が第三者評価を行っています。

しかしながら、第三者評価の受審（利用）が少ない、受審結果の公表がサービスの選択や利用にかかる有効な情報源として十分活かされていない、などの課題があります。

【施策の方向】

利用者本位の良質かつ適切な福祉サービスが提供されるよう、次のような取組を進めます。

- ① 福祉サービス事業者が、自ら提供するサービスの質の評価を行うことなどにより、サービスの改善に努めることを支援します。
- ② 福祉サービス事業者が積極的に第三者評価を受審するよう普及啓発を図るとともに、第三者評価機関が評価能力の向上に取り組むことを支援します。
- ③ 福祉サービス事業者の第三者評価の受審を促進し、福祉サービスの向上を図るため、受審結果を適切に公表した事業者に受審証を交付するとともに、福祉サービスの利用者あるいは利用予定の者に対する制度の効果的な周知方法の検討などに取り組みます。

4 福祉でまちづくり

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括ケアや障がい者の地域移行・地域生活支援など、各福祉分野によるまちづくりに取り組むとともに、住民参加による生活支援の仕組みづくりや多様な福祉活動を展開するボランティア・NPOの支援、社会福祉法人などの民間団体・企業等による地域貢献活動の促進などを通じて、ニーズに対応した新たな福祉サービスの創出や提供など、住民が主体となった「福祉でまちづくり」を進めます。

(1) 住民参画と住民主体による生活支援の仕組みづくり

住民が主体となった地域福祉の取組を促進するため、社会福祉行政分野に住民が参画しやすい仕組みづくりや、高齢者や障がい者、子育て家庭などの日常生活を住民参加により支援する仕組みづくりを進めます。

また、災害時に要援護者への支援を迅速かつ的確にできるよう、避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の策定や福祉避難所の充実など市町村の取組を促進するとともに、災害派遣福祉チームの派遣体制強化や防災ボランティアの受入体制の構築を進めます。

さらに、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、誰もが安心して生活できる「ひとにやさしいまちづくり」を進めます。

ア 社会福祉行政分野への住民参画の促進

【目指す姿】

住民の生活に密着する社会福祉行政分野の計画や施策の立案、事業の実施や評価等に、地域住民が参画する仕組みが整備され、住民の意見等が反映されています。

また、身近な生活支援活動やサービスが住民の参加により運営・提供されています。

【課題等】

住民主体の地域福祉を推進するためには、市町村の各種福祉計画や福祉施策などの立案、事業の実施、評価などへの検討過程からの住民参画が必要です。

市町村において、福祉施策等に係る各種委員会や検討会などへの地域団体の代表の就任やパブリックコメント、住民懇談会など住民意見を反映する仕組みを活用し、住民が主体的に社会福祉行政に参画する機会を一層増やしていく必要があります。

【施策の方向】

社会福祉行政への住民参画を推進するため、次のような取組を進めます。

- ① 市町村の各種福祉計画や福祉施策の立案・検討などの社会福祉行政に住民が検討過程から参画できる仕組みづくりを支援します。
- ② 住民参画の意識啓発を図るため、広報などを活用し、地域福祉活動への住民参加の意義や地域で求められている福祉活動、活動への参加方法などの情報提供を行うとともに、社会福祉行政への理解に向けた住民研修などを促進します。
- ③ 市町村と社会福祉協議会が連携し、市町村が行う住民に身近な福祉サービスを、住民参加で運営・実施できる仕組みづくりを促進します。
- ④ 住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる地域づくりを進めるため、国のモデル事業である「地域力強化事業」の市町村での活用を促進するほか、取組事例を情報提供することにより、相互交流のための拠点整備や地域生活課題に関する相談体制の確保など、地域住民の参画に向けた環境整備を促進します。

◆取組事例◆ **住民参加による福祉のまちづくりの取組事例**
(最終版には具体的な取組事例を掲載します)

イ 住民参加による生活支援サービスの提供

【目指す姿】

買物や雪かきなど日常生活に必要な様々なニーズに、きめ細かく対応できる生活支援サービスが、住民主体で創出され、多数の住民参加を得ながら提供されています。

【課題等】

買い物や雪かき、子育ての悩みなど、日常生活に支援を必要としている住民が、地域で安心して暮らしていくためには、地域住民の支え合いなどによるきめ細かな支援が必要です。

地域では、多様な生活上のニーズに応じて、近隣の住民や町内会・自治会、ボランティア団体、福祉活動NPO法人などによる生活支援サービスや高齢者・子育て親子のための「サロン」などの提供が行われていますが、人口減少、少子高齢化や過疎化の進行等により、外出支援など様々な生活支援ニーズが更に高まる一方、地域の支える担い手の不足や、住民の生活上のニーズに応じた住民主体による生活支援サービスの創出と運営を支援する仕組みが十分整っていない、住民主体の活動やサービスの情報がよく知られていない、などの課題があります。

【施策の方向】

支援が必要な住民のニーズにきめ細かく応じた生活支援サービスを創出・提供していくため、次のような取組を進めます。

- ① 市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、民生委員児童委員協議会等が連携し、住民主体の生活支援サービスの創出や運営を支援する仕組みづくりを促進します。
- ② 地域の様々な生活上のニーズに応じた生活支援サービスの創出や提供につなげるためのコーディネーターの活動を促進し、民生委員・児童委員や自治会代表者などの地域住民との連携・協働による地域福祉活動の取組を支援します。
- ③ 県、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会のホームページや広報誌等で住民主体の生活支援の実践例を掲載するなど、先駆・先進的な事例の紹介を図ります。
- ④ 福祉のまちづくりのコーディネートを行う市町村社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）や自治会代表者の地域ケア会議等への参画を促進するなど、支援を必要とする人の生活課題を解決するため、地域住民と支援関係機関が連携して取り組むための仕組み、ネットワークづくりを促進します。

◆取組事例◆ **地域住民による生活支援サービスの取組事例**
(最終版には具体的な取組事例を掲載します)

ウ 避難行動要支援者の支援及び被災者の生活支援

【目指す姿】

災害発生時に自力での避難や被災後の避難生活が困難な住民を、普段から近隣住民等が見守り、災害発生時には、すばやく適切に支援できる仕組みが地域で確保されています。

【課題等】

地震や津波などの災害が発生したときに、高齢者や障がい者、外国人、難病患者などの「避難行動要支援者」の避難支援が迅速かつ的確に行われるためには、要支援者情報の共有、避難支援者の選定、避難経路、避難所の確認、ボランティアの受入れ体制構築など、平常時からの取組が重要です。

災害発生時の要支援者支援には、防災機関だけでなく地域住民の参加も重要ですが、必要な情報が住民に十分伝わっていない、避難支援者の確保が難しい、被災後の生活支援や精神的なケアなどの支援体制が必要などの課題があります。

【施策の方向】

災害発生時において要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うことができるよう、次のような取組を進めます。

- ① 市町村が要支援者への避難支援を迅速かつ的確に行うことができるよう、避難行動要支援者名簿の作成・更新、避難支援等を行うための個別計画の策定、福祉避難所の指定や運営体制の充実など、市町村における要配慮者の避難支援の取組を更に促進します。
- ② 県、市町村、市町村社会福祉協議会が連携し、災害時における要配慮者の生活支援や心のケアなどを総合的に支援できる体制の整備を図ります。
- ③ 市町村、市町村社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、町内会・自治会等が協力し、要支援者の把握や避難支援者の選定、支援方法の取り決めなどの情報を盛り込んだ「福祉マップづくり」に取り組むことを支援します。
- ④ 市町村、市町村社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、自治会・町内会等が相互に協力し、災害の発生に備えて、地域の民生委員・児童委員等を中心とした近隣住民による普段からの見守りや声かけの地域の仕組みづくりを促進します。
- ⑤ 消防機関や地域の自主防災組織、民生委員・児童委員など、避難行動要支援者の避難支援を担う関係者と平常時からの情報共有を図るなど、市町村における支援関係者との連携体制の構築を促進します。
- ⑥ 「岩手県防災ボランティア活動推進指針」に基づき、平常時から、関係機関・団体による防災ボランティア支援ネットワークを構築するとともに、地域で防災ボランティアを円滑に受け入れる「受援力」を高める取組を推進します。
- ⑦ 東日本大震災津波の経験を踏まえ、全国に先駆けて設置した、大規模災害時に避難所等において、要配慮者の福祉・介護等のニーズ把握や応急支援などを担う「災害派遣福祉チーム」について、官民学の関係団体とともに派遣体制の充実・強化を図ります。

◆取組事例◆ **避難行動要支援者の支援及び被災者の生活支援に係る取組事例**
(最終版には具体的な取組事例を掲載します)

エ ユニバーサルデザインの普及・促進

【目指す姿】

住宅や建物、道路、バス、公園など「まち」を構成する全てのものが、ユニバーサルデザインの理念に基づいて形作られ、子どもから高齢者まで様々な人々が安心して生活しています。

【課題等】

障がいの有無や年齢、性別等にかかわらず、すべての人の社会参加の機会が確保される地域づくりのために、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた「ひとにやさしいまちづくり」を推進するとともに、その理念の普及を図ることが必要です。

県では、「ひとにやさしいまちづくり条例」や「ひとにやさしいまちづくり推進指針」を制定し、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた公共施設の整備や、ひとにやさしいまちづくりの意識啓発などに取り組んできましたが、ユニバーサルデザインの理念や推進の必要性の周知、ひとにやさしいまちづくりについて多様な人々の意見を反映する仕組みづくり、ひとにやさしいまちづくり条例に定める施設の公共施設整備基準への適合の促進などを一層進めていく必要があります。

【施策の方向】

ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、誰もが安心して生活できるひとにやさしいまちづくりを推進するため、次のような取組を進めます。

- ① ユニバーサルデザインの理念や考え方などの普及啓発を図るため、講演会やフォーラム等を開催します。
- ② 援助や配慮を必要としている方のマークとして全国に普及しているヘルプマークの活用や、障がい者や難病患者等の各種マークの紹介等を通じて、人を思いやる「心」の醸成を進めるとともに、外国人県民等が暮らしやすい環境づくりなどの取組により、様々な人々の社会参加を促進します。
- ③ 県有施設を新設する場合の利用者等の意見を聴取する仕組みを整備し、意見把握からその反映にいたる一連の取組をモデルとして示し、民間施設への波及を促進します。
- ④ 公共的施設整備基準への適合を促進するため、県が策定している「まちづくりユニバーサルデザインガイドライン」の一層の周知に努め、事業者の意識啓発を図ります。

◆取組事例◆ **ユニバーサルデザインの普及促進に係る取組事例**
(最終版には具体的な取組事例を掲載します)

(2) 多様な主体による地域福祉の取組

多様な地域福祉活動の担い手となるボランティアや福祉活動NPOを育成・支援するとともに、継続した福祉活動に取り組むことができるようにコミュニティビジネスの創出等を支援します。

また、社会福祉法人による地域公益事業の取組を推進するほか、福祉活動など地域貢献活動に対する企業の理解を高め、福祉活動等への活動資金の提供や人的な貢献、資材の提供などを通じて、ボランティアやNPOが活動しやすい仕組みづくりを進めます。

ア 福祉ボランティアと福祉活動NPOの活動支援

【目指す姿】

地域の福祉ニーズにきめ細かく対応するボランティア団体やNPO法人が、地域の福祉ネットワークを活かしながら、住民や行政、福祉活動団体等と協働し、生き生きと活動しています。

【課題等】

地域の福祉ニーズが多様化、複雑化し、公的福祉サービスだけでは対応できない状況の中で、ボランティア活動やNPO活動への期待が高まっています。

ボランティア団体やNPOが地域の福祉ニーズに対応した機能的、効果的な福祉活動を継続して行うためには、団体相互の情報交換や地域住民との協働などが必要であることから、ボランティア団体やNPOの活動の周知、ボランティア団体とNPOとの連携・情報交換のためのコーディネート機能の充実、活動を継続するための資金確保などを支援していく必要があります。

【施策の方向】

ボランティア団体やNPOが相互に連携し、地域の多様な福祉ニーズに対応した福祉活動を展開するため、次のような取組を進めます。

- ① 県、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会が協働し、地域の各種ボランティア団体やNPO活動への参加を呼びかけるために行う、ホームページ等を活用した情報提供を支援します。
- ② 市町村社会福祉協議会を中心として、地域のボランティア団体や福祉活動NPO等との連携強化を図るため、社協ボランティアセンター等による情報交換や活動のコーディネートを支援します。
- ③ 県、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会等において、ボランティア団体やNPO等の新たな福祉活動などを支援するため、団体が利用できる各種助成制度の情報提供の促進を図ります。
- ④ 県社会福祉協議会と県共同募金会が連携し、福祉ボランティア活動に要する資金を確保して継続した福祉活動ができるよう支援します。

◆取組事例◆ **福祉ボランティア等による地域福祉活動の取組事例**
(最終版には具体的な取組事例を掲載します)

イ 社会福祉法人・福祉サービス事業者の地域貢献活動の推進

【目指す姿】

社会福祉法人や福祉サービス事業者が福祉の専門的な知識・技能や運営する施設等の機能を活かし、住民等の福祉活動の相談援助や活動支援を行うなど、地域の実情に即した多様な地域福祉サービスの創出に貢献しています。

【課題等】

社会福祉法人や福祉サービス事業者は、福祉サービスを提供するための高度で専門的な知識や技能などを有していますが、住民の相談援助やボランティアの養成、住民の福祉学習の場の提供等、社会福祉法人や福祉サービス事業者が持っているノウハウが十分に活用されていないなどの課題があり、特にも、公益性の高い社会福祉法人には社会福祉事業の中心的な担い手としての役割を果たすのみならず、他の事業主体では困難な福祉ニーズに対応することが求められ、社会福祉法に定める「地域における公益的な取組」の実践を通じて、地域の関係機関との連携や役割分担を図りつつ、積極的に地域へ貢献していくことが期待されています。

【施策の方向】

社会福祉法人や福祉サービス事業者が地域住民の参加と協力を得て、福祉の専門的な知識・技能や様々な福祉サービスのノウハウ等を活かした地域貢献活動を推進するための取組を進めます。

特にも、公益性の高い社会福祉法人には、地域の環境の変化に伴う福祉ニーズの多様化・複雑化に対応した地域貢献活動への積極的な取組が期待されています。

- ① 福祉に関する様々な相談、福祉ボランティア養成、福祉学習、介護等技能研修、地域福祉活動支援等の各種事業の取組を促進します。
- ② 要援護者等を対象にした地域の実情に即した多様な福祉ニーズに対応した生活支援サービスの創出や提供の取組を促進します。
- ③ 県、県社会福祉協議会が連携し、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の事例紹介などの取組について検討します。
- ④ 平成 28 年社会福祉法改正を踏まえ、税制優遇措置が講じられ高い公益性を有する社会福祉法人には、地域の人口減少・少子高齢化などの地域環境の変化により生じた地域住民が抱える多様な福祉ニーズを把握し、自らの保有する資産や職員の状況、地域における他の社会資源の有無などを踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫に基づく「地域における公益的な取組」を促進します。（例えば、生活困窮者支援などの新たな福祉サービスの提供、環境美化活動等の地域住民の参加・協働の場の創出を通じた地域住民相互のつながりの強化を図るなど、間接的に社会福祉の向上に資する取組、災害時の福祉支援体制づくりなどの福祉サービスの充実を図るための環境整備に資する取組、地域住民に対する在宅での介護技術研修の実施やボランティアの育成など）。

◆取組事例◆ **社会福祉法人による地域福祉活動の取組事例**
(最終版には具体的な取組事例を掲載します)

ウ 企業の社会貢献活動の促進

【目指す姿】

多くの企業で、社会貢献を重要な使命に位置付け、積極的に地域貢献活動を行っており、従業員がボランティア活動等に参加しやすい環境が整っています。

【課題等】

企業が社会に果たす役割や責任などの意識の高まりを受けて、ボランティア休暇制度の導入や社員の地域活動への参加奨励など、地域貢献活動に対する企業の理解も深まっています。

企業の地域活動への参加は、企業自らが地域社会の一員であることを認識し、活動資金の提供や専門的な技能、技術などを活かした物的、人的な貢献活動が望まれますが、ボランティア休暇やボランティアの情報提供等、従業員が社会貢献活動に参加しやすい環境づくりや、企業に期待される地域活動に関する情報の提供、企業と地域の連携をコーディネートする機能の充実などを一層進める必要があります。

【施策の方向】

企業が地域のニーズに対応して、積極的に地域貢献活動を行うため、県、市町村、社会福祉協議会が、民間企業で構成する団体等と連携し、次のような取組を進めます。

- ① 企業が積極的に社会貢献活動に取り組むよう、企業の理解促進を図ります。
- ② 企業の様々な資源（人材、機材、資金等）を地域ニーズに対応した活動に結びつけるコーディネート仕組みづくりを促進します。
- ③ 自治体との連携による高齢者の見守りや買い物支援など、積極的に社会貢献活動を行っている企業の活動内容等の周知を図ります。
- ④ 第1次産業が盛んである本県の特徴を生かし、関係機関・団体の連携により、障がい者が農業の現場で働く農福連携の取組を進めます。

◆取組事例◆ **企業等による地域福祉活動の取組事例**
(最終版には具体的な取組事例を掲載します)

(3) 地域の福祉活動の財源の創出

ボランティアやNPOをはじめ、住民が任意で組織する団体などが、地域でスムーズに福祉活動ができるよう、各種基金や民間資金を活用しやすいようにするとともに、共同募金や歳末助け合いなどの善意による寄付の意識を高め、活動の財源の創出を図ります。

ア 各種基金及び民間資金の活用

【目指す姿】

住民や団体等の地域福祉活動を支える財源として、各種基金や民間資金が整備されており、これらの基金や資金を活用して、地域福祉活動が活発に行われています。

【課題等】

地域福祉活動に活用できる各種の基金や民間資金はあるものの、助成の内容や申請手続などの情報が十分周知されていない、利用するための手続きが煩雑である、助成額や助成対象の範囲が限られており利用しにくい、などの課題があります。

【施策の方向】

各種基金や民間資金が有効活用されるよう、次のような取組を進めます。

- ① 県、市町村と社会福祉協議会が連携し、福祉活動に利用できる各種基金、民間資金の助成内容、申請手続等の詳細な情報提供を進めます。
- ② 岩手県福祉基金やいきいき岩手支援財団が行う基金助成の利用促進を図るため、申請手続きの簡素化や助成内容等の充実を促進します。

◆取組事例◆ **福祉基金等を活用した地域福祉活動の取組事例**
(最終版には具体的な取組事例を掲載します)

イ 赤い羽根共同募金と歳末たすけあい運動の推進

【目指す姿】

住民や企業、団体などが、共同募金や歳末たすけあい運動に積極的に協力し、共に支え合い、助け合う、共助の意識による寄付への理解が進み、寄付が地域福祉活動を支える重要な役割を担っています。

【課題等】

共同募金や歳末たすけあい運動による寄付は、様々な民間の社会福祉活動を支える財源としての役割を果たしており、「助け合いのこころ」を育む運動として、社会福祉に対する住民の理解と関心を高めるとともに、募金運動を通じて児童、生徒の福祉教育にもつながっています。

そのため、助け合いなどの意識の醸成とともに、地域福祉活動等の財源として、共同募金や歳末たすけあい運動などの寄付はますます重要となりますが、寄付の意識が一般化していない、寄付がどのように使われているか分かりにくい、募金の呼び掛けを幅広く展開する必要がある、などの課題があります。

【施策の方向】

共同募金や歳末たすけあい運動への住民等の協力を促進するため、次のような取組を進めます。

- ① 共同募金活動への地域住民の理解促進を図るとともに、積極的な協力が得られるよう、共同募金の意義や助成方法の透明化、使途の公表などの広報活動を促進します。
- ② 岩手県共同募金会による共同募金や歳末たすけあい運動の活性化を図るため、ボランティアによる募金活動と活動のための手引きの充実・普及に努めます。
- ③ 岩手県共同募金会は、社会福祉協議会と連携し、ホームページや広報等による募金の呼び掛けや、イベント主催者等に募金運動への協力を働きかけるなど、様々な募金活動を行うとともに、クラウドファンディングなど新たな募金手法（ファンドレイジング）の開発を促進します。

◆取組事例◆ 共同募金活動等の取組事例

(最終版には具体的な取組事例を掲載します)

5 被災地の福祉コミュニティの構築と生活支援

東日本大震災津波の発生により、人口の減少や高齢化が急激に進行した地域の住民や、転居を余儀なくされ住み慣れた地域を離れた住民などが、新たな生活環境において、住民相互の支え合いや見守りなどにより、一人ひとりが被災前と同様に安心して豊かに暮らせる福祉コミュニティを再生するため、市町村や市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、町内会・自治会、ボランティア、NPOなど多様な主体の参画と連携によって、被災者を含めた地域住民が主体となった、地域福祉活動が活発に展開されるよう取組を進めます。

(1) 被災者の安心の確保と生活支援

被災者の新たな生活環境において、それぞれの実情に応じた生活支援サービスが創出されるなど、被災者が安心して生活できる環境づくりが求められています。そのため、被災者の福祉的ニーズと関係機関・団体間のコーディネーター役となる人材の確保・育成を図るとともに、多職種連携の取組や関係機関・団体等の横断的なネットワークの強化を進め、被災者の生活再建のステージに応じた見守り支援や新たなコミュニティ形成など、中長期的な見守り支援体制の充実を促進します。

ア 被災者が安心して生活できる環境づくり

【目指す姿】

新たな生活環境で安心して生活できるよう、要援護者のニーズにきめ細やかに対応した福祉サービスや生活支援サービスが提供されています。

【課題等】

被災地においては、人口減少や高齢化の進行など、震災により生活環境が大きく変化したことに伴い、地域活動の担い手不足や孤立化の懸念、買い物や通院等のための生活支援サービスの確保など、様々な課題が生じています。

また、応急仮設住宅には現在も多く被災者が入居しており、住宅の確保など生活再建に向けた支援を進める必要があるほか、災害公営住宅では、高齢者を含む世帯の割合が6割以上と高く、一人暮らしの高齢者は入居世帯の3割を占めており、住民の高齢化による自治機能の低下や新たなコミュニティ形成の難しさなど、災害公営住宅の入居者が地域から孤立することが懸念されます。

【施策の方向】

県と市町村が連携し、次のような取組を進めます。

- ① 県と市町村が連携して、ユニバーサルデザインの普及促進に努めるとともに、住民参画によるまちづくりを支援します。
- ② 市町村、市町村社会福祉協議会等が連携して、生活支援相談員や民生委員・児童委員等による被災者の見守り支援を行うとともに、支援者のみならず地域住民が相互に見守る体制の整備を進めます。
- ③ 県、市町村、相談機関や医療機関等が連携し、福祉・保健・医療連携による総合的なマネジメントを促進し、ニーズに的確に対応したサービスの創出・提供が図られるよう支援します。
- ④ 地域包括ケア推進のため、地域ごとの医療・福祉資源、社会資源の把握や具体的な進め方等がコーディネートされていくよう、多職種連携による地域ケア会議の機能化を支援します。
- ⑤ 災害公営住宅等においては、高齢化、住民の自治機能の低下を前提とした支援の枠組みとし、生活支援相談員による地域支援拠点の設置など地域福祉活動コーディネーターと連携した地域福祉活動をモデル的に進め、周辺地域を含めた福祉コミュニティの形成を支援します。

◆取組事例◆ **生活支援相談員による被災者支援の取組事例**
(最終版には具体的な取組事例を掲載します)

イ 被災者のふれあいの場づくり

【目指す姿】

被災者が、主体性を持って、地域の多種多様な交流活動に積極的に参画しています。

【課題等】

震災の影響で、人口が減少したり、高齢化が進化した地域の方々や、住み慣れた地域を離れて、応急仮設住宅や災害公営住宅等に移り住んだ被災者の方々では、震災前のコミュニティの仲間との交流の機会を失ったり、新たな地域での交流を持ってないなどの課題があります。

【施策の方向】

- ① 市町村や市町村社会福祉協議会等が連携して、地域住民が主体となったサロンなどの地域活動を促進します。
- ② 被災者と支援者、あるいは被災者同士による世代を越えた交流、地域の町内会・自治会とのふれあい、さらには、内陸や県外等への避難者と被災地住民との交流のためのふれあい事業などを促進します。
- ③ 元気な高齢者や障がい者、子どもなど地域の様々な方々が主体的に参画できる地域活動の創出を支援します。

◆取組事例◆ **被災者の交流活動の取組事例**
(最終版には具体的な取組事例を掲載します)

(2) 新たな福祉コミュニティの形成支援

・ 新たな福祉コミュニティの構築

【目指す姿】

震災により生活環境が大きく変わった被災地において、住民自らが地域の福祉に関心を持ち、新たな福祉コミュニティを形成して、住民同士が、共に支え合いながら、誰もが安心して生活しています。

【課題等】

被災により人口が減少したり、高齢化が進展した地域の方々や、住み慣れた地域を離れ、新たな地域に移り住んだ住民は、新しい生活環境への適応や、地域との関わり方などの課題を抱えています。

特に、災害公営住宅では、住民の高齢化による自治機能の低下や新たなコミュニティ形成の困難さなどの課題を踏まえ、被災者を孤立させないように、新たな福祉コミュニティづくりの支援が必要です。

【施策の方向】

- ① 応急仮設住宅、災害公営住宅居住者を含めた地域住民のコミュニティ意識の醸成を図るとともに、市町村、関係機関及びNPO等が連携し、住民相互のコミュニケーションの維持やコミュニティの継続に向けた取組を支援します。
- ② 住民参画による地域の要援護者の把握や見守り支援を促進します。
- ③ 公的な福祉サービスと地域住民やボランティア等によるインフォーマルな生活支援等を組み合わせて、総合的な支援ができる仕組みづくりを促進します。
- ④ 障がい者と漁業・農業など地場産業従事者の協働による雇用の創出、コミュニティビジネスの開発、経営などを支援します。

◆取組事例◆ **被災地での新たな福祉コミュニティづくりに向けた取組事例**
(最終版には具体的な取組事例を掲載します)

(3) 人材の確保・育成

被災地の新たな福祉コミュニティの構築のためには、専門的能力を備えた福祉・介護従事者や、施策を立案する福祉行政職員とともに、地域住民の主体的な参画や、地域福祉活動を率先して行うボランティアなどの育成が必要です。

これら福祉専門職や地域住民等との協働により、被災者の実情に応じた生活支援サービスの創出と提供が行われるよう、被災者支援に従事する人材の確保・育成を進めます。

ア 被災者支援に従事する者の確保・育成

【目指す姿】

要援護者のニーズに応じた質の高い福祉サービスの提供や福祉コミュニティ形成の支援が行われるよう、資質の高い福祉・介護事業等に従事する人材が十分に確保・配置されています。

【課題等】

福祉・介護従事者の中には、待遇や勤務形態への不満等を理由として離職するなどの課題があることに加え、特に被災地においては、人口減少などによる労働力不足が続いており、福祉・介護従事者等の人材不足は深刻な状況となっています。

【施策の方向】

関係機関、団体が連携し、岩手県立大学等の協力を得ながら、次のような取組を進めます。

- ① 市町村、市町村社会福祉協議会等が連携し、生活支援相談員など、被災者に寄り添い、生活・福祉課題を把握し、専門機関へのつなぎ役となる支援従事者の養成・育成に努めます。
- ② 市町村、市町村社会福祉協議会等が連携し、被災者を含めた地域住民が主体となって、日常的な生活支援の仕組みづくりに取組めるよう支援します。
- ③ 県、市町村は、地域福祉の視点に基づいて、被災地の新たなコミュニティ形成のための施策立案が行われるよう、職員の意識啓発及び知識や技術の習得のための研修などを実施し、職員の資質向上に努めます。

イ 地域づくり活動の担い手やボランティアの確保・育成

【目指す姿】

被災者を含む地域住民が主体となって、福祉ボランティア等と連携しながら、地域課題の解決に向け、地域福祉活動や地域づくり活動を展開している。

【課題等】

被災により人口が減少した地域の方々や住み慣れた地域から離れ、新たな地域に移り住んだ方々が、その地域で安心して生活できるように、住民相互に支え合う福祉コミュニティづくりを進めるため、地域住民が自ら地域づくり活動の担い手となることが求められます。

しかしながら、災害公営住宅など新たなコミュニティへの移行が進む中で、地域で見守りが必要な人などに関する情報が十分に把握されていない、近隣住民等との関わりが少ない世帯が増加している、住民が近所で暮らす人の異変や福祉ニーズに気づいても、誰に連絡すれば良いか分からない、などの課題があります。

また、被災を契機に始まった、地域住民やボランティア、支援団体等による地域福祉活動について、今後、どのように継続させていくか、発展させていくかなどの課題もあります。

【施策の方向】

- ① 町内会・自治会等地域住民が主体となって、地域課題を把握し、課題解決に向けた取組を進めることができるようするため、民生委員・児童委員や市町村、市町村社会福祉協議会が連携して、地域コミュニティ活動をリード・サポートしていく人材を育成する活動を支援します。
- ② 災害公営住宅など新たなコミュニティに移行した後も、地域住民等による地域福祉活動が行われるよう、市町村や市町村社会福祉協議会等が連携して地域活動の担い手の育成に努めます。
- ③ 市町村や市町村社会福祉協議会等が連携し、地域住民が主体となった福祉ボランティアの養成や生活支援団体の育成を支援します。
- ④ 県や市町村が連携し、民間事業者（宅配業者、新聞配達等）との協働による見守り活動や生活支援サービス等の創出に取り組み、企業が持つ人的資源や技術資源等を活用した社会貢献活動を促進します。
- ⑤ 県・市町村社会福祉協議会が連携し、引き続き、被災地の支援に必要なボランティアの確保に努めます。

◆取組事例◆ **被災地でのボランティア活動等の取組事例**
(最終版には具体的な取組事例を掲載します)

V 計画推進の評価・検証

計画に基づいた地域福祉推進の取組等を評価・検証するため、評価の目安とする項目の現状値の比較や施策、各事業の取組状況等を基に県において自己評価するとともに、評価結果について、岩手県地域福祉推進協議会において検証し、今後の地域福祉推進に向けた施策等に反映させていきます。

評価・検証の目安とする主な項目

次期総合計画を踏まえ、今後調整

基本方針	項目名	現状値 (年度)	概要
市町村支援の体制づくり	市町村地域福祉計画策定市町村数	28市町村 (H29)	市町村の地域福祉計画の策定を支援します。
福祉を支える人づくり	福祉活動ボランティア数 (ボランティア保険加入者数)	37,366人 (H29)	福祉活動を担うボランティアの養成を進めます。
	地域福祉活動コーディネーター 養成者数	319人 (H29)	地域の福祉活動と関係機関・団体等との連絡・調整などをコーディネートできる人材の育成を進めます。
福祉サービス提供の仕組みづくり	地域包括支援センター職員充足率	94.6% (H29)	地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の法定必要人員の確保を支援します。
	地域子育て支援拠点施設数	85箇所 (H29)	地域の子育ての相談や支援活動の拠点となるセンター等の設置を支援します。
	日常生活自立支援事業利用者数	970人 (H29)	認知症高齢者、知的障がい者などの福祉サービス利用や金銭管理の援助を行うサービスの利用促進を図ります。
	成年後見を行う法人数	11団体 (H29)	成年後見を行う法人の育成を支援します。
	地域福祉マップ作成箇所数	29市町村 (H29)	地域の要援護者の支援や社会資源の情報共有などを図る福祉マップづくりを支援します。
福祉でまちづくり	避難行動要支援者避難支援計画策定市町村数	30市町村 (H24)	市町村の避難行動要支援者避難支援計画の策定を支援します。
	高齢者ふれあい・いきいきサロン箇所数	1,808箇所 (H28)	高齢者の交流や生きがいづくり、介護予防などの活動拠点となるサロンの設置を進めます。
	子育てふれあいサロン箇所数	392箇所 (H28)	子育て中の親子の交流や仲間づくりなどの活動拠点となるサロンの設置を進めます。

◎ 市町村地域福祉計画策定ガイドライン

1 地域福祉計画の策定の必要性

少子・高齢化や核家族化の進展、地域住民相互のつながりの希薄化など、地域や家族を取り巻く環境が大きく変化する中で、地域では住民相互の支え合いや助け合い、自立した生活を支援する福祉サービスや地域ぐるみの福祉活動などによって、誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティをつくることが求められています。

社会福祉法においては、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げ、地域住民や社会福祉事業者、社会福祉活動を行う者は、相互に協力し、地域福祉の推進に努めなければならないとされており、こうした地域福祉推進のための方策として、同法第107条で市町村地域福祉計画の策定が規定されました。

地域福祉計画は、住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である住民や市町村社会福祉協議会、関係団体等と協働し、要支援者の生活上の課題解決に向けた福祉サービスや地域の福祉活動などの支援体制を総合的かつ計画的に整備するとともに、地域における今後の福祉コミュニティづくりの方針、方向性を住民に示す大変重要な計画です。

このガイドラインは、先に厚生労働省社会・援護局から示された「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針のあり方について（一人ひとりの地域住民への訴え）」に基づき、市町村の計画策定の参考として標準的な策定手順や計画の構成などを例示するものです。

各市町村においては、地域の特性を踏まえ、創意と独自性を活かしながら、地域協働で自主的かつ積極的に計画策定に取り組まれるよう期待します。

社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

2 計画策定上の留意事項

地域福祉計画は、社会福祉法に示されているように、住民参画により策定される計画であり、地域福祉に関する事項を総合的に定める計画であることから、策定に当たっては、次の事項に留意する必要があります。

(1) 計画の総合性

地域福祉計画は、社会福祉法に定める以下の事項を盛り込み、市町村の地域福祉行政全体の施策の方向性や共通理念を示しながら、個別分野の施策を補完する総合的な計画とする必要があります。

- ① 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
(情報提供、相談支援体制、日常生活自立支援事業、苦情解決、第三者評価など)
- ② 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- (人材確保・育成、福祉サービスへの参入促進、サービス提供者のネットワーク化、保健・医療分野との連携など)
- ③ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
(住民参加の促進、ボランティア、NPO 支援、活動拠点整備など)

(2) 住民の主体的参画

地域福祉計画は、策定のプロセスを重視した住民参画による計画であることから、より多くの住民や地域の関係団体・組織が計画策定の過程から主体的に参画できる体制をつくる必要があります。

このため、計画の策定に当たっては、事前に住民参画の必要性について広報等で周知を図るとともに、市町村社会福祉協議会等の関係団体と連携した住民座談会の開催や策定組織における住民委員の公募、パブリックコメント等により住民の意見や要望が計画に十分反映されるよう配慮する必要があります。

(3) 社会福祉協議会との連携

市町村社会福祉協議会は、地域福祉を推進する様々な団体を構成員として、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として位置付けられており、従来から、ボランティア活動や福祉教育の推進、住民参加による福祉ネットワークづくりなど、地域福祉の推進に関して様々な事業実績や豊富な経験を有しています。

そのため、地域福祉計画の策定に当たっては、社会福祉協議会の協力が必要不可欠であり、社会福祉協議会が地域福祉活動の指針として策定する「地域福祉活動計画」との整合性に配慮しながら、市町村と社会福祉協議会が車の両輪であるという認識に立って連携して取り組んで行く必要があります。

(4) 民生委員・児童委員との連携

民生委員・児童委員は、住民に最も身近なところで生活課題等の相談・援助活動を行っており、住民の生活状態や必要とする福祉サービス等に関する様々な情報を把握しています。

そのため、地域福祉計画の策定に当たっては、策定組織への参画が求められるとともに、住民座談会やパブリックコメント等への主体的な参加や意見提案等を進めるためにも積極的な連携が必要です。

(5) 地域福祉圏域の設定

地域の福祉課題に対してきめ細かく対応するために、人口、地理的条件、交通などの諸要件や公共施設、福祉サービスの提供範囲などにより、日常生活圏を単位とした「福祉圏域」の設定が有効と考えられます。

「福祉圏域」を設定する場合は、従来の自治会・町内会、小学校区、中学校区単位などに加えて、地域の特性、住民ネットワークの組織化が可能な範囲、福祉活動などをコーディネートできる規模などの諸条件も併せて検討し、柔軟に設定することが望まれます。

また、地域福祉計画は、市町村を単位として構想することが基本ですが、他の福祉計画における福祉サービス提供の圏域、目標量等との整合性や事業の効率的な実施の観点から複数の市町村による事業の実施も含めた広域的な「福祉圏域」の設定も考えられます。

(6) 計画目標の設定と評価・検証

地域福祉の推進を具体化するうえで計画に掲げる個別施策については、計画の達成状況を住民に対して明らかにするためにも、できる限り客観的に判断できる目標を示す必要があります。

また、計画の実施状況や目標に対する達成度を必要に応じて確認できるよう、計画の進行管理を含む評価体制を確保し、計画策定時から評価の手法等をあらかじめ検討しておく必要があります。

(7) 他の福祉計画との関係

地域福祉計画は、市町村の地域福祉行政全体の総合的な計画であることから、高齢者、障がい者、児童に関する各分野の計画と内容が重なり合う部分がありますが、分野横断的な福祉課題の取組を進めていくために、これら個別計画における施策や目標は基本的に尊重しつつ各計画の全部または一部を包含するような形で調整・連携を図りながら策定する必要があります。

(8) 福祉以外の分野との連携・計画策定体制の構築

地域福祉の推進に当たっては、保健・医療をはじめ、教育や雇用、住宅、交通、防災、まちづくりなど、幅広い観点に立った取組が求められます。

このため、計画の策定に当たっては、庁内の部局横断的なプロジェクトチームを立ち上げるなど、関連する分野との連携、調整を図りながら、関係部局が一体となって総合的に取り組む必要があります。

また、地域の声を幅広く反映していくため、地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、民生委員・児童委員などで構成する策定委員会を設置するとともに、必要に応じて委員以外の専門家の意見や地域住民の要望を聞く機会を設けるなど、意見聴取の機会を積極的に確保していくことが必要です。

3 計画の策定手順（例）

(1) 準備

1 住民参加の意識づけ

- ・ 広報・啓発活動
- ・ 情報提供活動

2 住民・団体などによる問題や課題の共有化

- ・ 住民座談会の開催
- ・ 関係団体との連携強化

(2) 策定

3 策定体制の整備

- ・ 庁内プロジェクトチーム
- ・ 計画策定委員会の設置（住民委員等の公募）
- ・ 地域住民・団体主体の地域福祉推進組織の設置

4 策定方針の確立

- ・ 共通理念の確認
- ・ 計画の目的、性格、位置付けの確立
- ・ 策定スケジュールの設定

5 地域住民・団体等の意識啓発

- ・ 住民懇談会、ワークショップ等の開催
- ・ シンポジウム、セミナー等の開催

6 実態把握と課題の分析

- ・ 住民アンケートの実施
- ・ 関係団体との意見交換
- ・ 住民懇談会等で把握した課題の分析
- ・ 既存の行政施策・事業の評価と課題の分析
- ・ 市町社会福祉協議会との協議、福祉施策に対する課題分析
- ・ 民生委員・児童委員の活動状況の把握、課題の分析
- ・ ボランティア、NPO法人の活動状況の把握、課題の分析

7 計画目標の決定

- ・ 課題解決に向けた施策の推進方策の決定
- ・ 指標の抽出と数値目標の設定

8 計画骨子の策定

- ・施策体系の設定
- ・盛り込むべき施策の検討

9 計画素案の策定

- ・具体的な施策内容の検討
- ・地域住民・団体等へフィードバック

10 計画の決定

- ・素案をもとにパブリックコメントの実施、計画への反映
- ・施策の肉付け
- ・計画の公表

(3) 実行

11 計画の推進

- ・目標実現に向けた施策の推進

(4) 評価・見直し

12 計画の進行管理

- ・進行管理
- ・評価
- ・見直し

4 計画の構成（例）

1 計画策定の趣旨、位置付け、期間等

- 計画策定の趣旨
- 計画の位置付け、計画の体系図
- 計画の役割
- 計画期間
- 計画策定の経緯

* この章は、計画の骨格部分であり、市町村の独自性と特性を活かして記載すること。

2 地域福祉を取り巻く状況

- 地域の状況（人口、年齢構成、世帯、要支援者、人的・社会的資源など）
- 地域における福祉サービスの提供や利用状況、地域福祉の拠点等
- 福祉を取り巻く社会の変化

* この章は、目標の設定、施策展開につながることから、地域住民・関係団体等と十分な協議を行ったうえで分析すること。

3 課題の提示

- ニーズの調査
 - ・地域の生活課題等に関する調査（住民アンケート調査、住民座談会等）
- サービスの点検
 - ・提供されているサービスの点検
 - ・必要とされるサービス量の調査

* この章は、地域住民が抱えている地域課題・生活課題等を明らかにし、サービスの点検を行うものであることから、十分に地域住民の意向を反映させること。

4 目標の設定

- 総合的な目標の設定（人材育成、相談支援体制、情報提供、ボランティア、交流・社会参加、日常生活自立支援事業、苦情解決など）
- 高齢者、障がい者（児）、児童に対する福祉サービスの目標の設置
- フリーター、多重債務、虐待、DV などの最近の新たな課題に関する福祉サービスの目標の設定

* この章は、市町村で策定している既存の各個別福祉計画に掲げている目標のうち主要なもの、いずれの計画にも当てはまらない目標や最近の新たな課題などについて記載すること。

5 施策の推進

- 総合的な施策の推進
 - ・地域における福祉サービスの適切な利用の推進（情報提供、相談支援体制、日常生活自立支援事業、苦情解決、第三者評価など）
 - ・地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発展（人材確保・育成、福祉サービスへの参入促進、サービス提供者のネットワーク化、小地域で支え合うネットワークの形成、地域包括ケアシステムの整備、保健・医療分野との連携、新たなサービスの創設など）
 - ・地域福祉に関する活動への住民参加の促進（住民参加の促進策、ボランティア、NPO 支援、活動拠点整備、地域コミュニティの創造など）
 - ・その他地域福祉推進に必要な施策の推進（市町村社協の強化策、バリアフリー、ユニバーサルデザインなど）
 - ・高齢者、障がい者、児童に対する地域福祉施策の推進
 - ・新たな課題に関する地域福祉施策の推進（サービス利用に結びついていない要支援者への対応など）

* この章は、市町村の地域特性を活かした独自性の強いものにするとともに、先駆的な取組についても、創意工夫を凝らして記載すること。

6 推進体制の整備

- 関係機関・団体等との連携方策
- 地域住民・団体、行政、社協、社会福祉事業者等における役割分担
- 計画の進行管理と評価

* この章では、計画を一過性にしないためにも、関係機関・団体等の役割を明確にするとともに、進行管理・評価方法等についても記載すること。

資料編

- 計画策定委員会等の構成員、計画策定に携わった人々の紹介
- 計画策定委員会等の開催状況
- 住民座談会やアンケートの結果
- その他関係資料
- 用語集

用語解説（五十音順）

【あ行】

アウトリーチ

生活上の課題を抱えながらも自ら相談機関に相談に行けない個人や家族に対して、支援者が積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること。

岩手県福祉基金

公益財団法人岩手県福祉基金が運営する基金で、社会福祉法人やNPO法人、ボランティア団体などが行う民間福祉活動に、活動資金等の助成を行っています。

いわて保健福祉基金

公益財団法人いきいき岩手支援財団が運営する基金で、高齢者の保健福祉や地域福祉の増進を図るため、団体、法人、個人が行う営利を目的としない先駆的、先導的な事業に対し助成を行っています。

NPO（エヌ・ピー・オー）

行政・企業とは別に、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない民間の組織・団体をいいます。また、NPO法人とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格（個人以外で権利や義務の主体となり得るもの）を取得した特定非営利活動法人の一般的な総称です。

【か行】

キャップハンディ体験

高齢者や障がいのある人が日常生活のなかで体験していることを、疑似体験として学ぶことです。アイマスクをつけて歩行したり、段差やスロープのあるところを車いすや白杖を用いて移動するなど、障がいのある人の身体的な感覚を体験するとともに、生活のしずらさが環境や周囲の条件から生みだされるということを理解する取組をいいます。

グループホーム

地域のアパート、一戸建て住宅などで高齢者、障がい者などが、専任の世話人等による入浴、排せつ、食事の介護や健康管理などの支援、相談を受けながら共同で生活する場をいいます。

ケアホーム

グループホームと同様に障がい者が、専任の世話人、生活支援員による食事の提供や健康管理などの支援、相談のほか、入浴、排せつ等の介護サービスを受けながら、共同で生活する場をいいます。

（平成26年4月からは、グループホームに一元化されます。）

ケアマネジメント

病気やけが、障がい、加齢などで生活上の支援を必要としている本人及び家族等の希望に応じて、保健・医療・福祉等の各サービスを組み合わせ、身体的・精神的・社会的に必要な支援・サービスのためのケア計画を作成し、継続的に支援を行うことをいいます。

コミュニティソーシャルワーク

地域の生活・福祉課題や支援が必要な人の福祉ニーズなどに対応して、地域の社会資源（施設、サービス、情報・人など）を活用・調整し、必要な支援を構築する活動をいいます。

コミュニティビジネス

地域の住民が主体となり、人材やノウハウ、施設・資源、資金などを活用して、地域の抱える課題をビジネスの手法を用いながら解決を図っていく地域密着型の事業活動をいいます。

【さ行】

社会資源

地域で暮らすために活用できる施設・設備、医療・福祉制度やサービス、各種団体・人材、技能、情報等のあらゆる社会的資源を総称していいます。

社会福祉協議会

社会福祉法において、社会福祉に関する事業・活動を行うことにより「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明文化されている社会福祉法人をいいます。

相談支援事業所

市町村から委託を受けて相談支援専門員が障がい児・者やその家族の相談に応じるとともに、障がい福祉サービスを利用するために必要な計画（サービス等利用計画）の作成を行います。

【た行】

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

地域福祉活動コーディネーター

地域でコミュニティソーシャルワークの活動を担う者をいいます。

地域包括支援センター

介護保険法に基づいて市町村が設置する機関で、地域住民の心身の健康の保持、生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上、福祉の増進を包括的に担う地域の中核的機関です。

トータルケアシステム

地域で生活する一人ひとりの多様なニーズに対して、地域での様々な保健・医療・福祉等の活動を連携し、組織的・総合的にサービスを提供する仕組みをいいます。

【は行】

避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で避難の確保に支援を要する者（災害対策基本法による定義付け）のことで、一般的に高齢者、障がい者などをいいます。市町村は、避難行動要支援者の把握に努め、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿を作成する必要があります。

ファンドレイジング

民間団体（公益法人、NPO法人、社会福祉法人、大学法人等）が活動のための資金を個人、法人、行政等から集める行為のことをいいます。

フォーマルサービス、インフォーマルサービス

フォーマルサービスは、法律などの制度に基づいた福祉や介護サービス等をいいます。

インフォーマルサービスは、家族、友人、近隣住民、ボランティア・NPO などによって行われる住民の自発的な支援や援助をいいます。

福祉活動専門員

地域の生活課題や福祉課題に対して、住民や福祉活動団体、福祉サービス事業者、行政等が連携して取り組み、解決していけるように支援する社会福祉協議会職員の職種をいいます。

福祉コミュニティ

地域に生活する人々が地域の福祉に関心を持って積極的に活動に参加し、日常的に援助を必要とする人々に対して、様々な福祉サービスを提供したり、住民同士で支え合うような地域社会をいいます。

ふれあい・いきいきサロン

自治会や町内会などの小地域で、一人暮らし高齢者等の孤立防止や生きがいつくり等を目的に、高齢者と地域の人たちが協働で活動を企画し、参加者が会話や食事、趣味などを楽しむ場をいいます。

【や行】

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、能力などにかかわらず、できる限り、すべての人が利用できるように製品や建物、空間をデザインしようとする考え方をいいます。

要配慮者

災害時に特に配慮を要する者（災害対策基本法による定義付け）で、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児のほか、傷病者、アレルギー等の慢性疾患を有する者、日本語が分からない外国人、その場所の地理に疎い旅行者なども含まれます。市町村は、要配慮者が滞在する避難所等において良好な生活環境の確保に努める必要があります。

【わ行】

ワンストップサービス

保健・福祉サービスの利用や生活上の悩み事など、住民一人ひとりの相談に一つの窓口で対応が行なわれ、保健・福祉サービスを一体的に提供できる支援体制をいいます。

岩手県地域福祉支援計画〈第3期：平成31年度～平成35年度〉改定経緯

	地域福祉推進協議会	その他
平成29年 11月		第1回連絡会議（11/28）
平成30年 1月	平成29年度協議会（1/31） 《協議内容》 ・計画見直しの概要について ・次期計画の策定方針について	いわて福祉コンソーシアム（1/15）
2月		希望郷いわてモニターアンケート
6月		第2回連絡会議（6/19）
7月	平成30年度第1回協議会（7/19） 《協議内容》 ・第3期計画の策定について ・第2期計画の概要・評価について ・第3期計画骨子案について	
8月		
9月		いわて福祉コンソーシアム（9/7）
10月		
11月	第2回協議会（11/22） 《協議内容》 ・第3期計画素案について	
12月	パブリック・コメント（12～1月）	
平成31年 1月		
2月	第3回協議会（予定） ・第3期計画最終案について	
3月	計画の改定	

岩手県地域福祉推進協議会委員名簿

属性	番号	所属	職	氏名	備考
学識経験者	1	公益財団法人テクノエイド協会 東北福祉大学大学院	理事長 教授	大橋 謙 策	特別委員
	2	岩手県立大学社会福祉学部	准教授	佐藤 哲 郎	会長
市町村	3	久慈市生活福祉部社会福祉課	課長	晴山 博 樹	
	4	矢巾町福祉・子ども課	課長	菊池 由 紀	
	5	岩泉町保健福祉課	課長	田鎖 英 明	
社会福祉協議会	6	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	事務局次長	佐々木 吉信	
	7	社会福祉法人釜石市社会福祉協議会	地域福祉課長	菊池 亮	
	8	社会福祉法人雫石町社会福祉協議会	事務局長	柿木 典子	
民生委員	9	岩手県民生委員児童委員協議会	副会長	米田 ハツエ	
福祉関係団体等	10	一般社団法人岩手県社会福祉士会	地域活動委員 会委員	畠山 里和子	
	11	岩手県地域包括・在宅介護支援センター協議会	理事	吉田 均	
	12	一般財団法人岩手県老人クラブ連合会	女性部会副部 会長	木村 久子	
	13	岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会	委員	大信田 康統	
	14	認定特定非営利活動法人いわて子育てネット	副理事長	両川 いずみ	
	15	一般社団法人岩手県PTA連合会	副会長	三好 なお子	
地域活動団体	16	特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会	会長	瀬川 愛子	
	17	特定非営利活動法人いわて地域づくり支援センター	常務理事	若菜 千穂	
	18	盛岡市町内会連合会	会長	平井 興太郎	
	19	特定非営利活動法人いわてGINGA-NET	代表	八重樫 綾子	
	20	特定非営利活動法人インクルいわて	理事長	山屋 理恵	

岩手県地域福祉推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 岩手県における地域福祉に関する施策の推進に当たり、地域福祉に関する意見を求めるとともに岩手県地域福祉支援計画の進行管理及び評価等を行うため、岩手県地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉に関する施策の推進に関すること。
- (2) 岩手県地域福祉支援計画の進行管理、評価及び見直しに関すること。
- (3) 社会福祉法人等の地域貢献活動に関すること。
- (4) その他地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、地域福祉に関する専門的な知識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する委員20人以内をもって構成する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から2年以内とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 協議会に会長を置き、委員の中から互選により選任する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が不在のときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、知事が招集する。

- 2 協議会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 協議会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(特別委員)

第5条 委員会に、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、社会福祉に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 特別委員は、委員会の所掌事項に関して助言、指導等を行う。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉部地域福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月16日から施行する。

社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（福祉サービスの基本的理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条（略）

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

（地域子育て支援拠点事業等を営む者の責務）

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第10条の2に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する母子健康包括支援センターを営む事業
- 三 介護保険法第115条の45第2項第1号に掲げる事業

- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - 五 市町村による第106条の3第1項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

希望協いわてモニターアンケート

I アンケート調査の概要

1 調査課題名

地域福祉に関する意識調査

2 調査の目的

県では、平成 21 年 3 月に「岩手県地域福祉支援計画」を策定し、「互いに認め合い、共に支え合いながら、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現」を基本理念に掲げ、地域福祉の推進に取り組んできたところです。

本調査は、今後の地域福祉に関する施策の参考にするとともに、平成 30 年度に策定を予定している「岩手県地域福祉支援計画（第 3 期）」の基礎資料とするために実施しました。

3 調査期間

平成 30 年 2 月 27 日（火）から 3 月 14 日（水）

4 調査方法

調査紙郵送及びインターネット

5 調査対象

平成 29 年度希望郷いわてモニター 276 名

6 回答者数

211 名

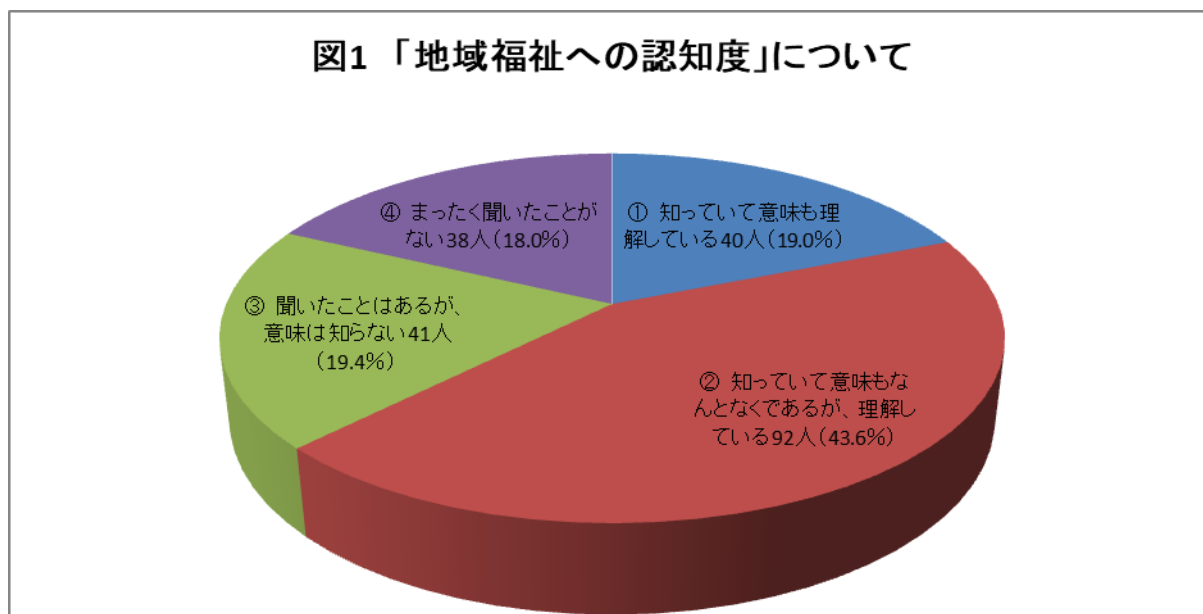
7 回答率

76.4%

Ⅱ アンケート集計結果

問1 あなたは、「地域福祉」という言葉を御存知でしたか。あてはまるものを1つ選んでください。

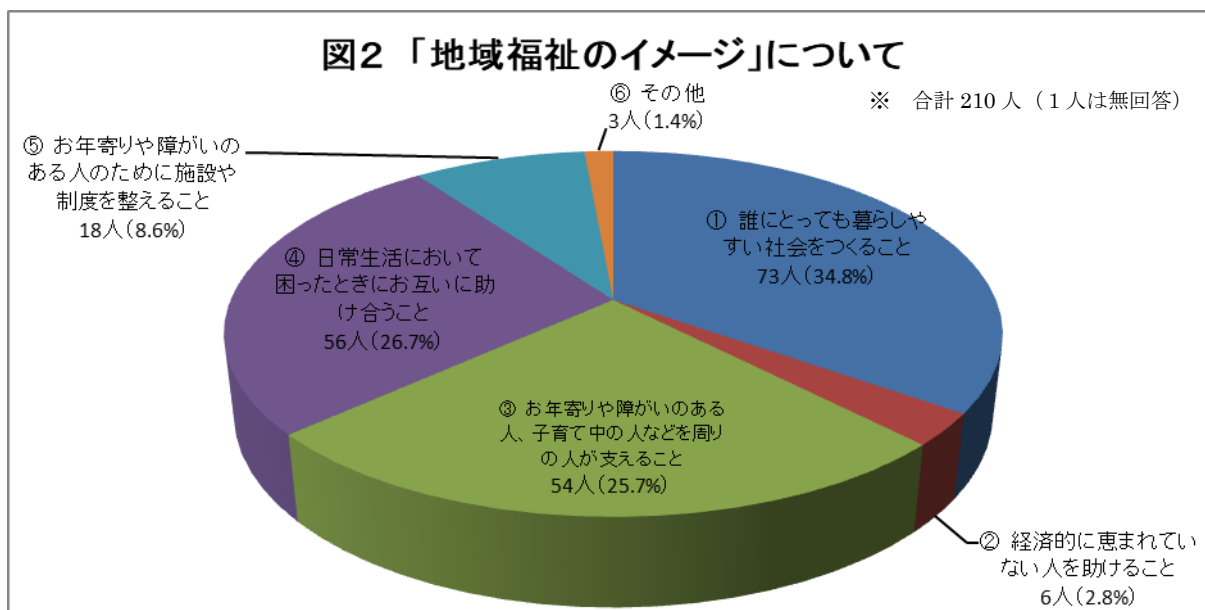
- ① 知っていて意味も理解している
- ② 知っていて意味もなんとなくであるが、理解している
- ③ 聞いたことはあるが、意味は知らない
- ④ まったく聞いたことがない



地域福祉という言葉の意味を「理解している（「なんとなく理解」も含む。）」している方の割合は6割程度であり、依然として4割程度の方々には理解されていない状況にある。

問2 「地域福祉」という言葉から、どのようなイメージを受けますか。最も近いものを1つ選んでください。

- ① 誰にとっても暮らしやすい社会をつくること
- ② 経済的に恵まれていない人を助けること
- ③ お年寄りや障がいのある人、子育て中の人などを周りの人が支えること
- ④ 日常生活において困ったときにお互いに助け合うこと
- ⑤ お年寄りや障がいのある人のために施設や制度を整えること
- ⑥ その他（具体的に御記入ください。）



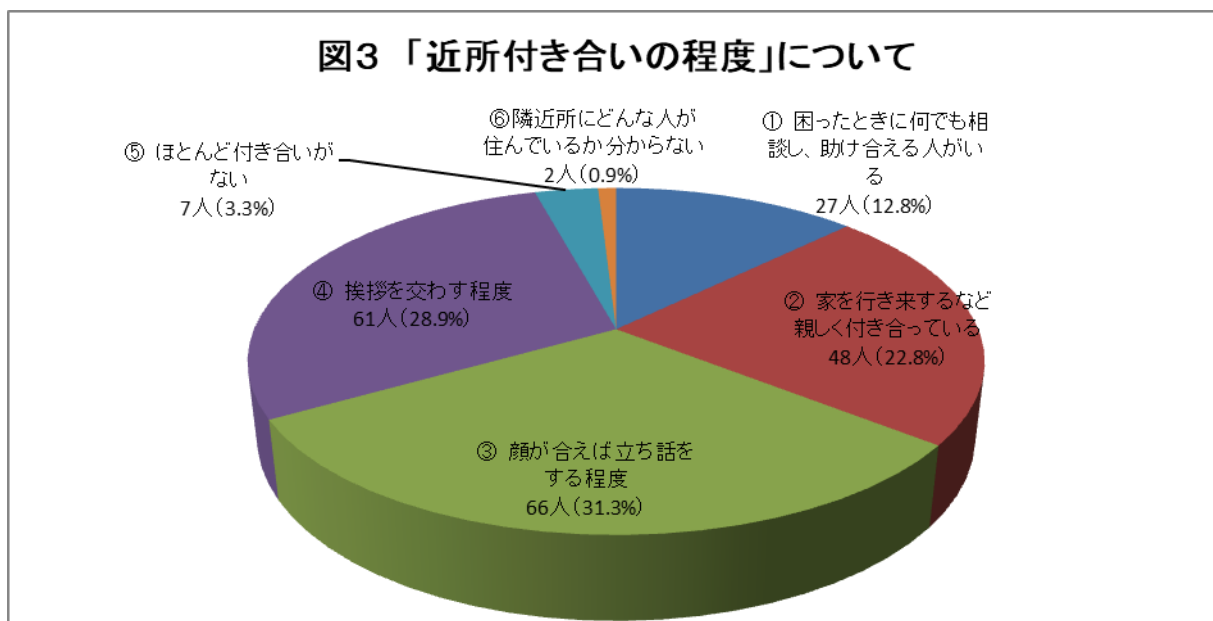
「地域福祉」という言葉に対して、「誰にとっても暮らしやすい社会をつくること」をイメージした方が 34.8%と最も多かったものの、お年寄りや障がいのある方などに対する支援 (25.7%)、施設等の整備 (8.6%) や日常生活における共助 (26.7%) をイメージする方も一定数おり、人それぞれ「地域福祉」に対するイメージが違うことが分かった。

「その他」の回答

- ・ 狭い地域、長く農村地帯である為、プライバシーも何もあるものではないようなイメージがある。
- ・ 社会全体の福祉から、地域単位で絞り込んだ細かい手厚いケアをめざすこと。

問3 近所の方とどの程度のお付き合いをしていますか。あてはまるものを1つ選んでください。

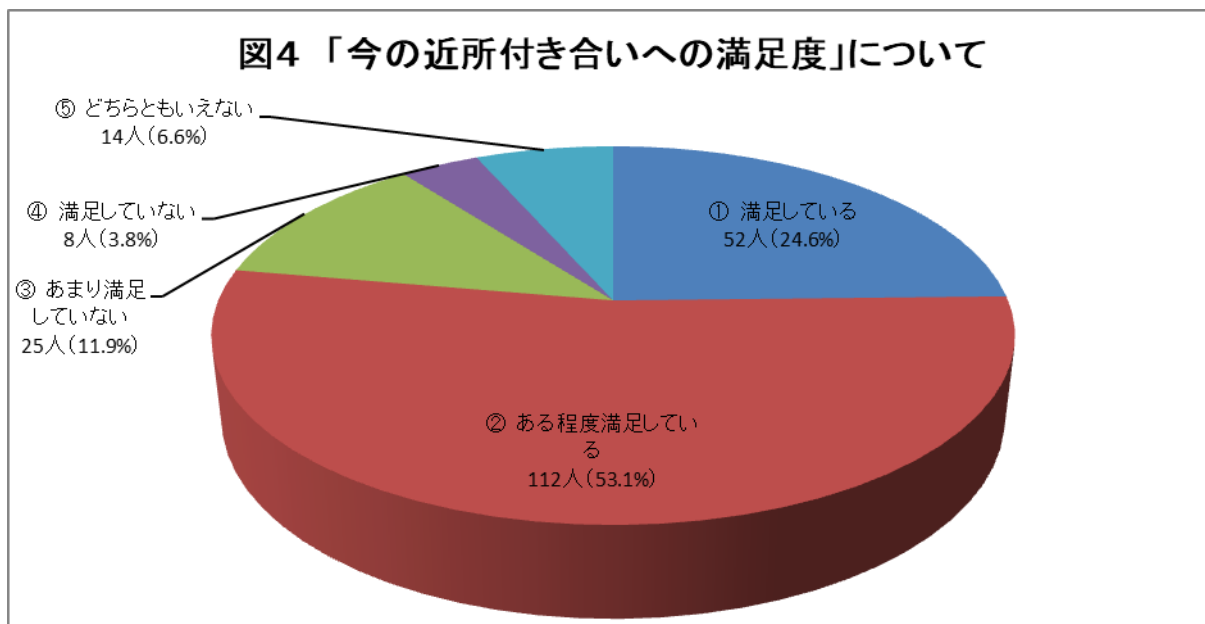
- ① 困ったときに何でも相談し、助け合える人がいる
- ② 家を行き来するなど親しく付き合っている
- ③ 顔が合えば立ち話をする程度
- ④ 挨拶を交わす程度
- ⑤ ほとんど付き合いがない
- ⑥ 隣近所にどんな人が住んでいるか分からない



「ほとんど付き合いがない」、「隣近所にどんな人が住んでいるか分からない」と回答した方は4.2%であり、多くの方が最低でも挨拶を交わす程度の近所付き合いをしていることが分かった。

問4 今の近所付き合いに満足していますか。あてはまるものを1つ選んでください。

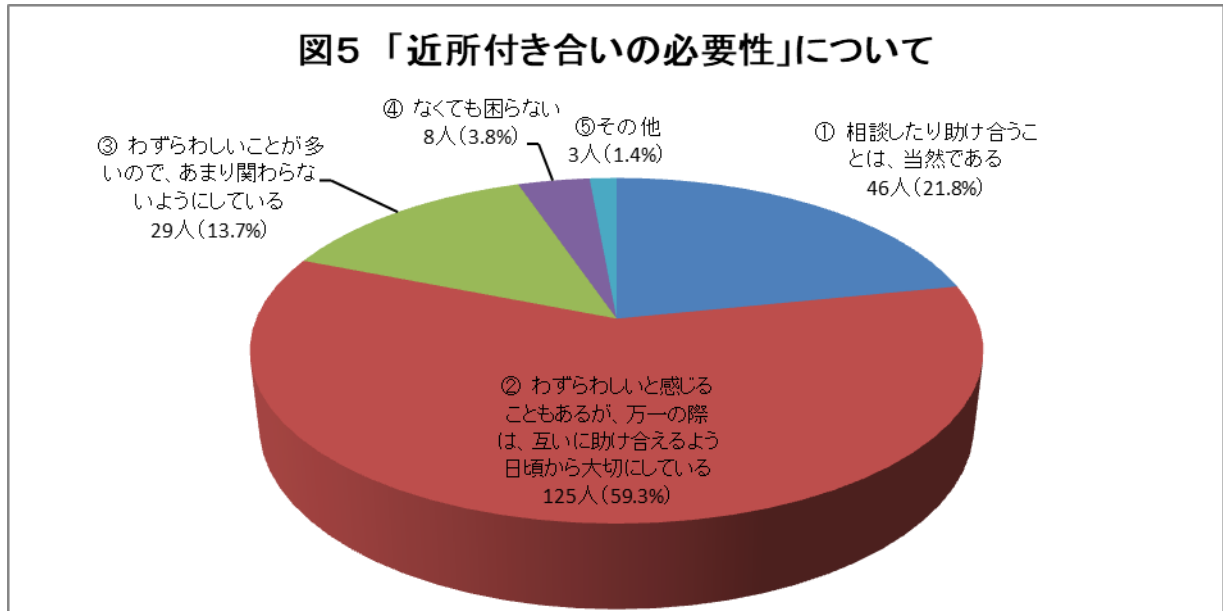
- ① 満足している
- ② ある程度満足している
- ③ あまり満足していない
- ④ 満足していない
- ⑤ どちらともいえない



現在の近所付き合いに満足している（「ある程度満足している」を含む。）と回答した方が全体の約8割を占めていることが分かった。

問5 近所付き合いについて、どのように考えますか。最も近いものを1つ選んでください。

- ① 相談したり助け合うことは、当然である
- ② わずらわしいと感じることもあるが、万一の際は、互いに助け合えるよう日頃から大切にしている
- ③ わずらわしいことが多いので、あまり関わらないようにしている
- ④ なくても困らない
- ⑤ その他（具体的に御記入ください。）



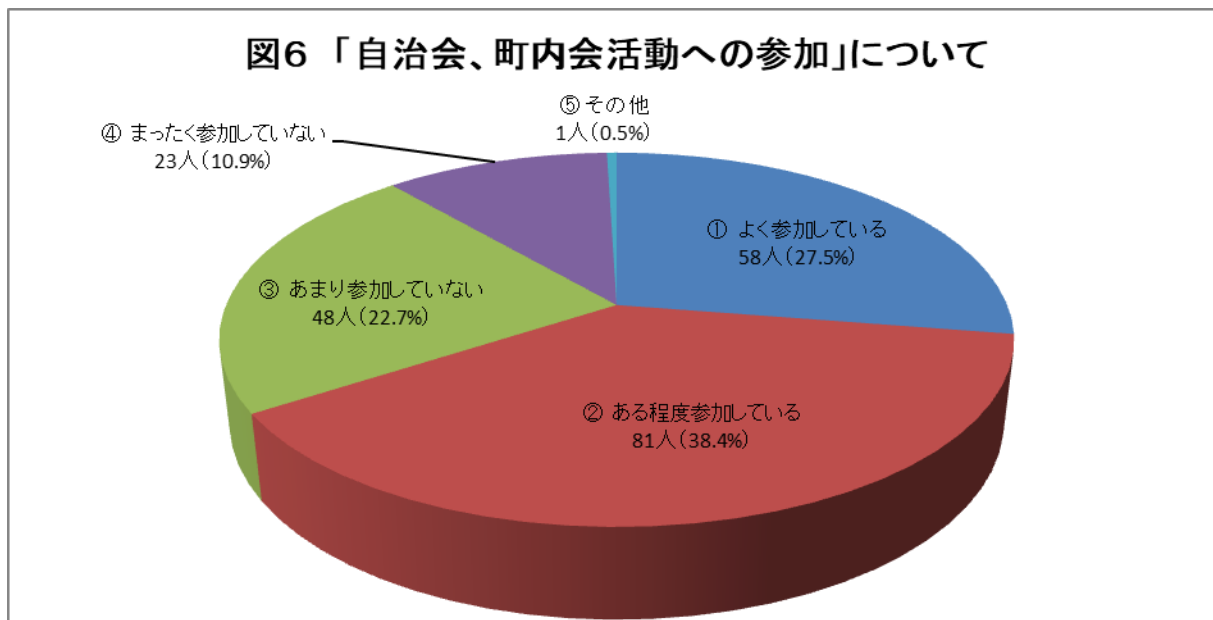
「相談したり助け合うことは、当然である」、「わずらわしいと感じることもあるが、万一の際は、互いに助け合えるよう日頃から大切にしている」と考えている方が8割程度を占めており、多くの方が近所付き合いの必要性を感じている。一方、2割程度の方が近所付き合いの必要性を感じていないことが分かった。

「その他」の回答

- ・ 何かあった時はもちろん助け合うが、あまり干渉しないようにしたい。
- ・ ほとんど付き合いがない。

問6 自治会・町内会活動に参加していますか。あてはまるものを1つ選んでください。

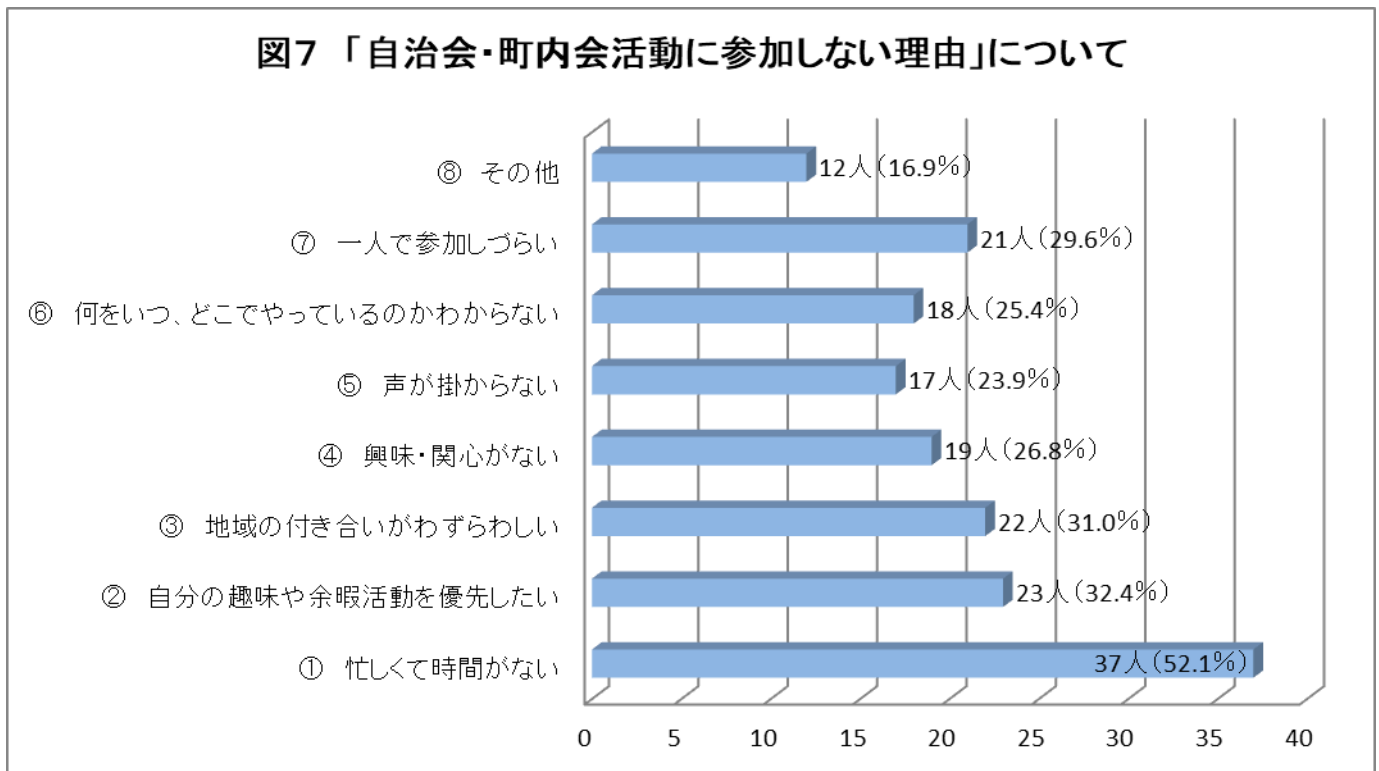
- ① よく参加している（①を選んだ方は、問8にお進みください。）
- ② ある程度参加している（②を選んだ方は、問8にお進みください。）
- ③ あまり参加していない（③を選んだ方は、問7にお進みください。）
- ④ まったく参加していない（④を選んだ方は、問7にお進みください。）



自治会・町内会活動に参加している方（「ある程度参加している」を含む。）が6割程度を占めている一方、4割程度の方はあまり参加していないことが分かった。

問7 問6で③又は④を選択された方にお聞きします。理由として、あてはまるものを全て選んでください。

- ① 忙しくて時間がない
- ② 自分の趣味や余暇活動を優先したい
- ③ 地域の付き合いがわずらわしい
- ④ 興味・関心がない
- ⑤ 声が掛からない
- ⑥ 何をいつ、どこでやっているのかわからない
- ⑦ 一人で参加しづらい
- ⑧ その他（具体的に御記入ください。）



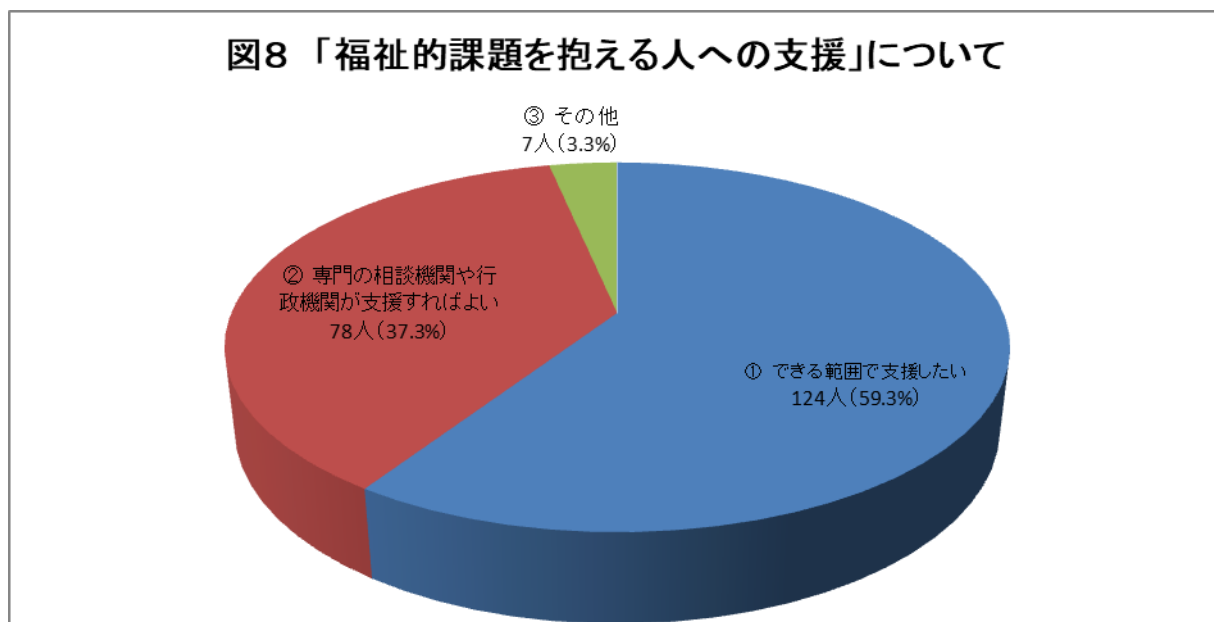
自治会・町内会活動にあまり参加しない方（質問6で③又は④を選択した71人）のうち「興味・関心がない」と回答した方は26.8%という結果であり、7割以上の方が興味や関心があるものの何らかの理由で活動に参加できていないことが分かった。

「その他」の回答

- ・ 引っ越したばかり。
- ・ 同じ世帯の者が参加しているので、自分が出なくても良いから。
- ・ 現在は、仕事や家事等でほとんど参加できてないが、声が掛かった時やお手伝いできるときは協力するようにしている。
- ・ 仕事をしているので時間があわない。
- ・ 平日は仕事をしているので、参加できません。
- ・ 足が悪く(身障者)、母も脳梗塞で身障者なので、地域の草刈りに参加が困難。
- ・ 草取りなどの作業はあるが、高齢者が多いため、朝早くて参加できない。
- ・ 災害住宅なので、地域としてまとまりがない。
- ・ 土日祝日も仕事をしているので、参加できない事が多い。
- ・ 嫁に来たばかりでまだ何をどこでやっているかわからないことと、乳児がいるのであまり外にでない。
- ・ 子どもがいないので地域に密着した活動は遠い存在のように感じるし、ライフスタイルに合わない。ただし、ルールを守るように心掛けるようにしている。
- ・ 仕事の勤務時間が深夜専門のため、参加できる時間の都合がない。
- ・ よそから来たため疎外感がある。
- ・ 住んでいる地域活動よりも、実家のある地域活動に参加することが多い。

問8 近所に住んでいる、何らかの生活・福祉課題を抱える方への支援について、どのように考えますか。最も近いものを1つ選んでください。

- ① できる範囲で支援したい（①を選んだ方は、問9にお進みください。）
- ② 専門の相談機関や行政機関（高齢者介護・子育て等の各種支援センターや役所・役場等）が支援すればよい（②を選んだ方は、問10にお進みください。）
- ③ その他（具体的に御記入ください。）（③を選んだ方は、問10にお進みください。）



「できる範囲で支援したい」と回答した方が約6割を占めており、多くの方が福祉的課題を抱える人を自ら支えたいと考えていることが分かった。

「その他」の回答

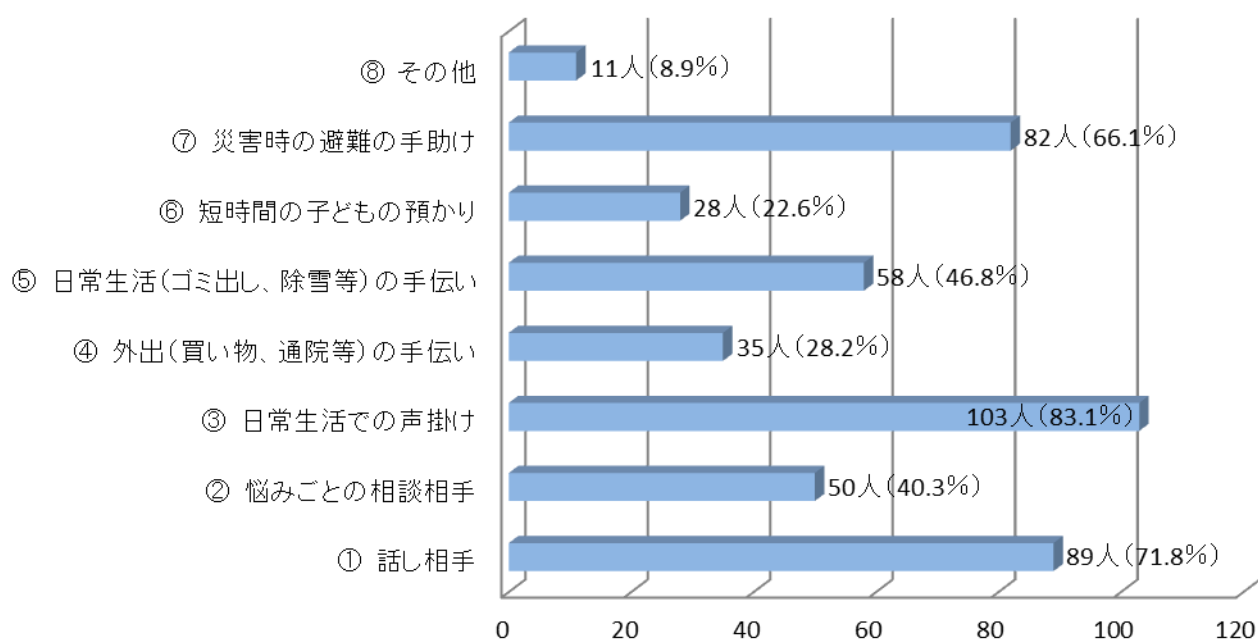
- ・ 近所に対象となる方はいないが、一人で暮らしている方がいるので支援が必要な時にはできる範囲で手助けしたいと思っている。
- ・ 支援できるものとできないものがあり、その範囲で手伝う程度。
- ・ 引越してきてから5年位であまり内情がわからないので支援まではしていない。
- ・ 地域ですと親戚関係とかが多くそこがすべて付き合い良好でない場合もあり、他者がでて手助けするとお節介やきにもとられたり、その親戚の話を地元でない人が喋ったりすると、話がやっかいになりとどの程度がお手伝いをと考えます。足の不自由な方のゴミ捨てをやったりとささやかなお手伝いくらいしかできません。
- ・ 何十年も障害手当を貰い、毎日買物3～4回出かける、冠婚葬祭時等しっかりあいさつする（知的障害者）
- ・ そのような課題を抱えている方が本当に他人の支援を求めているか疑問。

問9 問8で①を選択された方にお聞きします。

あなたが協力できると思う支援について、あてはまるものを全て選んでください。

- ① 話し相手
- ② 悩みごとの相談相手
- ③ 日常生活での声掛け
- ④ 外出（買い物、通院等）の手伝い
- ⑤ 日常生活（ゴミ出し、除雪等）の手伝い
- ⑥ 短時間の子どもの預かり
- ⑦ 災害時の避難の手助け
- ⑧ その他（具体的に御記入ください。）

図9 「福祉課題を抱える人へ支援できること」について



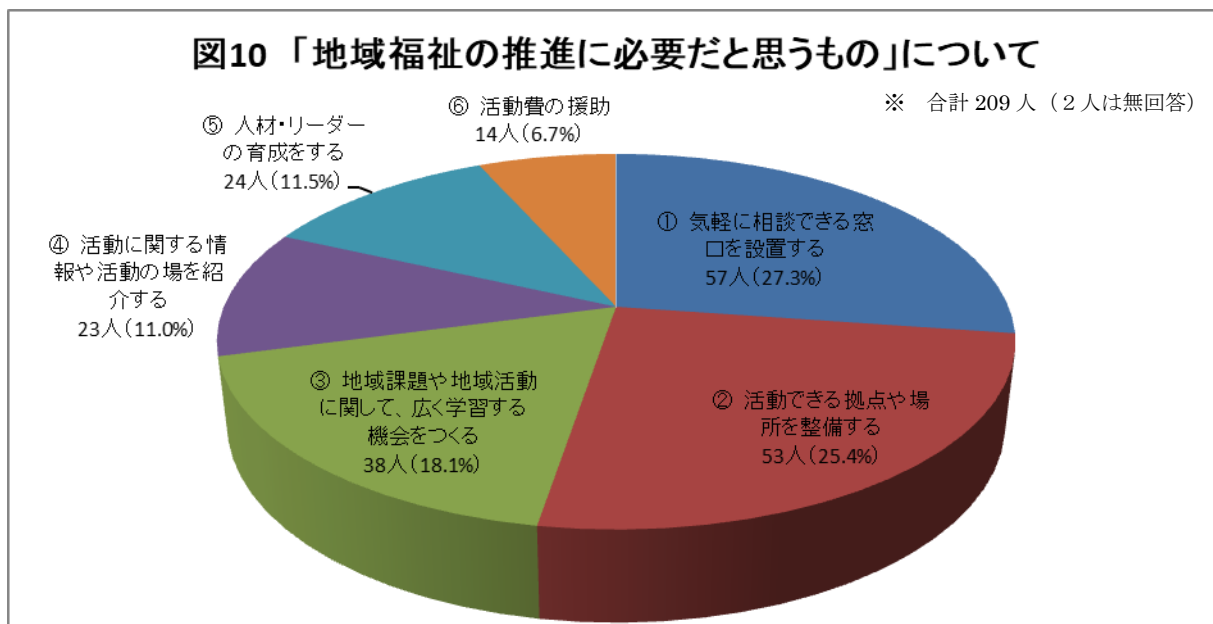
「できる範囲で支援したい」と思っている方（質問8で①と回答した124人）の大半が日常生活や災害時の介助、声掛けにより支援したいと考えていることが分かった。

「その他」の回答

- ・ 庭の草取り
- ・ 町内会役員をしているので、様々な課題に関わり、協力していきたい。
- ・ おすそわけ、おみやげ、サークルなどで、車に同乗させている。
- ・ 介護
- ・ 犬の散歩（かみぐせのない犬に限り）。猫の餌やり。
- ・ お年寄りが多い地域なので、毎日電気が付くが、小屋など電気がつけっぱなしになっていないか気を付けてみるようにしている。
- ・ 動物を飼っている高齢者が入院中、そのペットの面倒をみたり、飼い主が亡くなられた後も自宅で引き取ったり、ボランティアでお世話しています。
- ・ 自分では作らず買った物ばかり食べている人への手料理の御裾分け。
- ・ 自分の能力を活かして行政等ができないサービス、ケアを行う。

問 10 今後、地域の助け合いや福祉活動の輪を広げていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまるものを1つ選んでください。

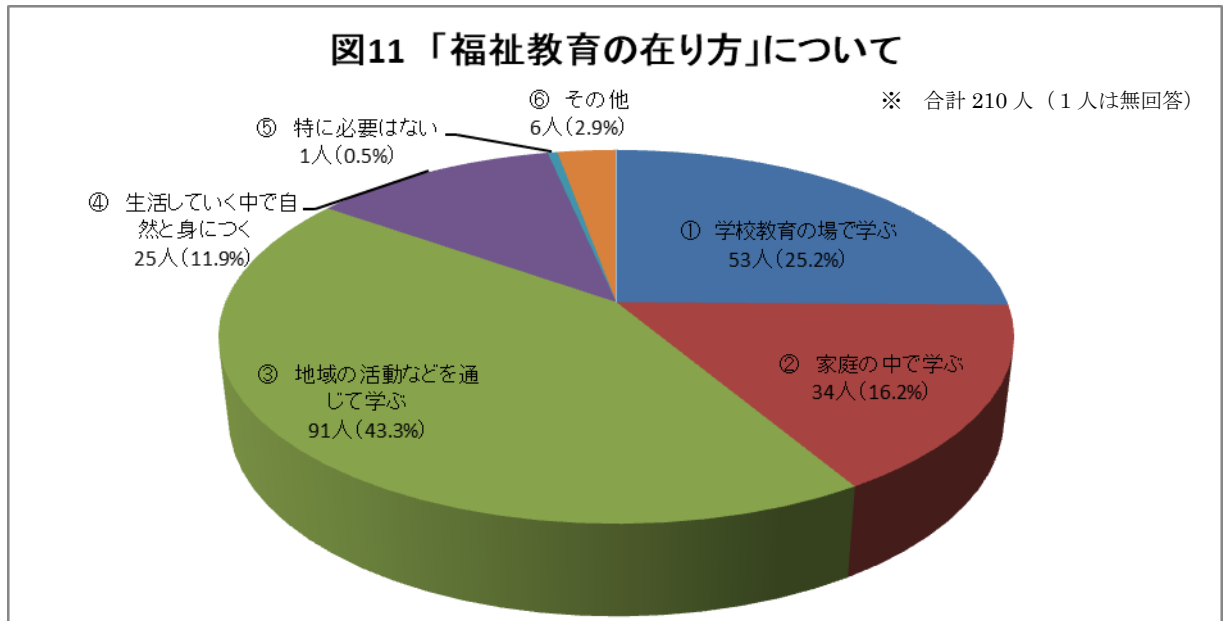
- ① 気軽に相談できる窓口を設置する
- ② 活動できる拠点や場所を整備する
- ③ 地域課題や地域活動に関して、広く学習する機会をつくる
- ④ 活動に関する情報や活動の場を紹介する
- ⑤ 人材・リーダーの育成をする
- ⑥ 活動費の援助



半数以上の方が相談窓口や活動場所への整備など、活動に必要な環境の整備を求めていることが分かった。

問 11 子どもたちに対する福祉教育（思いやりの心や福祉への理解と参加の心を育てる教育）について、どのように行うべきだと思いますか。あてはまるものを1つ選んでください。

- ① 学校教育の場で学ぶ
- ② 家庭の中で学ぶ
- ③ 地域の活動などを通じて学ぶ
- ④ 生活していく中で自然と身につく
- ⑤ 特に必要はない
- ⑥ その他（具体的に御記入ください。）



学校教育以外の日常生活の中で福祉教育を行うべきと考えている方が全体の7割（①16.2%、②43.3%、③11.9%）を占めた。

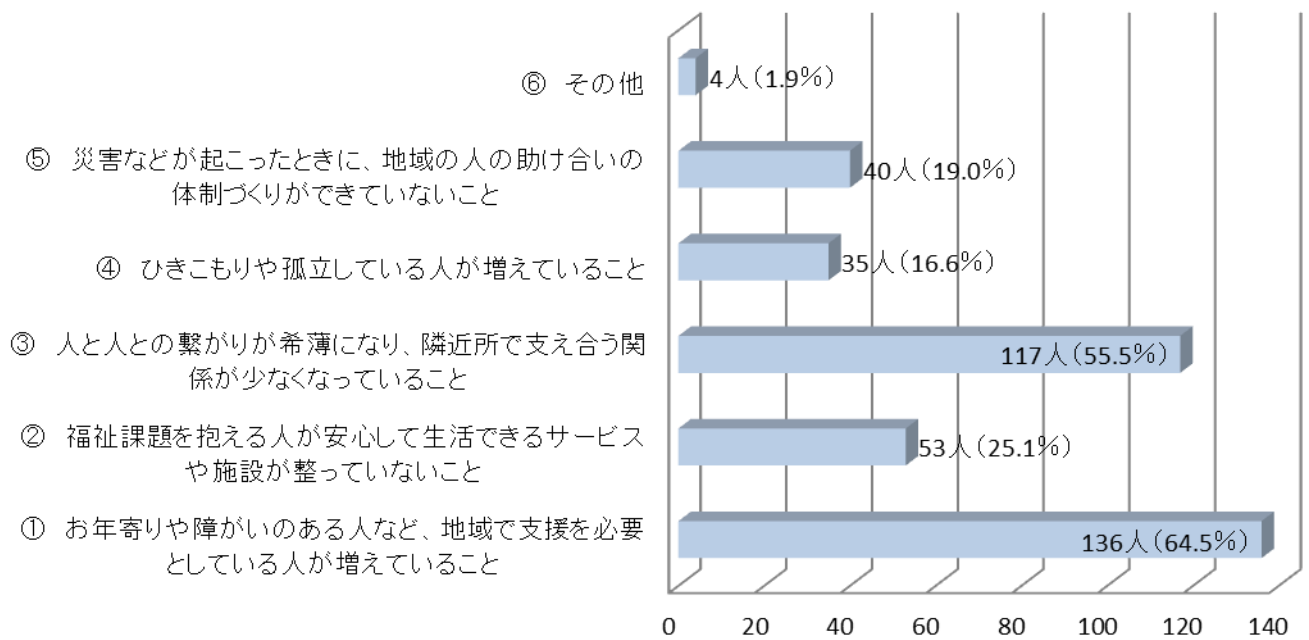
「その他」の回答

- ・ 本来なら家庭での教育と思いますが、今の世代では無理と感じます。学校教育の中での道徳で学ぶのがよいと考えます。
- ・ ①～⑤どれでも無理、今ある地域の体制、活動を利用する。例えば消防点検活動の折、必ず一声かけるシステムを作る。実現した班にはポイントを与える etc...
- ・ 地域の福祉活動実践組織と活動などで交流し、体験・交流し学んでいくことが大事と思います。
- ・ ①②③④全部で。
- ・ 学校、家庭、地域、生活の中で自然に学ばせること。
- ・ 一つでは選べない、学校・家庭・地域・生活全ての中で育つものとする。

問 12 あなたの住んでいる地域の福祉課題は何だと思えますか。あてはまるものを2つまで選んでください。

- ① お年寄りや障がいのある人など、地域で支援を必要としている人が増えていること
- ② 福祉課題を抱える人が安心して生活できるサービスや施設が整っていないこと
- ③ 人と人との繋がりが希薄になり、隣近所で支え合う関係が少なくなっていること
- ④ ひきこもりや孤立している人が増えていること
- ⑤ 災害などが起こったときに、地域の人の助け合いの体制づくりができていないこと
- ⑥ その他（具体的に御記入ください。）

図12 「住んでいる地域の福祉課題」について



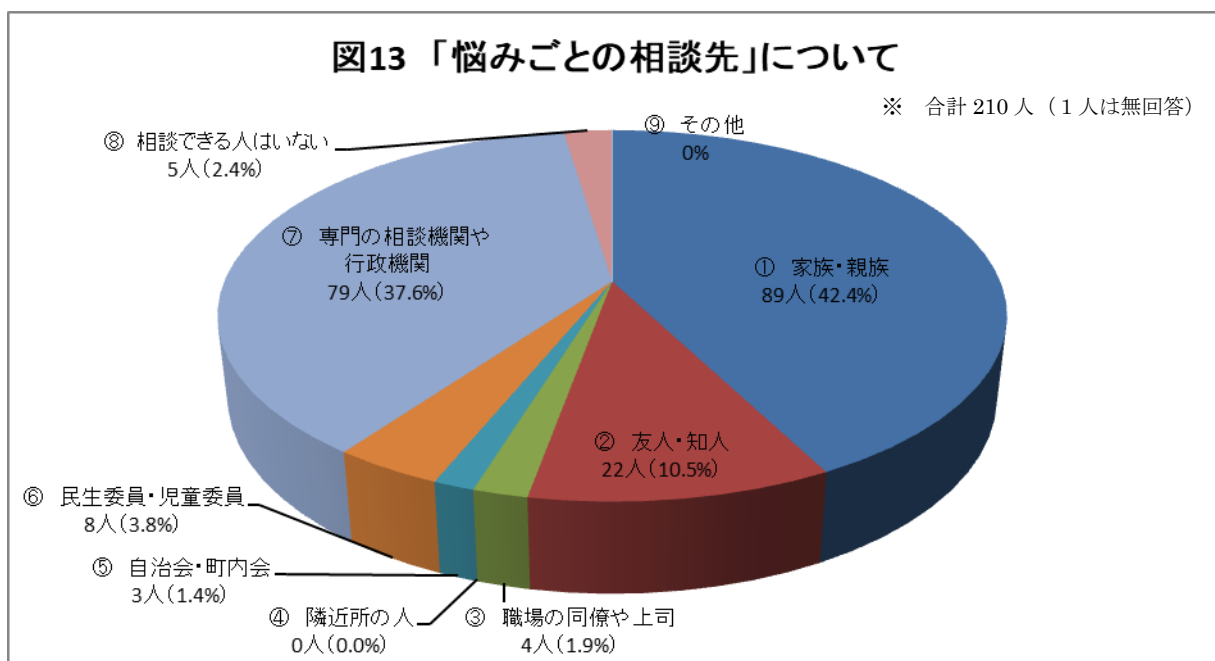
お年寄りや障がいのある方など、支援を必要としている方が増えていることを課題として挙げる方が6割を超える一方で、その支援の前提となる良好な人間関係が構築できていないことを課題として挙げる方も多かった。

「その他」の回答

- ・ 過疎化、高齢化に伴う買い物、通院、ゴミ出し、除雪等の支援。
- ・ 高齢者世帯の増加は、後継者の独身化による将来不安。
- ・ 一人暮らしの方(少し認知症かなと思える人)が増えて、生活は大丈夫かな？心配です。個人情報、プライバシーの問題もあり、立ち入ることも近所で話題にすることも難しいと感じている。
- ・ 老人が多すぎて無理。
- ・ 民生委員が機能していない。
- ・ 老人だけの世帯が多い。支援があっても窓口までいけない。将来に不安がある。
- ・ 地域福祉が理想的に整っていると思います。以前住んでいたところより現在のほうが…。

問 13 自分では解決できない福祉に関する相談や悩みごとがあった場合、まずはどのようなところに相談しますか。あてはまるものを1つ選んでください。

- ① 家族・親族
- ② 友人・知人
- ③ 職場の同僚や上司
- ④ 隣近所の人
- ⑤ 自治会・町内会
- ⑥ 民生委員・児童委員
- ⑦ 専門の相談機関や行政機関
(高齢者介護・子育て等の各種支援センターや役所・役場、社会福祉協議会など)
- ⑧ 相談できる人はいない
- ⑨ その他 (具体的に御記入ください。)

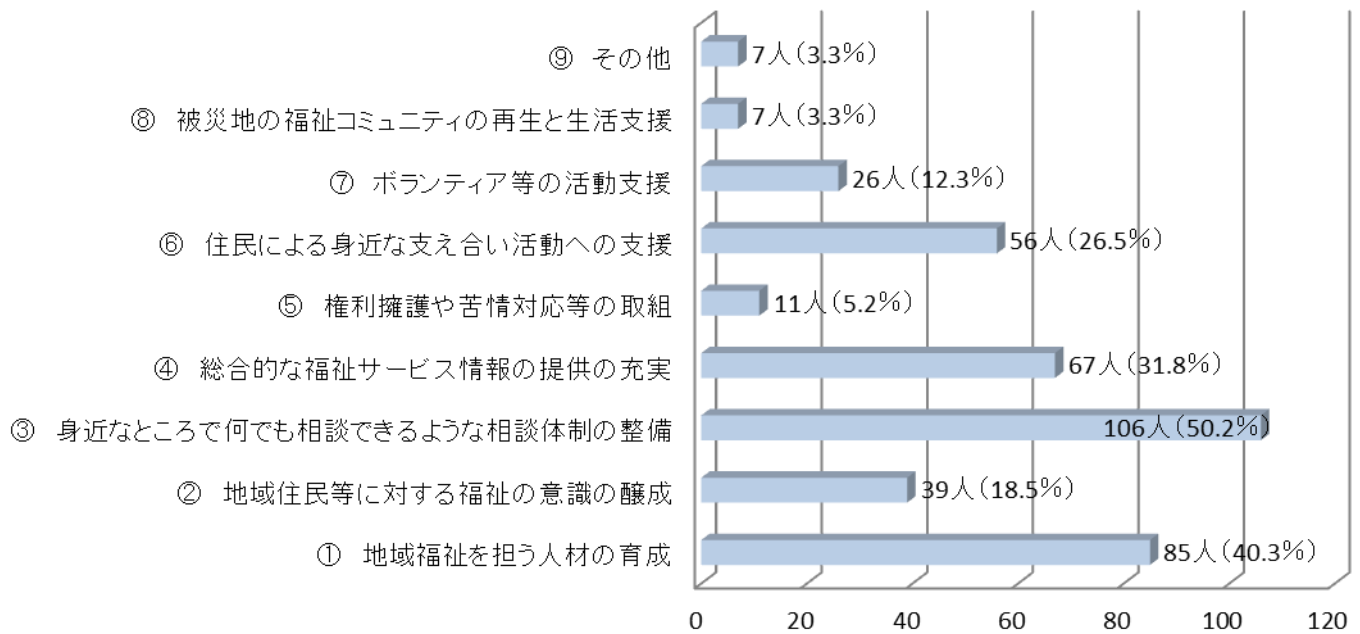


福祉に関する相談や悩みごとを家族や友人など身近な人に相談するという方が半数を占め、専門機関等に相談したいと考える方は少なかった。

問 14 地域福祉を推進するために、行政はどのような分野を優先して取り組むべきだと思いますか。
あてはまるものを2つまで選んでください。

- ① 地域福祉を担う人材の育成
- ② 地域住民等に対する福祉の意識の醸成
- ③ 身近なところで何でも相談できるような相談体制の整備
- ④ 総合的な福祉サービス情報の提供の充実
- ⑤ 権利擁護や苦情対応等の取組
- ⑥ 住民による身近な支え合い活動への支援
- ⑦ ボランティア等の活動支援
- ⑧ 被災地の福祉コミュニティの再生と生活支援
- ⑨ その他（具体的に御記入ください。）

図14 「地域福祉推進のため行政が取り組むべきこと」について



多くの方が地域福祉を担う人材の育成（①40.3%）と相談しやすい窓口の整備（③50.2%）を求めていることが分かった。

問 15 その他、地域福祉について、御意見等ありましたら御記入ください。

1	自治会活動の中で民生委員さんからお話しを聞いたり、子ども会活動の中にも地域の人たちがもっと関わりを持つことが必要だと思います。
2	民生委員を8年経験したことがあります。悩みをなんでも話せる地域にするには難しいものがありました。地域の状況をわかってから進めないと、孤立させてしまうこともあります。丁寧に関わりを作っていた、私にとっては、とても大変だと思った経験です。全員を助けるというのも荷の重いものでした。地域の人々が同じように、地域福祉に関心を持っていれば、きっと良い社会になると思います。
3	今は傾聴ボランティアに参加し活動していますが、たくさんの人が集まることはない。でも、「話そう」と思い参加する程度の認知症の人たちが集まり、たわいもないおしゃべりをし、笑ったり「また、次回楽しみねー」と言って別れます。会話の内容は他、多、言は禁止です。皆さん守っています。(ボランティアの方々)
4	この地域に住んで良かったと実感できることが、地域福祉だと思います。そのためには、地域コミュニティ力を増進させる事が大事です。その取組の支援を行政に求めます。
5	民生委員がもう少し、活動していただきたい。
6	地域の医療機関全て、民生委員や消防団などで1つの組織をつくり、平時はそれぞれの仕事をしつつ、有事の際は「長」から必要な人材、機関へ連絡を入れ、見回りや手助け、訪問、助言をするなどの体制を作っておけば、災害時にも機能するし、相談窓口にもなると思います。いろいろな人が関わることで、得意分野で活躍できるし、関わり合うことでお互いを知ることができ、自然と助け合いの気運が生まれていくと思います。組織はその程度ですが、最初の声掛けに行政が関わってくれば形になると思う。
7	困った人がいる時は、個人の生き方を尊重しながら、助け合うことが大事だと思います。私も小さなことでも支援出来たらと思っています。
8	住民の心、役所の心など、本当のいたわりがどこにあるのか、なになのかを見極めて、福祉を語りたい。
9	思いやりと助け合いは人との信頼関係をもとに成り立つと思うので、まずは住民の意識の問題でもあると思います。それをどうやって構築していったら良いかが課題であると考えます。(現代ではプライバシーなど難しい面もあるので、一概に言えないことも…)
10	地域福祉を充実させるためには、やはり公的資金と人材が必要だと思う。大変なことではあるが、行く道に安心があればと願う。
11	60歳以上の方の働き方により、地域の担い手として活動する方が減ってきている。(行政役員を含む)
12	福祉と一言で言っても、あまりにも分野が広い。一番最近思うのは、お年寄りへの地域住民の「お手伝い」。買い物や、ゴミ捨てといった「簡単なこと」とくくられる手伝いも、近所の人だからこそ「いや」と思う人や「恥ずかしい」と思う人もいる。行政や福祉事務所で、手が回らないと言って、資格を持たない一般住民に手伝わせて個人情報を開示するのも理解しがたい。何でも町内会、コミュニティと言うのはどうかと思う。民生委員も大変であろうが、もう少し手当を支給して活動の幅を広げてほしい。
13	障がいや高齢の一人暮らし等で日常生活に困難をきたしている人には、地域で民生委員の方々が見回り等でケアを行っているが、少ない人数で多くの世帯を担当する等、大変な苦労をされていると思う。手軽に相談できる窓口やその機会を増やしたり、隣近所での共助の形を作っていくことなど必要であると思う。
14	「情けは人の為ならず」の正しい意味を理解し、お互いさまの気持ちを持って生活していけたらと思う。うちで義父母の介護が同時に始まった時、隣家のおばあちゃんが、家の草取りに来てくれた。主人や子ども達がない日中、辛くて自分の方が参ってしまい、早く死にたいと思っていた時、他人の優しさに助けられた。隣のおばあちゃんは「昔世話になったから」と言ってそっと来てきれいにして帰っていきました。私もこの恩返しをいつか誰かにしたいと考えて生きていま

	す。でも地域団体が補助金目当てに実績づくりをわざと行い、あとは知らんふりというのは心が痛みます。お金の使い方、おかしいことだらけです。
15	今のみならず、将来も、子どもから高齢者に至るまで、福祉社会対象の社会でもある。こうした社会環境についての意識づけを早急に行う必要がある。
16	地域福祉、むずかしい。私も今は一人で何でもできるが、いずれ年をとれば周囲の方の力を借りなければならなくなる。でも周囲に若い人がいればでしょう。このままでは年寄りしかいなくなる。
17	住民が少ない地域こそ重点的に対応してほしい。都市部はどこでもなんでも恵まれている。そもそもの頭数も多い。田舎は不平等感が多い。
18	一人暮らしの高齢者が増えているので、その方へのより一層の支援充実が必要。
19	各々の地域で抱えている問題は違うので、行政はどこまで理解し、把握しているのか？住民に丸投げですか？近隣通しのつながりも大切ですが、行政とのつながりも大切なのでは？
20	自分も高齢期に入ってきているので、まずは自分が迷惑をかけずに自立して生きていけるように努力したい。プライバシーの関係もあり、なかなか個人的には悩みも話せないことが多いので、近くの人でなく、公共の場で相談できる機会を多くしたい。
21	当地区の高齢者又は一人暮らしの人は、近隣との交流が少なく、家族と同居をしていますが日中は一人で過ごすことが多く、前は「お茶っこ会」があって楽しみにしていたのですが、予算の都合で中止になり、ほとんど家で過ごしています。出たくても出れないというのが現状。地域でボランティアで支援している人もいますが受けれるのは町中心、過疎化した離れたところに住んでいる人は何の支援も受けれない。地元の人も大変だろうと思って自分のことで精いっぱい。今回のように大雪が降れば、自分の家から道路までの除雪も自分達の仕事、病院、買い物も困難をきたしている。気軽に相談できる窓口にしてより利用できる周知をしてあげられる人材が身近にいてほしいと思います。
22	暮らしていく中で、様々な生活課題が発生しているわけですが、一人ひとりの努力と地域住民同士の助け合い精神、さらには公的機関との連携を密にし一体となった取組が必要と思われれます。
23	まだ経験がないのですが、相談しやすい窓口があり聞いていただける環境が整っていると、安心して過ごせると思う。改まって何かというよりも、日々お互い思いやりをもってどんな方であろうと接することができるような心育てをしていきたいと思う。(福祉だけではなく、教育も、全て優しさが必要かと思います。)
24	「地域福祉」は初めて耳にしますが、質問内容を読みますと、大事なことばかり。私の考えは岩手も高齢者の多い県。地域で休畑を借り、子ども達と一緒に、野菜、いちご等を植え、楽しみを与えたいかがでしょうか。収穫は参加者全員で「収穫祭」。楽しいと思います。すべての費用は県が各市町村で負担する。もしこれが実現したとすれば、「健康寿命」につながるのではないのでしょうか。
25	地域福祉の範囲が広すぎることで、地域社会がまだ少子高齢化の問題を理解していない。
26	自治会に積極的に参加することで、近隣の人柄を知ることもあります。人前にでて、色々接触した方が相続できる状況が作りやすいと思います。
27	人口減、高齢化の中で、公務員等が退職後、地域の中でマンパワーを発揮することで地域福祉のみならず、地域力の底上げにつながると期待している。
28	プライバシー守られますというが、漏れるのが現実。相談窓口に行っただけで、・・・さんが来ていたよといううわさが広がります。地域福祉の制度があっても利用しにくいのではないのでしょうか。
29	身近で相談できる人材の育成、特に、口外するずうずうしい、色んな役職を持っている方は多忙ですので、遠慮していただきたい。私の町内に民生委員がいますが、フルタイムで仕事をしている。車、自転車にのれない。相談しようと思わない。今なり手がいないと言うけど、お願いすればいい人がいっぱいいる。

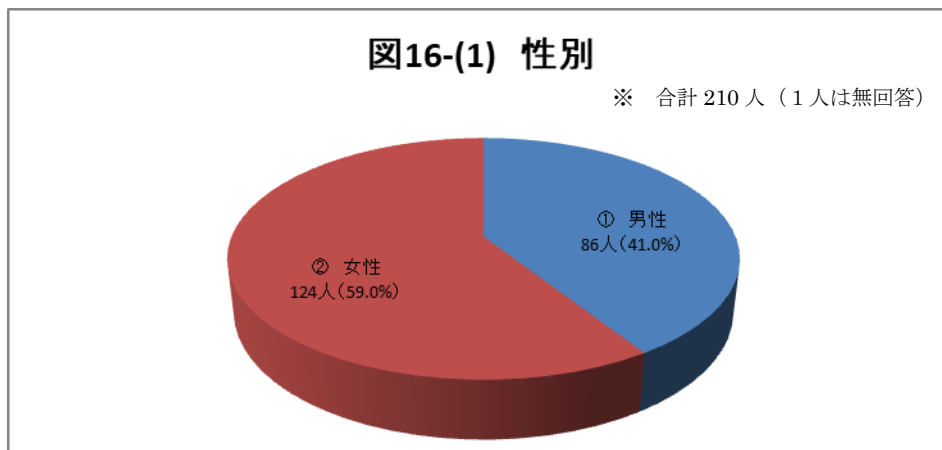
30	デイケアに通えない年寄りがある。誰の言うことも聞かず、時間関係なく徘徊している。辺りの人たちも声をかけてくれますが、危険で心配です。
31	近くに一人暮らしの高齢者がいます。会えば話をしたり、なるべく助けになりたいと思っています。同じ地域には、どんどん高齢者が増えていて、子どもは少なくなっています。デイサービスの車が来るので、高齢者や障がいをもっている方がいることはわかりますが、顔を合わせる機会はまずありません。困った時になんでも相談できる、皆が安心して暮らせるというのは理想ですが、自分から訴えることができない方や、それを拒否される方には地域の住民として、どう関わっていけばいいのなかなと思います。子どもも高齢者も障がい者も安心して生活できる地域づくりが実現できるよう、自分も少しでも役に立ちたいと思います。
32	高齢世帯や一人暮らしのお年寄りの雪かきを中学生や町内会で肩代わりしたり、高齢者が小さな子供たちに、昔の遊びを教えたりする、世代間の交流や、高齢者施設の慰問を行ったりして、相互に支え合う地域になればと思っています。子供会や町内会がうまく機能して地域福祉に貢献できるようになれば地域住民も安心だと思います。
33	行政(県)では、基本理念を掲げ推進に取り組んでいることは、大変ありがたく感じております。大切なことは住民によるご近所同士の支え合いがもっと目に見えてほしいと思うこの頃です。一人暮らし高齢者は日常生活で不便と書いていても福祉の方で色んなサービス、窓口相談できることが分かっている、必要なものは、移動販売車が来てくれることがありがたい町内もあるだろうし、交通路線も何か細やかな支援を検討していただけると思うときもあります。このアンケート機会に、今よりもっと地域福祉に関心を寄せてみたいと思います。
34	例えば、夫婦合算しても年金が生活保護を下回るような家庭に資金的な援助(例えば住宅の補修、入院時の身の回りの世話)を行えるシステムの構築。年配者には、入院費の心配や、入院で残された老人の世話を心配して入院を拒み、結果重症化する人などいるため。
35	支援したいと思い、声掛けをしても断られる。なんでだろうと考えるが全くわからない。その方は5人の子供がいるが、県外に住んでいるけど、なかなか会うのにかえって来ないようです。94歳もう1人の方は子どものいない方ですが、とって他人には頼らないというすごく強い心持なのです。自分はおせっかいなのかなって思っています。87歳
36	地域福祉の理念はとても良い考え方で理想だとは思いますが、高齢化社会におきまして、現実はとても、難しいものがあると思う。家に老人がいる場合、老人だけの生活とか支援できる余裕はなく、なんでも若者にとという考えは負担が大きすぎます。行政による支援が必要だと思います。
37	よく福祉や介護という言葉聞くけど、ケアマネージャーはなぜいらっしゃるのか、又、自分の場合、足の身障者のために頼んで道具を借りているけど、礼儀ができていないマネージャーもいると思う。
38	昔から住んでいる人達と、新しく引っ越して来た人たちとうまく行ってなかったりします。仲よくしようとしても、古いしきたりで揉めることが多い。特に震災後沿岸から引っ越しした方々と問題が起きて、沿岸からのご家族が別の所へ行ってしまいました。人と人の付き合いは本当に難しいです。
39	一概に地域福祉と言われても範囲が広く、見解に統一が必要だ。もっとわかりやすく理解できるように質問してほしい。例えば、道を尋ねられたらその人の身になり、図をかくなり親切、丁寧にすることだと思うが、いかがか。毎月25日に30人近くが集まり、情報交換をしている。新聞のボイス欄など参考にしている。
40	毎年1~2回、定点観測で途上国を周っているが、日本にいる時よりも会話が早く、顔も覚えられているように思える。貧しい国は公的な社会保障や安全保障が貧弱なため、大家族や近所の人と協力しなければ生きていけないためだろうと推測する。日本から近所付き合いや親戚付き合いが消えていったのは公的福祉や警察が優秀だからではないかと思う。
41	ネットなどでも相談しやすい環境を整えば良いと思います。

42	「地域福祉の時代」と言われているが、高齢化率5割近くにまで接近している我が町の現状では、支える人が減少。70歳前後のボランティアが中心。幸い地域コミュニティが良く、お互いが見守っている状態である。気楽に集まれる場所があればいい。福祉事業にもう少し支援金があればいい。
43	老人が多すぎて怖い。介護職や葬祭センターの仕事ばかりが求人にてている。

問16 あなた自身のことについてお聞きします。あてはまるものを選んでください。

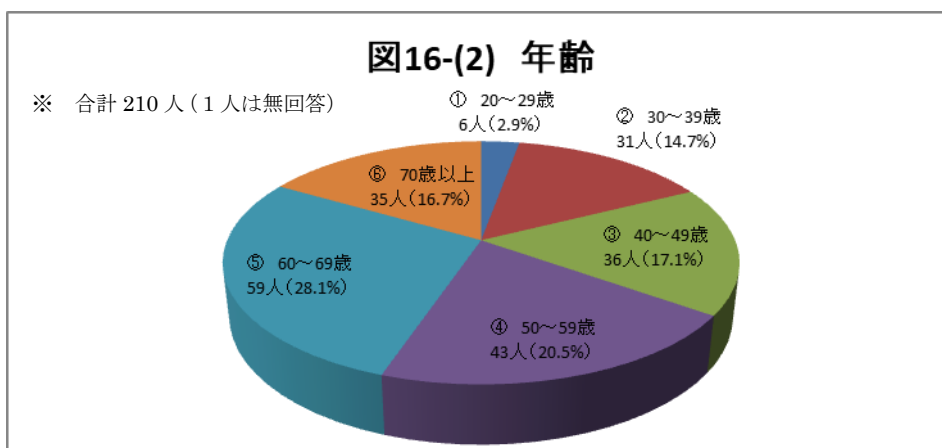
(1) 性別

- ① 男 ② 女



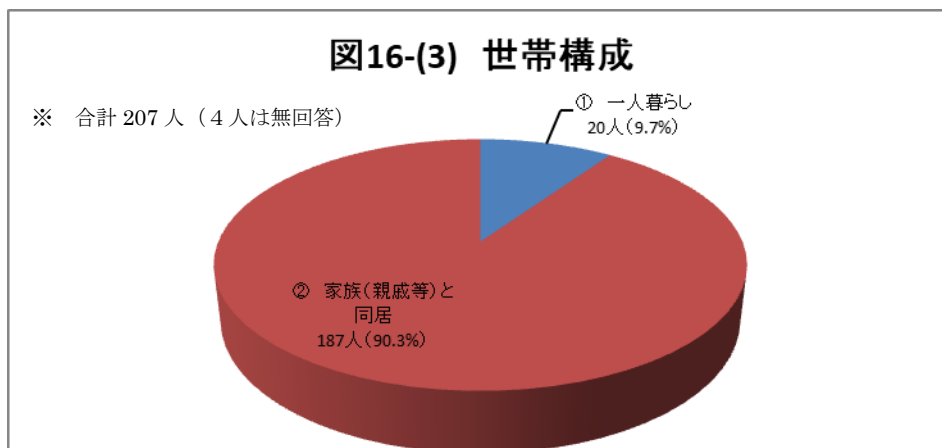
(2) 年齢

- ① 20～29 歳 ② 30～39 歳 ③ 40～49 歳 ④ 50～59 歳
⑤ 60～69 歳 ⑥ 70 歳以上



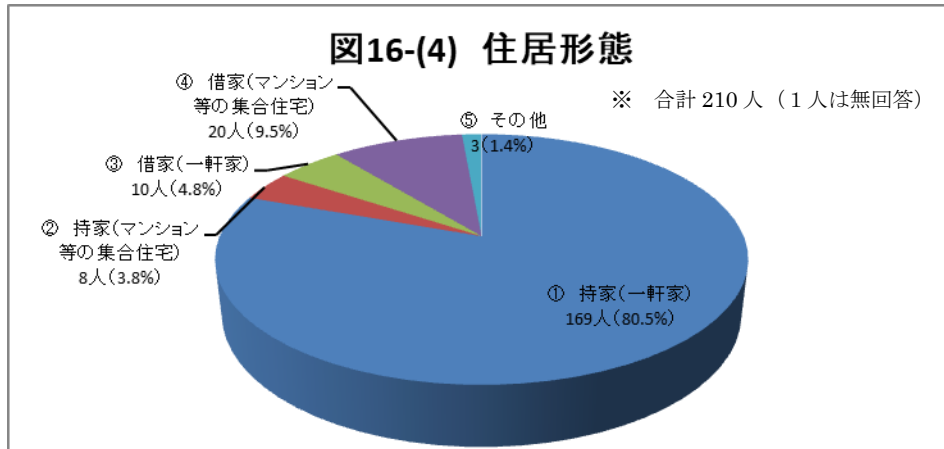
(3) 世帯構成

- ① ひとり暮らし ② 家族（親戚等）と同居



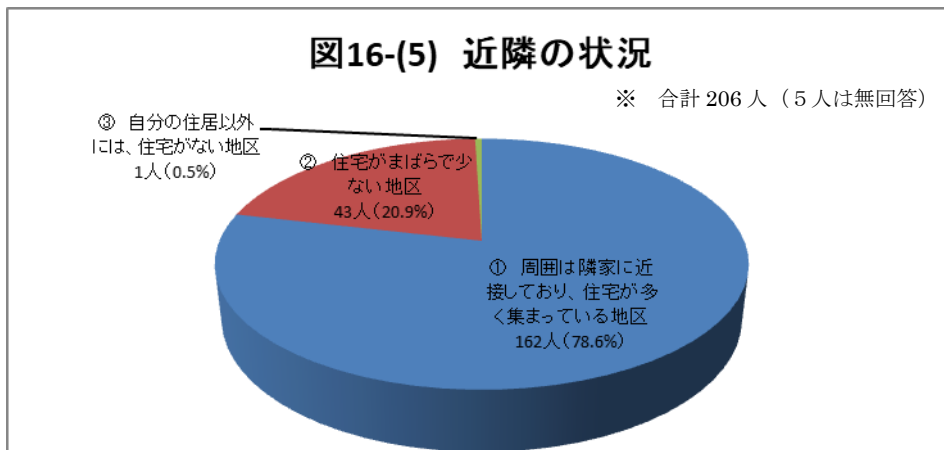
(4) 住居の形態

- ① 持家（一軒家） ② 持家（マンション等の集合住宅） ③ 借家（一軒家）
④ 借家（アパート等の集合住宅） ⑤ その他



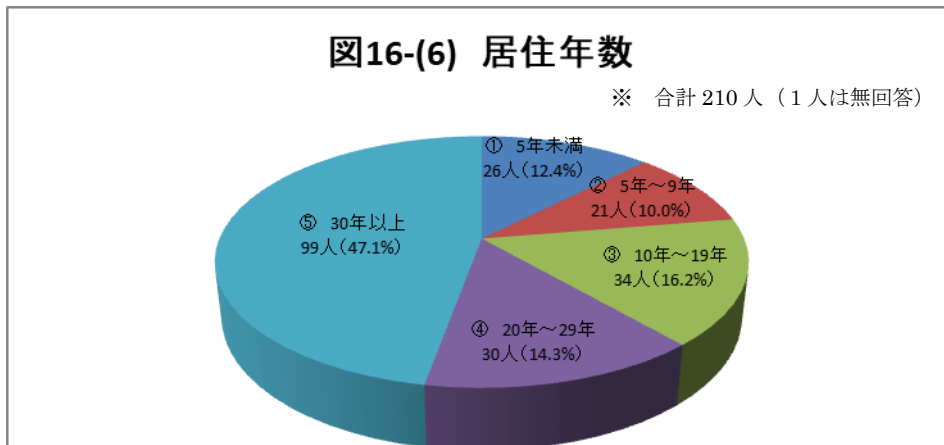
(5) 住居の近隣（徒歩で5分程度の範囲）の状況

- ① 周囲は隣家に近接しており、住宅が多く集まっている地区
② 住宅がまばらで少ない地区
③ 自分の住居以外には、住宅がない地区



(6) 住んでいる地域での居住年数（通算）

- ① 5年未満 ② 5年～9年 ③ 10年～19年 ④ 20年～29年 ⑤ 30年以上



(7) 日常の買物や通院の便利さ

- ① 便利で、特に困ることはない
- ② 便利な方だが、たまに困ることもある
- ③ やや不便で、困ることがある
- ④ 大変不便で、困る

